

野 辺 地 町 立 地 適 正 化 計 画

野 辺 地 町

目 次

1. 立地適正化計画の概要	1
1-1. 立地適正化計画の背景.....	1
1-2. 立地適正化計画の記載事項.....	3
1-3. 立地適正化計画の位置づけ.....	3
1-4. 計画期間	4
2. 野辺地町の現状分析・課題整理	5
2-1. 野辺地町の現況分析.....	5
2-1-1. 野辺地町の成り立ち.....	5
2-1-2. 人口.....	6
2-1-3. 土地利用の動向.....	18
2-1-4. 公共交通等の状況.....	26
2-1-5. 都市基盤整備の状況.....	30
2-1-6. 都市機能分布状況.....	32
2-1-7. 産業状況.....	39
2-1-8. 地価動向.....	45
2-1-9. 財政の現状.....	47
2-1-10. 安全安心の現状.....	52
2-2. 都市構造評価.....	54
2-2-1. 「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づく分析.....	54
2-2-2. 県内市町村との比較.....	66
2-3. 上位計画及び関連計画の整理.....	68
2-4. 現状の整理と課題.....	90
2-5. 現在の対応策と関連計画.....	93
3. まちづくりの方針	94
3-1. 立地適正化が目指すまちづくりの方向性.....	94
3-2. まちづくりの基本理念.....	94
3-3. 将来目標人口.....	94
3-4. 立地適正化区域の設定.....	95
3-5. 立地適正化計画の観点から取り組むべきまちづくりの課題.....	95
3-5-1. 人口減少に伴う人口密度の低下.....	95
3-5-2. 公共交通の維持.....	96
3-5-3. 防災への予防・対策.....	97
3-6. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針.....	98

4. 目指すべき都市の骨格構造	99
4-1. 将来都市構造の基本的な考え	99
4-2. 都市構造の構成	100
5. 問題解決のための誘導方針	102
5-1. 町民の暮らしを支えるコンパクトシティの再編	102
5-2. 町民の日常の生活を支える公共交通網の形成	102
5-3. 住み続けることができる生活環境の形成	103
6. 誘導施設・誘導区域の設定	104
6-1. 誘導区域設定の基準	104
6-2. 誘導区域設定の方針	104
6-3. 都市機能誘導区域	105
6-3-1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方	105
6-3-2. 都市機能誘導区域の設定	105
6-3-3. 誘導施設の考え方	121
6-3-4. 公共施設等の現状	122
6-3-5. 誘導施設の区分	122
6-3-6. 誘導施設の設定	124
6-4. 居住誘導区域	125
6-4-1. 居住誘導区域の基本的な考え方	125
6-4-2. 居住誘導区域の設定	125
6-5. 誘導区域についての方針	137
6-5-1. 人口減少に伴う人口密度の低下	137
6-5-2. 公共交通の維持	137
6-5-3. 防災への予防・対策	137
7. 防災指針	139
7-1. 防災指針の基本的な考え方	139
7-1-1. 防災指針の設定フロー	140
7-2. 災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出	140
7-2-1. 災害ハザード情報等の収集・整理	140
7-2-2. 災害リスクの高い地域等の抽出	145
7-2-3. 防災上の課題の整理	147
7-3. 防災まちづくりの将来像、取り組み方針の検討	148
7-3-1. 防災まちづくりの将来像	148

7-3-2. 取り組み方針.....	148
7-4. 取り組みの方向性.....	150
7-4-1. 防災に関する取り組みとスケジュール.....	150
7-4-2. 目標値の設定.....	151
8. 届出制度.....	152
8-1. 届出の対象となる行為.....	152
8-1-1. 居住誘導区域外における開発行為、建築等行為.....	152
8-1-2. 都市機能誘導区域外における開発行為、建築等行為.....	152
8-1-3. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止.....	153
8-2. 届出制度の流れ.....	153
8-2-1. 届出フロー.....	153
8-2-2. 届出に必要な書類.....	153
8-3. 届出書類（様式等）.....	155
9. 計画の評価方法.....	163
9-1. 評価指標の設定.....	163
9-2. 計画の評価方法.....	164

1. 立地適正化計画の概要

1-1. 立地適正化計画の背景

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。さらに、近年の水災害の頻発・激甚化等を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりが強く求められています。加えて、人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化が、大都市、地方都市を問わず、社会資本の老朽化が急速に進展しています。厳しい財政制約の下で、老朽化への対応も併せて求められています。

このような中で、高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保することで、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面での持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりを推進すること等が求められています。このためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要です。

具体的には、まず人口が減少する地方都市においては、

- ・ 医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるようにすること
- ・ その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、災害リスクの低い一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにすること
- ・ 災害ハザードエリアにおける開発規制及び移転の促進、災害リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導、避難路、避難場所の整備等を組み合わせて、より安全な居住の確保を図ること
- ・ 拠点へのアクセス及び拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通等の充実を図ること
- ・ 拠点の周辺部にあっては、更なる市街化を抑止しつつ、多様なライフスタイルに対応したゆとりある都市生活の場等として地域づくりを進めること

について、一体的に実施し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活サービスにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進することが必要です。

都市ごとの特性に応じてコンパクトなまちづくりを進めることにより、高齢者にとっては、自然と外出してまちを歩くようになるなど、健康な生活を送るとともに社会的にも隔離されない状況となります。また、女性にとっても、子育て施設が身近にあるな

ど安心して子供を生み育てることができる環境となることで、社会参画しやすくなると考えられます。このようにして「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現が図られます。

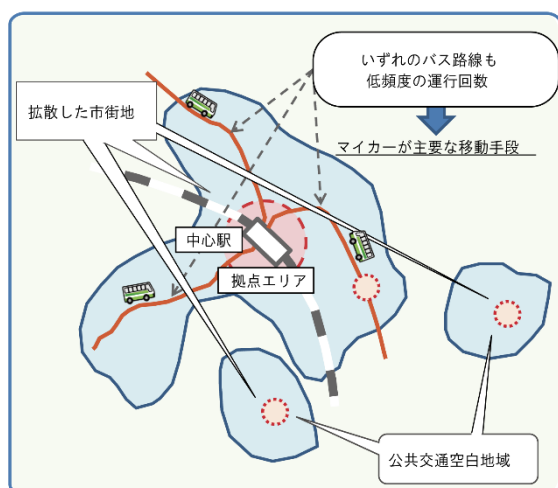
このように安全・安心かつ快適に生活できる都市となることは、経済的な効果を生み出します。すなわち、都市の魅力が向上することにより、若年層や女性を初めとした従業員の確保も容易になり、企業誘致の円滑化にも資することになります。また、高齢者の外出機会が増加することによって小売業・飲食業などへの消費が増加するなど、生活サービスがビジネスとして成り立ちやすい環境となります。さらに、コンパクトな都市において居住者やビジネスパーソン同士のコンタクトが活発になることにより、異業種間のシナジーが生まれ、新たなイノベーションが創出されることも期待されます。このようなビジネスが活発になることにより、住民が自らの住む地域で生活サービスを購入するようになると、地域内での賃金循環の活性化や生産性の向上にも繋がると考えられます。

また、コンパクトなまちづくりを進めることは財政面での持続可能性の向上、ひいては持続可能な都市経営の推進に寄与することになります。すなわち、一定のエリアに居住を誘導することにより、人口が減少する中においても当該エリアでの地価が維持され、固定資産税収が維持されることにも繋がります。歳出面で見れば、適切なサービス水準を維持しつつ、公共施設等の再配置を進めることで、その維持管理・更新時の縮減も可能となります。さらには、住民が健康な生活を少しでも長く楽しめるようにまちづくりに取り組むことにより、健康増進を図ることが可能です。

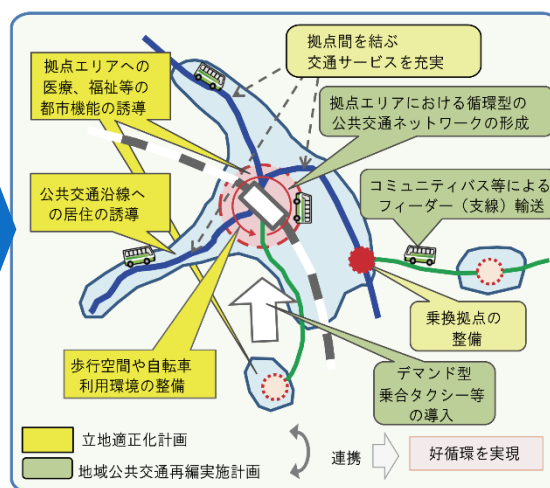
そのような考え方のもと、国では、平成26（2014）年に都市再生特別措置法（平成14（2002）年法律第22号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となって、「コンパクトなまちづくり」を推進するために、居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定める「立地適正化計画」が創設されました。

図 1 立地適正化のイメージ

■現状



■立地適正化計画による将来のイメージ



1-2. 立地適正化計画の記載事項

立地適正化計画では、区域や基本的な方針など都市再生特別措置法の規定に基づく事項を記載します。一つの都市像として、概ね20年後の都市の姿を展望することを基本として区域等を設定しますが、その先の将来も考慮することが必要になります。

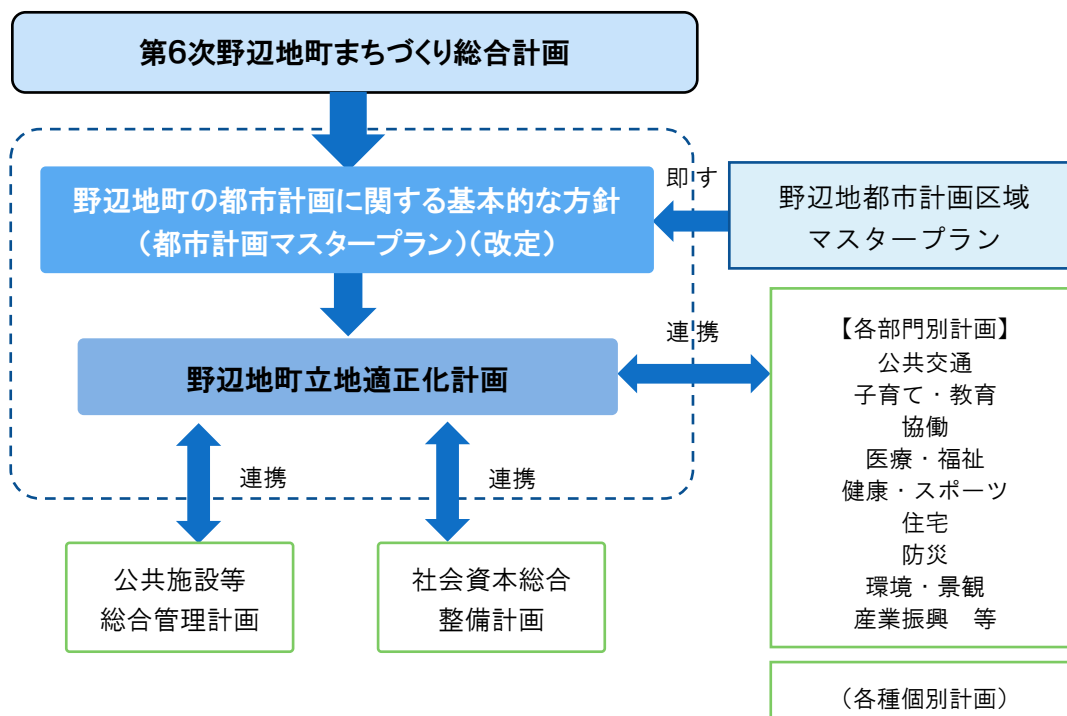
表 1 立地適正化計画の記載事項

項目	記載事項	内容
立地適正化計画区域	区域	都市計画区域内
	基本的な方針	都市全体を見渡し、用途地域内に居住・都市機能誘導区域を設定
居住誘導区域	区域	人口減少の中でも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域です。現行の用途地域を基本として設定します。
	留意点	まとまった住宅エリアを形成するための居住を誘導することが基本です。そのため、徒歩、自転車等のアクセス手段で、都市機能誘導区域内にある商業や医療・福祉などの日常生活サービスを利用しやすくする必要があります。また、災害危険エリアからの移転等を段階的に誘導することも必要です。
都市機能誘導区域	区域	都市機能誘導区域は、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を中心都市拠点や都市拠点及び地域拠点に誘導し集約することで、それぞれの求めるサービスの効率的な提供を図る区域です。居住誘導区域内に設定します。
	留意点	公共施設については、拠点の立地や役割に合わせて類似・重複する施設を選択と集中により集約して設定します。とりわけ、野辺地町役場周辺については、将来都市構造において中心都市拠点としての位置づけを明確にした上で、総合的な都市機能の集約を図ります。

1-3. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」を基本とし、「野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（野辺地都市計画区域マスタープラン）」の内容に即し、「野辺地都市計画の基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に包括した位置づけのもとで、目指すべき将来都市像の実現を目指します。また、その他関連計画との連携を図ることで、具体的な施策を展開します。

図 2 立地適正化計画の位置づけ



1-4. 計画期間

立地適正化計画は、集約型の都市づくりを誘導することにより、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することを目的とする計画のため、中長期的な視点に立ち、20年という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の誘導を図ります。

また、おおむね5年毎に、施策の実施状況の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

計画期間	令和5（2023）年から20年間
------	------------------

2. 野辺地町の現状分析・課題整理

2-1. 野辺地町の現況分析

2-1-1. 野辺地町の成り立ち

(1) 野辺地町の位置及び地勢

野辺地町は青森県北部の下北半島と夏泊半島に挟まれた、陸奥湾に沿った湾入域に位置しています。南東部は東北町、北東部は横浜町及び六ヶ所村、西部は平内町にそれぞれ隣接しています。

全体的に東高西低で、陸奥湾に面して細長く、西には奥羽山脈が縦走し東には丘陵が続いています。町の区域は、南北に15.8km、東西に18.5kmで、総面積は81.68km²となっています。河川は、奥羽山脈を源とする野辺地川が町の中心部を北に向かって流れ、枇杷野川、与田川、二本木川などの支流と合流して陸奥湾に注いでいます。これらの川は、流域の農地のかんがい用水の役割を果たしています。

年間を通して西の季節風が強いほか、太平洋側から吹きつける梅雨時のヤマセ（偏東風）が作物の成育に大きな影響を及ぼしています。降水量は比較的少ない反面、冬の降雪量が多く、日常生活や交通機関の大きな障害となっています。

図 3 野辺地町の位置



（２）沿革

「野辺地」という地名がはじめて文献に見えるのは、南北朝時代の建武２（1335）年ですが、町内には寺ノ沢遺跡（縄文前期）、槻ノ木遺跡（縄文中期）、枇杷野遺跡（縄文後期）、陣場川原遺跡（縄文後期）などの遺跡が分布しており、これらのことから、すでに先史時代から人々がこの地に住んでいたことが知られています。

立地的に古くから交通の要衝として発展してきましたが、特に延宝年間（1673～1680）から明治の初年にかけて、豪商と呼ばれた地元の野村治三郎や野坂勘左衛門、さらには北陸の銭屋五兵衛などの千石船が往来し、日本海沿岸諸港並びに大阪、函館などと盛んに交易し、南部藩有数の商港として繁栄しました。

明治22（1889）年４月１日の市町村制施行によって野辺地村、馬門村、有戸村が合併して野辺地村となり、同30（1897）年８月28日には町制を施行し、野辺地町となり、その後の統廃合は無く、現在に至っています。

2-1-2. 人口

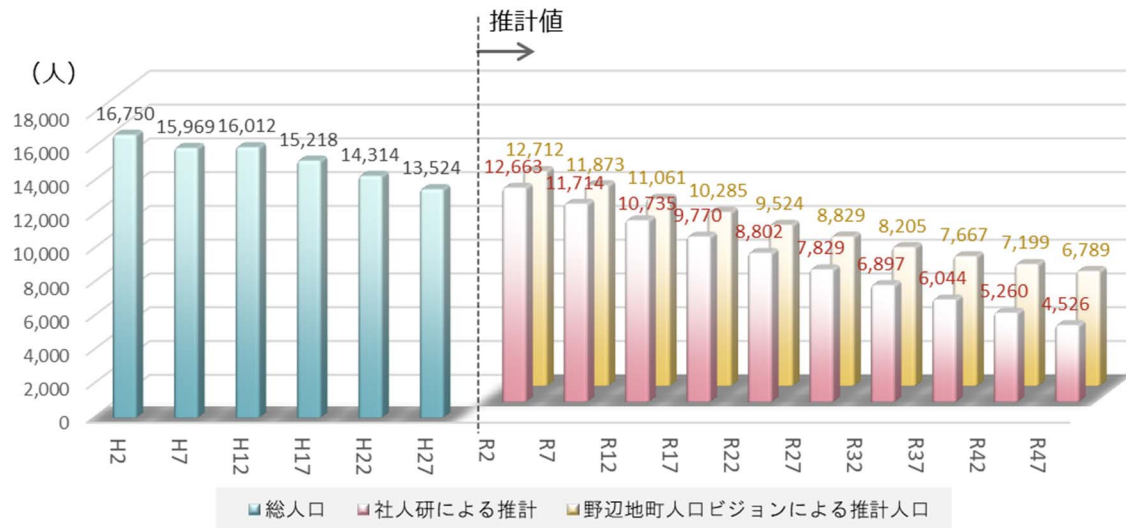
（１）総人口の推移

本町の人口は平成２（1990）年以降、減少が続き平成27（2015）年では13,524人になっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、令和47（2065）年には4,526人になると見込まれています。一方で、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによると令和47（2065）年の総人口は6,789人になると見込まれています。

年齢別人口推移から年齢３区分の割合を見ると、平成２（1990）年以降、年少人口（15歳未満）は減少傾向にあるとともに、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口も一貫して減少しています。

５歳階級別増減人数を見ると、20～24歳の減少が多い傾向にあり、進学・就職等で新たな居住先へ転出しているものと考えられます。

図 4 人口推移（人口ビジョンによる将来人口推計）

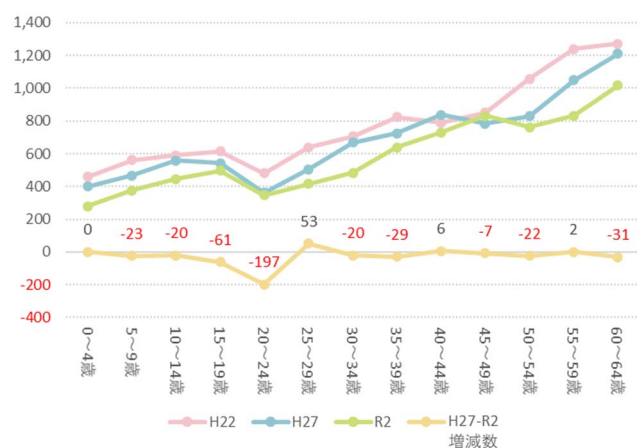


資料：〈H2～H27〉国勢調査 〈R2～R47〉国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」及び野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

表 2 5 歳階級別増減人数

	年齢	H22	H27	R2	H27-R2 増減数
年少人口	0～4歳	459	399	279	-
	5～9歳	562	467	376	-23
	10～14歳	591	559	447	-20
生産年齢人口	15～19歳	616	543	498	-61
	20～24歳	480	363	346	-197
	25～29歳	639	504	416	53
	30～34歳	706	669	484	-20
	35～39歳	825	725	640	-29
	40～44歳	790	838	731	6
	45～49歳	850	783	831	-7
	50～54歳	1,056	830	761	-22
	55～59歳	1,240	1,048	832	2
	60～64歳	1,271	1,210	1,017	-31

図 5 5 歳階級別増減人数



資料：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（平成30（2018）年推計）を以下に示します。

図 6 年齢別人口推移

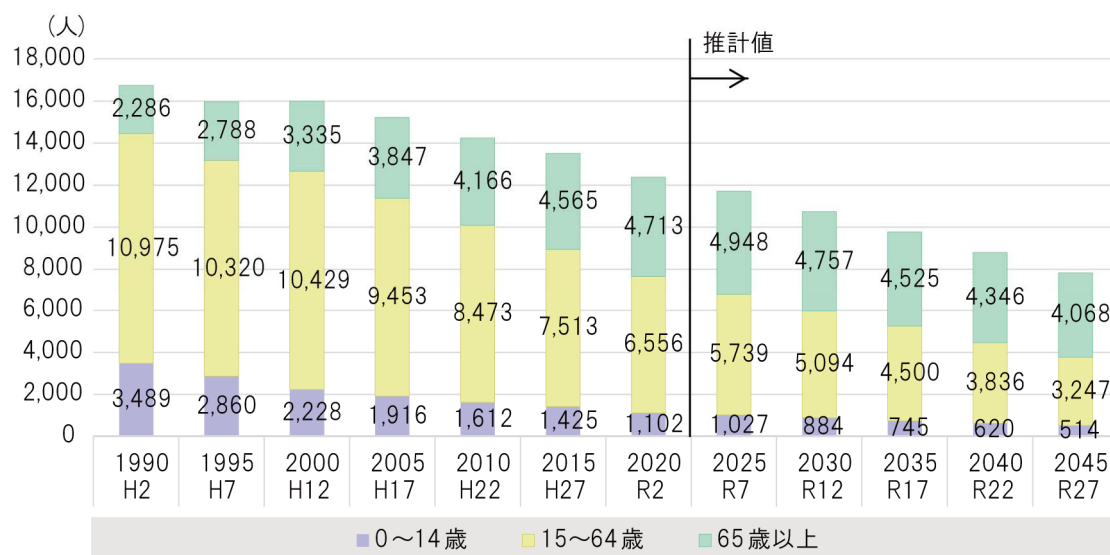


表 3 年齢別人口推移

		1990年 H2	1995年 H7	2000年 H12	2005年 H17	2010年 H22	2015年 H27	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27
総人口	総人口	16,750	15,969	16,012	15,218	14,314	13,524	12,374	11,714	10,735	9,770	8,802	7,829
年齢三区分	0～14歳	3,489	2,860	2,228	1,916	1,612	1,425	1,102	1,027	884	745	620	514
	15～64歳	10,975	10,320	10,429	9,453	8,473	7,513	6,556	5,739	5,094	4,500	3,836	3,247
	65歳以上	2,286	2,788	3,335	3,847	4,166	4,565	4,713	4,948	4,757	4,525	4,346	4,068
構成比	0～14歳	20.8%	17.9%	13.9%	12.6%	11.3%	10.5%	8.9%	8.8%	8.2%	7.6%	7.0%	6.6%
	15～64歳	65.5%	64.6%	65.1%	62.1%	59.2%	55.6%	53.0%	49.0%	47.5%	46.1%	43.6%	41.5%
	65歳以上	13.6%	17.5%	20.8%	25.3%	29.1%	33.8%	38.1%	42.2%	44.3%	46.3%	49.4%	52.0%

※総人口には年齢「不詳」を含むため、年齢三区分の合計値とは一致しない。

資料：〈H2～R2〉国勢調査 〈R7～R27〉国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

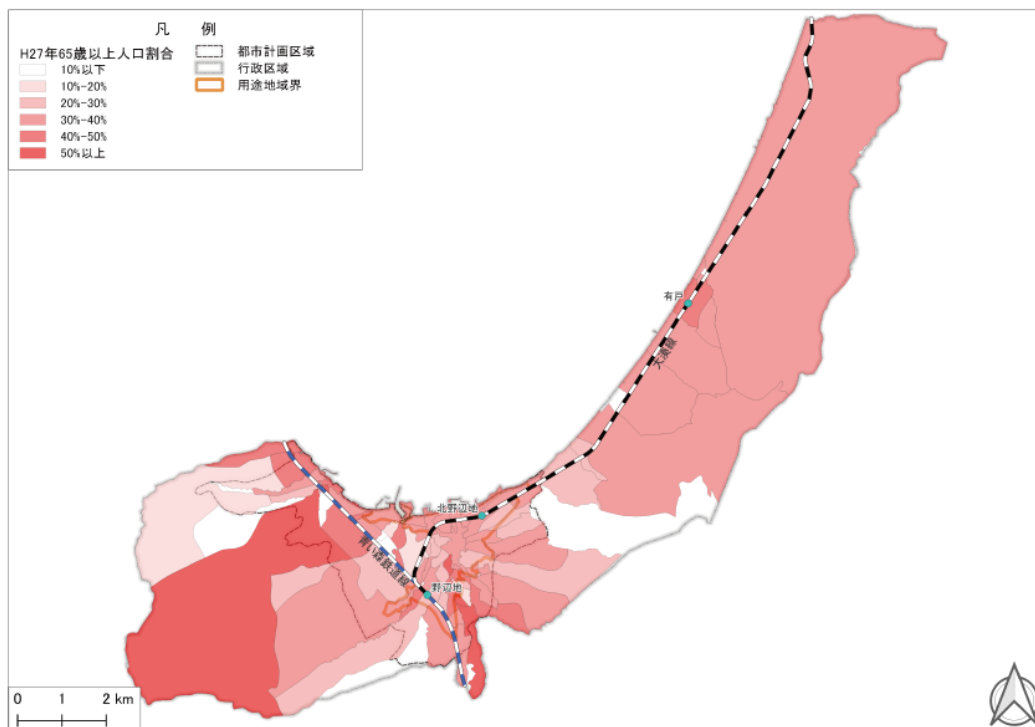
（２）町内の高齢化率

年齢別人口推移によると、平成27（2015）年から令和27（2045）年にかけて、人口が大きく減少します。一方で、高齢者数は4,565人から4,068人へと約500人減少するものの、高齢化率は平成27（2015）年の33.8%に対し、令和27（2045）年には52%まで上昇します。

小地域ごとの65歳以上の人口割合からも、平成27（2015）年から令和27（2045）年にかけて全体的に高齢化が進んでいることがわかります。

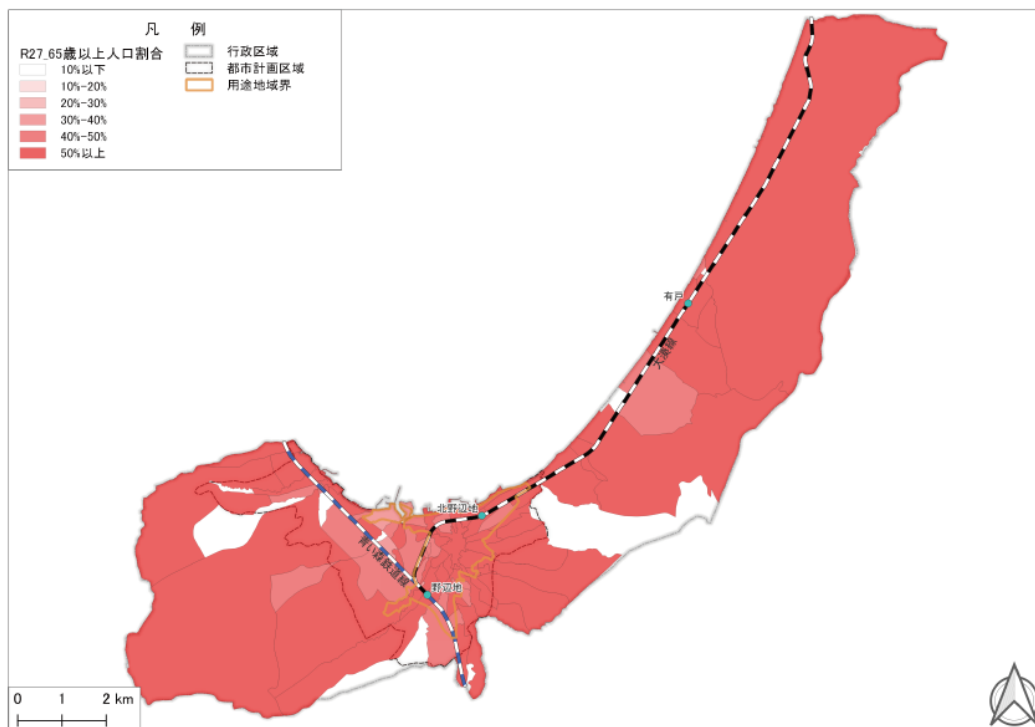
市街地の面積が今後変わらなければ、人口密度は将来にかけて減少していくことが懸念されます。

図 7 平成 27（2015）年小地域ごとの 65 歳以上人口割合



資料：国勢調査

図 8 令和 27（2045）年小地域ごとの 65 歳以上人口割合推計

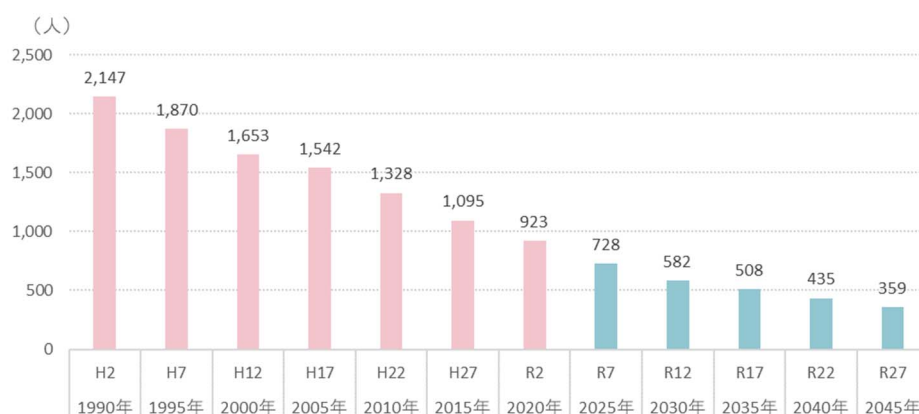


資料：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口（市区町村）」より
コーホート要因法により算出

(3) 20～39歳若年女性人口の推移

本町の人口は平成2（1990）年から減少傾向にあり、将来にかけて減少が続いていく見込みとなっています。20～39歳若年女性人口を見ると、急激に減少が続いており、平成2（1990）年と比べ令和2（2020）年には約43%、令和27（2045）年には約17%まで減少する状態となっています。

図 9 20～39 歳女性人口の推移



資料：国勢調査

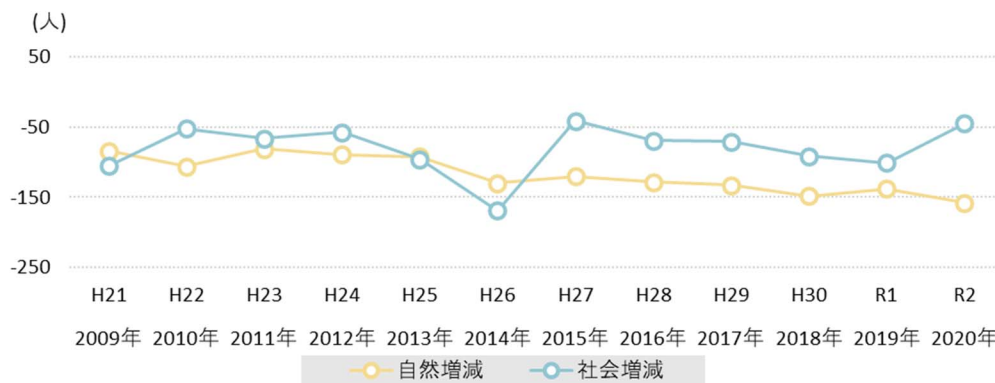
(4) 人口動態の推移

本町では人口の自然減が続いています。社会増は、増減数に差はあるものの、一貫して減少が続いており、人口減少に歯止めが利かない状況となっています。

表 4 人口動態

	2009年 H21	2010年 H22	2011年 H23	2012年 H24	2013年 H25	2014年 H26	2015年 H27	2016年 H28	2017年 H29	2018年 H30	2019年 R1	2020年 R2	2021年 R3
出生数	87	89	102	98	104	68	68	75	62	62	55	40	35
死亡数	171	195	183	187	196	198	188	203	195	210	193	198	184
自然増減	-84	-106	-81	-89	-92	-130	-120	-128	-133	-148	-138	-158	-149
転入数	423	419	415	412	349	342	427	354	350	347	345	347	300
転出数	528	471	481	469	445	511	468	423	421	438	446	392	388
社会増減	-105	-52	-66	-57	-96	-169	-41	-69	-71	-91	-101	-45	-88

図 10 人口動態



資料：野辺地町統計書

(5) 人口密度

①DID※¹ 変遷

本町のDID（人口集中地区）は昭和45（1970）年から拡大を続け、昭和60（1985）年をピークに縮小傾向にあります。人口密度は減少を続け、平成7（1995）年に一度増加しましたが、それ以降は地区指定の目安である40人/ha以下となっていて、令和2（2020）年度より人口集中地区非該当になりました。

図 11 DID の推移

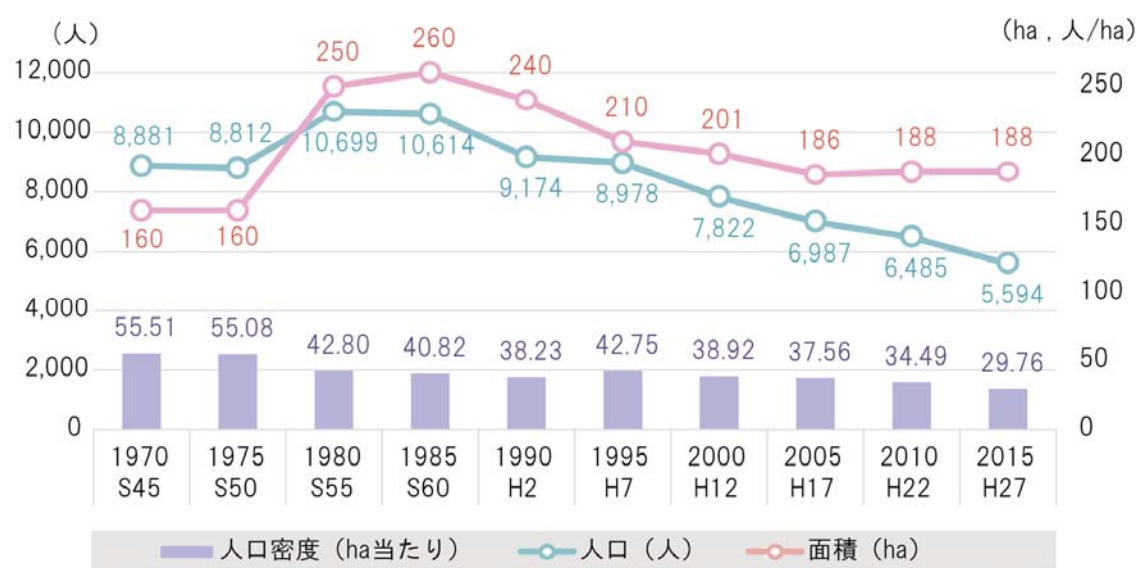


表 5 DID の推移

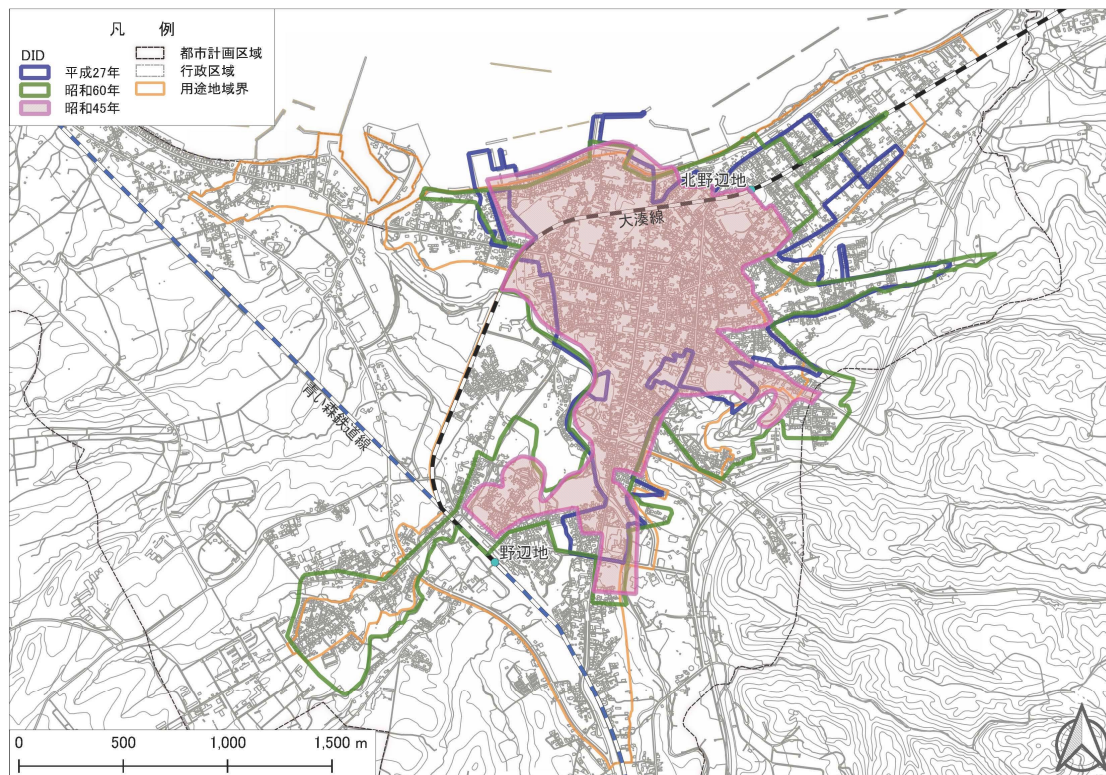
		人口（人）			面積（ha）			人口密度（ha当り）		
		総数	人口集中地区	割合（％）	総数	人口集中地区	割合（％）	総数	人口集中地区	割合（倍）
S45	1970年	17,544	8,881	50.6	8,259	160	1.9	2.12	55.51	26.1
S50	1975年	17,994	8,812	49.0	8,259	160	1.9	2.18	55.08	25.3
S55	1980年	18,419	10,699	58.1	8,260	250	3.0	2.23	42.80	19.2
S60	1985年	18,351	10,614	57.8	8,266	260	3.1	2.22	40.82	18.4
H2	1990年	16,750	9,174	54.8	8,156	240	2.9	2.05	38.23	18.6
H7	1995年	15,969	8,978	56.2	8,159	210	2.6	1.96	42.75	21.8
H12	2000年	16,012	7,822	48.9	8,160	201	2.5	1.96	38.92	19.8
H17	2005年	15,218	6,987	45.9	8,160	186	2.3	1.86	37.56	20.1
H22	2010年	14,314	6,485	45.3	8,161	188	2.3	1.75	34.49	19.7
H27	2015年	13,524	5,594	41.4	8,168	188	2.3	1.66	29.76	18.0
R2	2020年	12,374	—	—	8,168	—	—	1.51	—	—

資料：野辺地町統計書

(※1) DID（人口集中地区）：原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を人口集中地区という。

令和 2（2020）年度以前のDID（人口集中地区）を次に示します。

図 12 DID の変遷



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

②人口密度分布

表 6 区域別面積と人口

	人 口		面 積	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (ha)	構成比 (%)
行 政 区 域	13,524	100.0%	8,168	100.0%
都 市 計 画 区 域	12,885	95.3%	1,570	19.2%
用 途 地 域	9,050	66.9%	401	4.9%
白 地 地 域	3,835	28.4%	1,169	14.3%
都 市 計 画 区 域 外	639	4.7%	6,598	80.8%

資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

③人口密度の今後の予測

人口密度の今後の予測は次のように行いました。

■将来推計

国土交通省 国土技術政策総合研究所 都市研究部「小地域（町丁・字）を単位とした将来人口・世帯予測ツール（バージョン2.3/令和2（2020）年9月）」を使用し、コーホート要因法にて作成しました。

■基準データ

人口については、「国勢調査（小地域集計）」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（市区町村・平成30（2018）年3月推計）」を使用しました。

メッシュについては、国土数値情報「土地利用細分メッシュ」を使用しました。

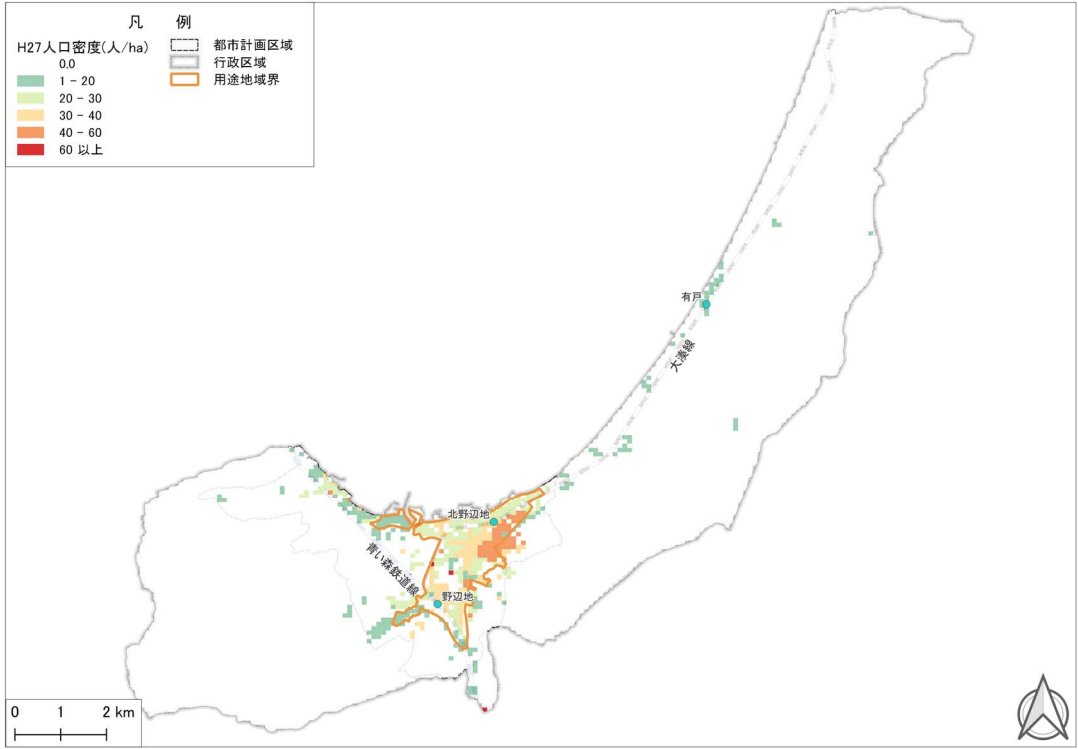
■人口推計・メッシュ分布図の算出

国勢調査の平成22（2010）年及び平成27（2015）年の人口・世帯データを基に、コーホート要因法により国勢調査の小地域（町丁・字）ごとに令和2（2020）年～令和27（2045）年の5年毎に将来人口を推計しました。

町の全小地域（町丁・字）の推計人口の合計値が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（市区町村）」の推計結果と整合するよう補正しました。

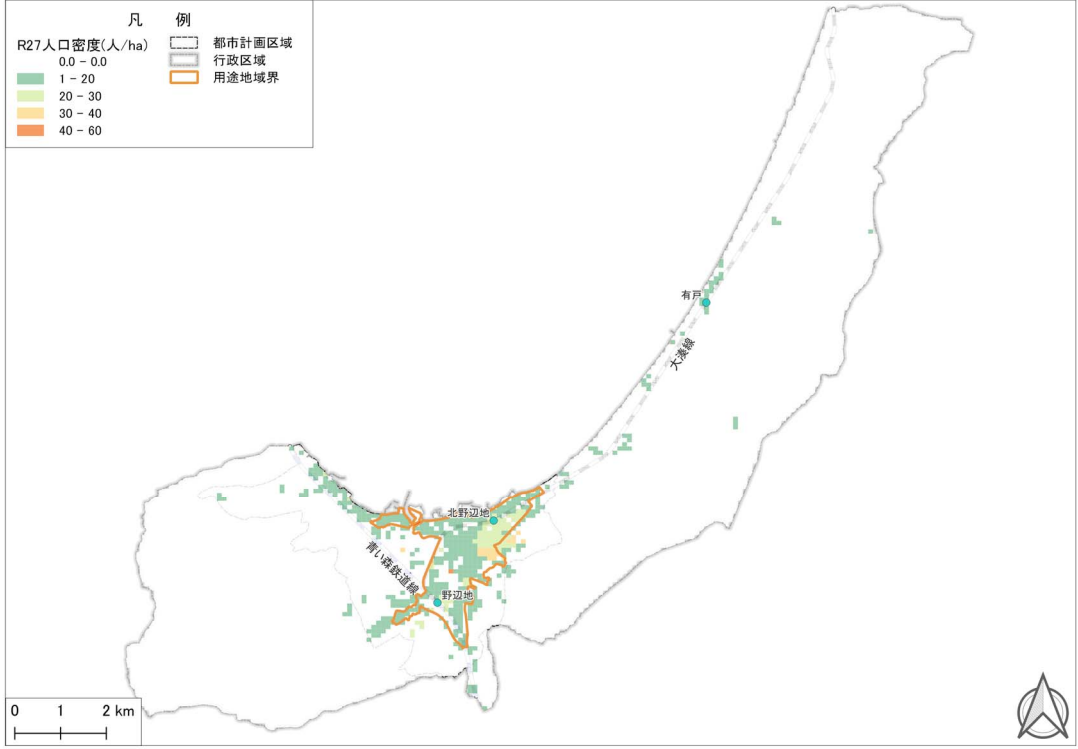
この推計人口を、国土数値情報の土地利用細分メッシュデータの可住地に対し、配分しました。

図 13 平成 27 (2015) 年人口密度 (人/ha)



資料：国勢調査

図 14 令和 27 (2045) 年人口密度 (人/ha) 推計



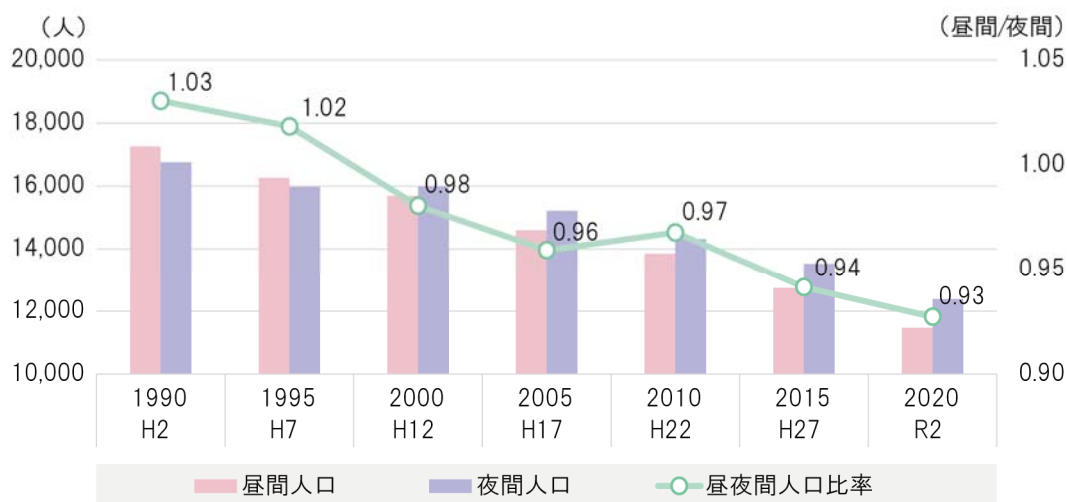
資料：国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口（市区町村）」

(6) 人口動態

① 昼夜間人口

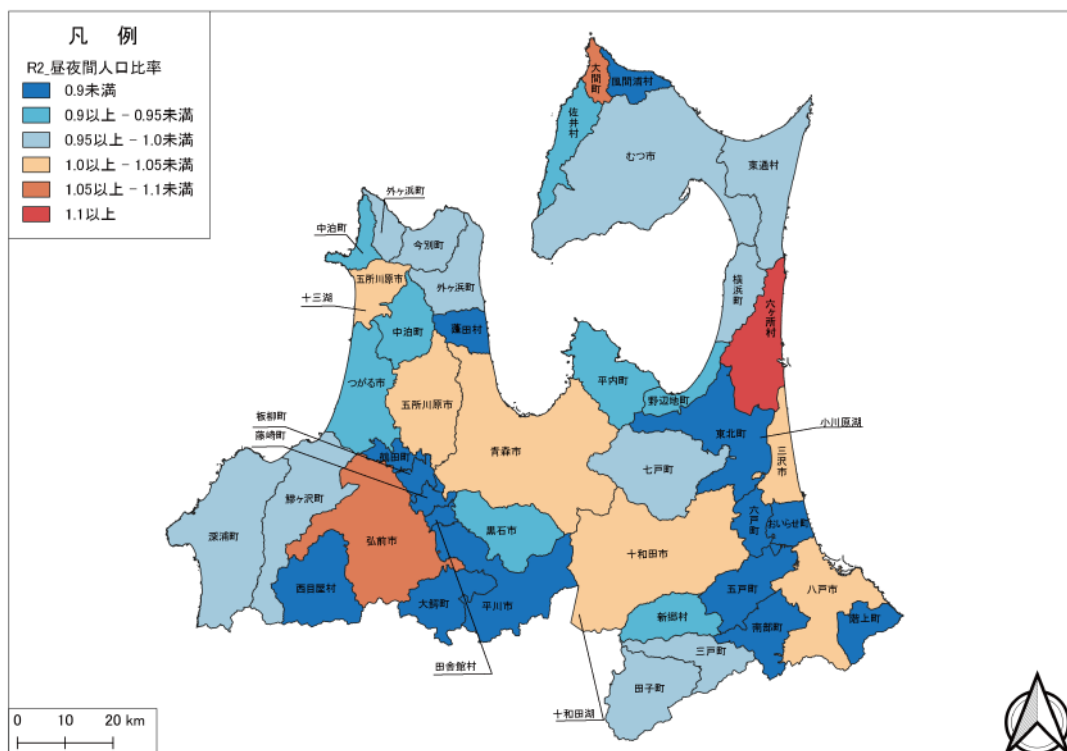
本町の昼間人口比率は、平成7(1995)年までは1.0を超えていましたが、平成12(2000)年以降は1.0を下回っています。

図 15 昼夜間人口の推移



資料：国勢調査

図 16 令和2(2020)年昼夜間人口比率



資料：令和2(2020)年国勢調査

② 通勤・通学先

町内の約65.8%が町内で従業・通学しています。町外への通勤・通学先は六ヶ所村が一番多く、13.3%の人口が流出しています。野辺地町への通勤・通学者は隣接している東北町からの流入が最多となっており、次いで平内町、七戸町となっています。

町内への流入人口1,342人に対し、町外への流出人口は2,272人であり、930人の流出超過となっています。

表 7 令和2（2020）年 町内からの通勤・通学による移動 （単位：人）

野辺地町からの通勤通学者数					
		通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数
野辺地町に常住する従業者・通学者		7,115	100.0%	5,951	454
町内で従業・通学		4,683	65.8%	3,806	251
他市町村で従業・通学		2,272	31.9%	2,057	197
県内他市町村への通勤通学上位5位	六ヶ所村	947	13.3%	946	-
	東北町	310	4.4%	310	-
	青森市	222	3.1%	107	111
	七戸町	218	3.1%	206	6
	十和田市	139	2.0%	131	4
県内で従業・通学		2,198	30.9%	1,999	182
他県で従業・通学		44	0.6%	33	11

資料：令和2（2020）年国勢調査

表 8 令和2（2020）年 町内への通勤・通学による移動 （単位：人）

野辺地町への通勤通学者数					
		通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数
野辺地町で従業・通学		6,215	100.0%	5,073	444
町内に常住		4,683	65.8%	3,806	251
他市町村に常住		1,342	18.9%	1,154	183
県内他市町村からの通勤通学上位5位	東北町	312	4.4%	260	50
	平内町	205	2.9%	194	11
	七戸町	177	2.5%	165	10
	青森市	158	2.2%	144	14
	十和田市	129	1.8%	109	20
県内に常住		1,312	18.4%	1,125	182
他県に常住		30	0.4%	29	1

資料：令和2（2020）年国勢調査

③ 世帯構成

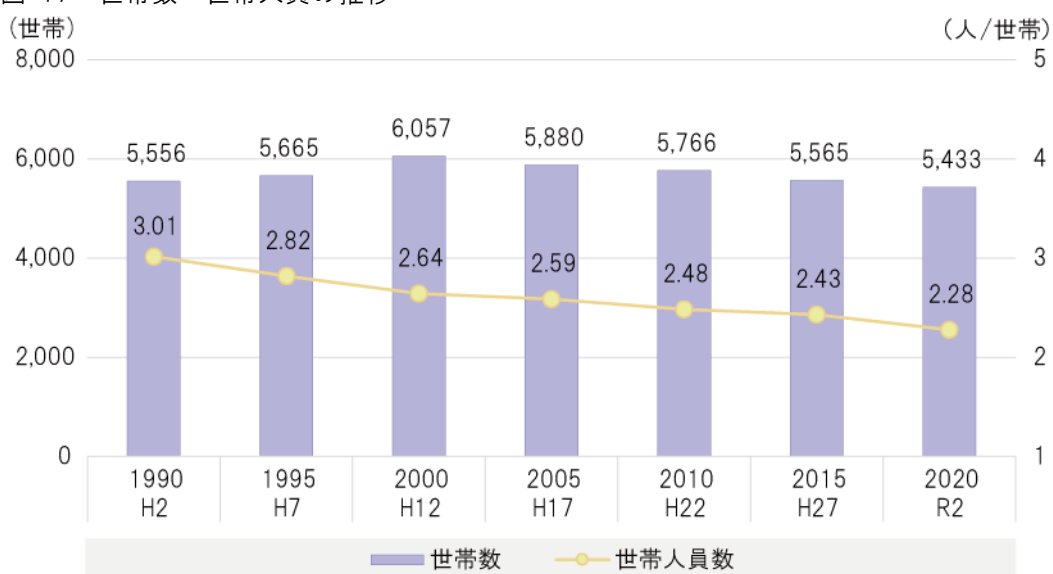
本町の世帯数は平成12（2000）年以降、減少傾向にあります。

世帯人員は一貫して減少しており、その数値は令和2（2020）年で2.28人/世帯となっています。

世帯構成では、親族のみの世帯が63%、単独世帯が36%となっています。親族のみの世帯は、夫婦と子供から成る世帯が多く、次いで高齢夫婦のみの世帯が多くなっています。

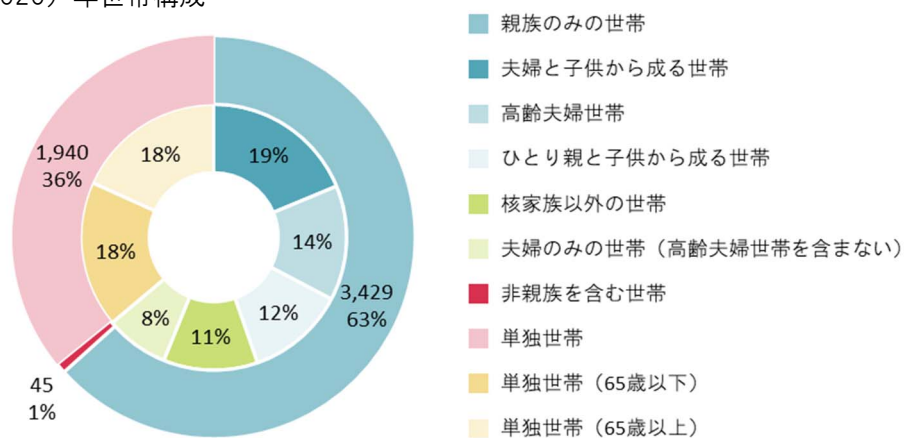
単独世帯は、65歳以上の単独世帯が一般単独世帯と同等の割合となっています。

図 17 世帯数・世帯人員の推移



資料：国勢調査

図 18 令和2（2020）年世帯構成



資料：令和2（2020）年国勢調査

2-1-3. 土地利用の動向

(1) 市街地の開発動向

開発許可状況の推移によると用途地域内ではこれまでに住宅用地 2 件、商業用地 1 件、合わせて 34,820㎡の開発があり、平成 27（2015）年までの 5 年間では新規の開発許可が無い状況です。

白地地域においては、住宅用地 2 件、商業用地 3 件、工業用地 1 件、公共・公益施設用地 1 件、合わせて 113,823.05㎡の開発許可がありました。

図 19 開発許可位置図



表 9 開発許可状況の推移

年 次	用途地域						白地地域					
	住宅用地	商業用地	工業用地	公共・公益施設用地	その他	合計	住宅用地	商業用地	工業用地	公共・公益施設用地	その他	合計
区域区分設定時	2 件	1 件	件	件	件	3 件	1 件	3 件	1 件	件	件	5 件
平成 22 年	26420.00	8400.00	㎡	㎡	㎡	34820.00	24229.80	33525.40	32000.00	㎡	㎡	89755.20
平成 23 年							1 5196.12					1 5196.12
平成 24 年										1 18871.73		1 18871.73
平成 25 年												0 0
平成 26 年												0 0
平成 27 年												0 0
小 計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 5196.12	0 0	0 0	1 18871.73	0 0	2 24067.85
合 計	2 26420.00	1 8400.00	0 0.00	0 0.00	0 0.00	3 34820.00	2 29425.92	3 33525.4	1 32000	1 18871.73	0 0	7 113823.05

資料：野辺地町都市計画基礎調査（平成 31（2019）年 3 月）

(2) 区域区分について（都市計画上の土地利用に関する規制内容）

野辺地都市計画区域マスタープランでは、人口減少や産業の縮小などにより、無秩序な市街化拡大の恐れがないこと、市街地の縁辺部から広がる農地や山林等の自然環境により、法による土地利用規制がされていることなどから、区域区分を設定しなくても計画的な市街地整備や環境保全が図れるため、本町の区域区分を定めないとしています。

(3) 用途指定地域について

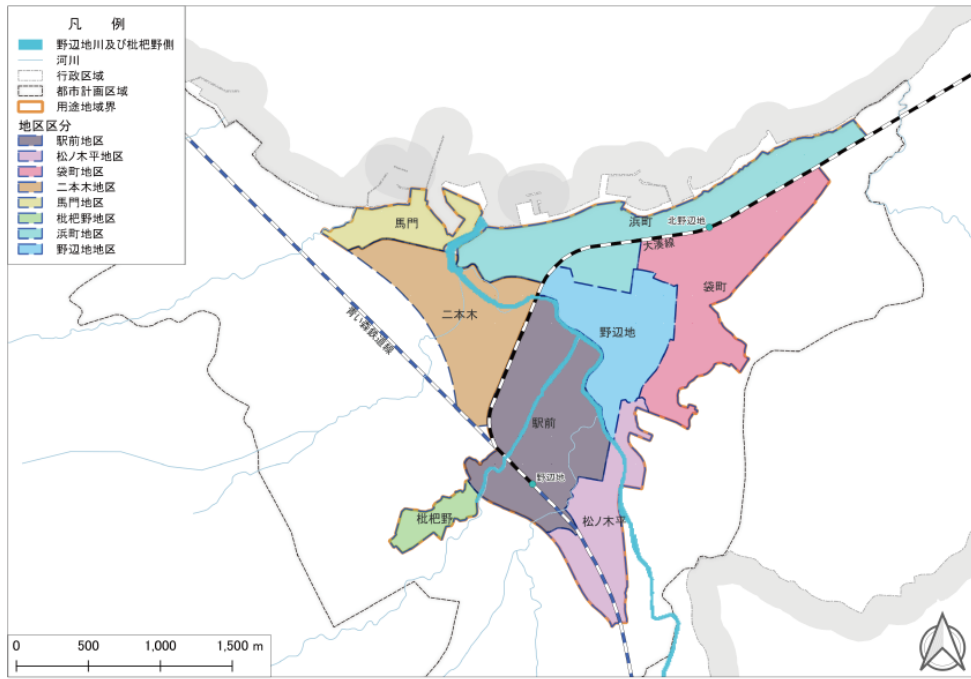
町内の用途地域の構成を次に示します。なお、臨港地域について、野辺地町は昭和45(1970)年3月10日に7.5haの地方港湾として臨港地区に指定されています。

表 10 用途地域指定面積（令和3（2021）年3月31日現在）

区分	面積	構成比	
		対行政区域	対用途地域
第一種低層住居専用地域	0	0.0%	0.0%
第二種低層住居専用地域	0	0.0%	0.0%
第一種中高層住居専用地域	0	0.0%	0.0%
第二種中高層住居専用地域	0	0.0%	0.0%
第一種住居地域	244	3.0%	60.8%
第二種住居地域	86	1.1%	21.4%
準住居地域	0	0.0%	0.0%
近隣商業地域	12	0.1%	3.0%
商業地域	11	0.1%	2.7%
準工業地域	48	0.6%	12.0%
工業地域	0	0.0%	0.0%
工業専用地域	0	0.0%	0.0%
用途地域計	401	4.91%	100.0%
用途地域外	1,169	14.31%	-
都市計画区域計	1,570	19.22%	-
都市計画区域外	6,598	80.78%	-
行政区域	8,168	100.00%	-

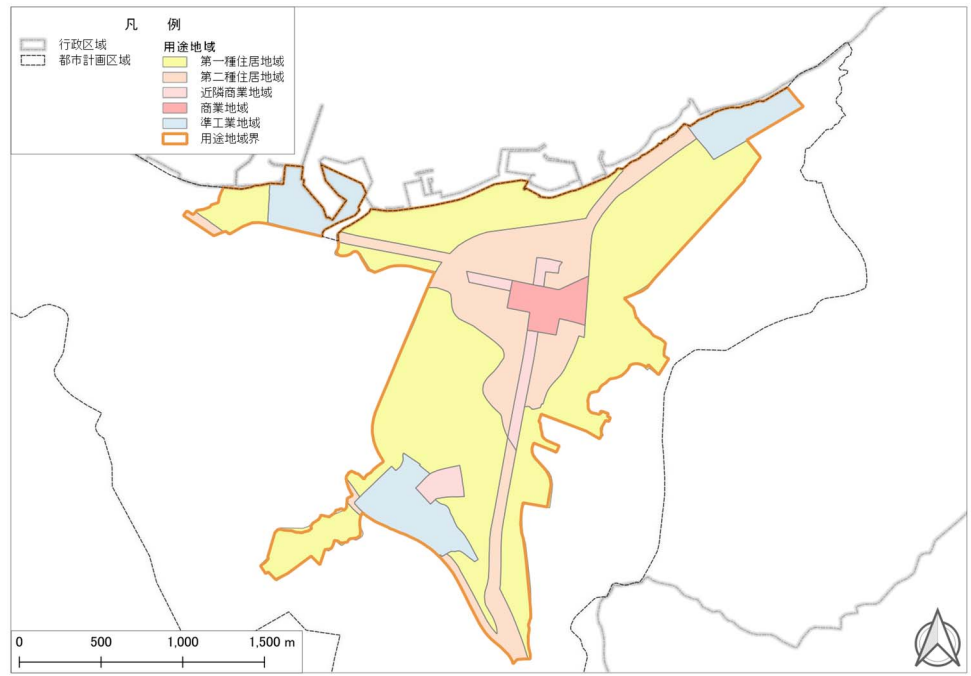
資料：青森県の都市計画【資料編】

図 20 地区区分状況



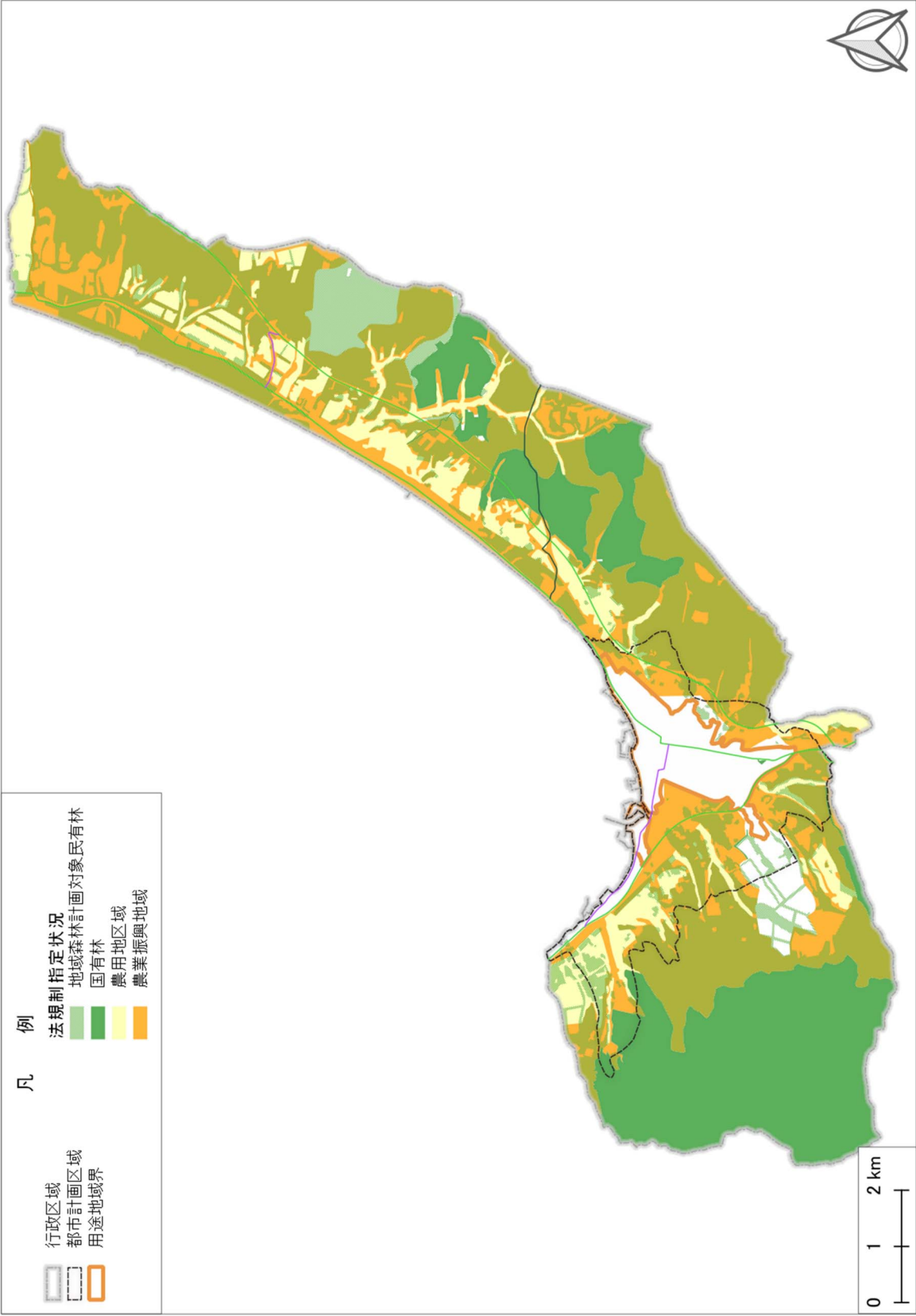
資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

図 21 用途地域の指定状況



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

图 22 法規制指定状況

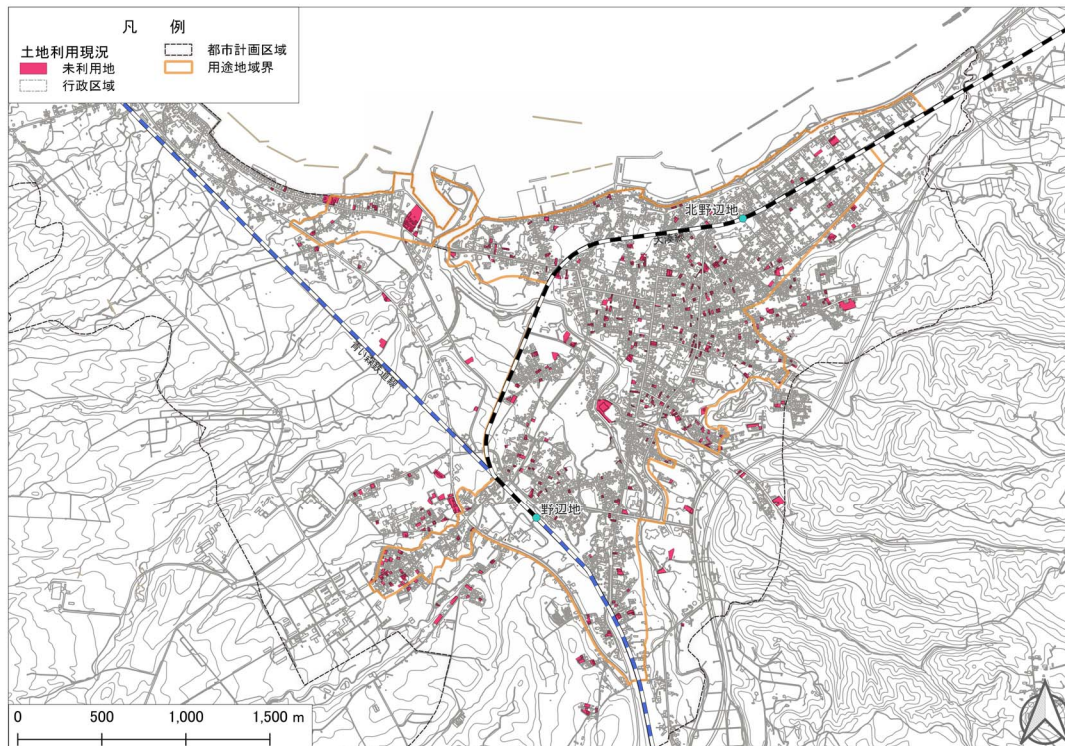


資料：国土数値情報

(4) 未利用地分布状況

未利用地は用途地域内外に分布していますが、比較的用途地域内に多く見られます。
住宅地周辺に細かい未利用地が多くありますが、その面積を合計すると、用途地域内全体で12.6haとなっています。

図 23 未利用地分布状況



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

(5) 農地転用の状況

農地転用状況の推移を平成23 (2011) 年から平成27 (2015) 年間の5年間の推移を見ると、用途地域内では0件であり、用途地域外では2件～10件の間で推移しています。

表 11 農地転用の推移

単位：ha

	用途地域		用途地域外		都市計画区域合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成23年	0	0.00	10	0.25	10	0.25
平成24年	0	0.00	2	0.08	2	0.08
平成25年	0	0.00	5	0.19	5	0.19
平成26年	0	0.00	4	0.54	4	0.54
平成27年	0	0.00	7	0.35	7	0.35
計	0	0.00	28	1.41	28	1.41

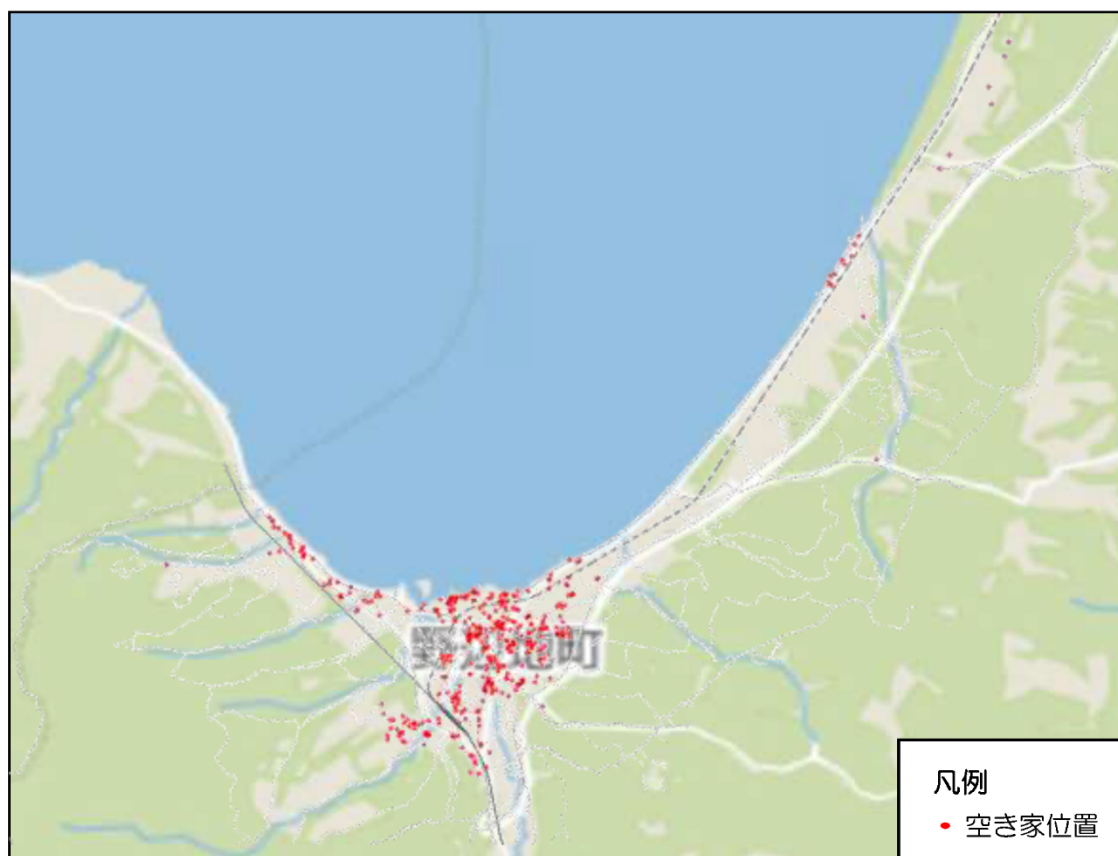
資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

（６）空家等の状況

野辺地町空家等対策計画に掲載されている、令和４（２０２２）年３月１日現在の本町の空家等の戸数は２６４戸となっています。そのうち、特に目立った破損等がみられず、比較的良好な状態で今後利活用が可能であると考えられる空家等は１７６戸（約６６．７％）、簡易な修繕をすれば利活用が可能であると判断した建物は４１戸（約１５．５％）です。一方、利活用するためには大規模な修繕が必要であると判断した建物は２７戸（約１０．２％）、老朽化や損傷により利活用は不可能であると判断した建物は８戸（約３．０％）存在します。その他、判断不能などの建物は１２戸（約４．６％）です。

また、地区別に見ると中心市街地に属する中袋町の件数が多くなっています。なお、他市町村との空家率の比較では全国及び県、市町村の平均に比べ低い状況になっています。

図 24 空家等の分布状況



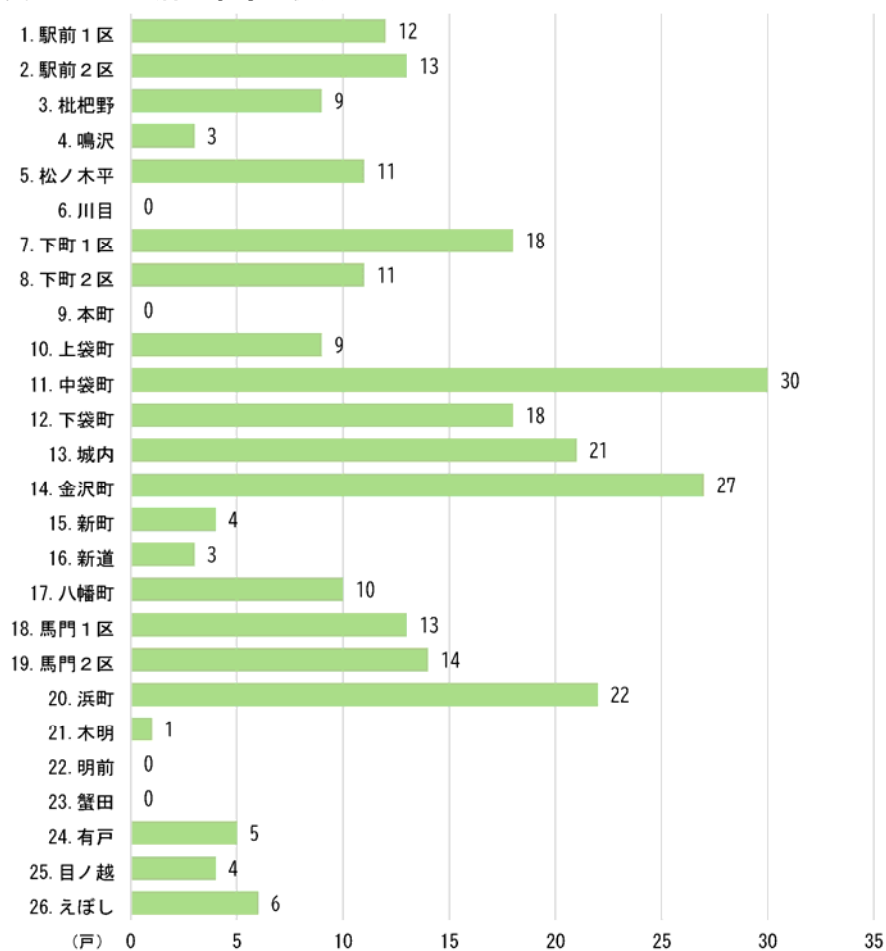
資料：野辺地町空家等対策計画（令和４（２０２２）年３月改定）

表 12 空家等の戸数

	戸数【戸】	割合【%】
空家等	2 6 4 戸	—
利活用が可能	1 7 6 戸	6 6 . 7 %
簡易な修繕をすれば利活用可能	4 1 戸	1 5 . 5 %
利活用には大規模な修繕が必要	2 7 戸	1 0 . 2 %
利活用は不可能	8 戸	3 . 0 %
その他	1 2 戸	4 . 6 %

資料：野辺地町空家等対策計画（令和 4（2022）年 3 月改定）

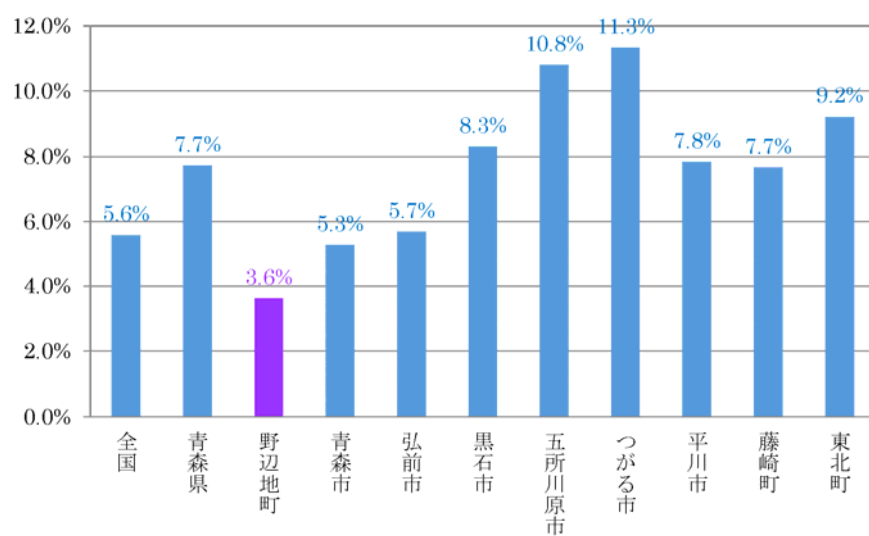
図 25 地区別空家等の状況



資料：野辺地町空家等対策計画（令和 4（2022）年 3 月改定）

図 26 空家等の他市町村との比較

空家率 (%)



資料：野辺地町空家等対策計画（令和4（2022）年3月改定）

2-1-4. 公共交通等の状況

(1) 公共交通網

本町は、青森市と八戸市及び下北半島を結ぶ交通の結節点にあり、国道4号及び青い森鉄道で青森市、八戸市と結ばれ、分岐する国道279号及びJ R大湊線で下北方面と結ばれています。

また、市街地内の通過交通を排除し、交通の円滑な処理を図るため、3・5・7大月平一ノ渡線により下北半島縦貫道路に沿った大月平周辺から中屋敷周辺を結び、3・3・1一ノ渡中渡線とともに市街地を取り囲む道路網が形成されています。

図 27 道路交通量及び混雑度

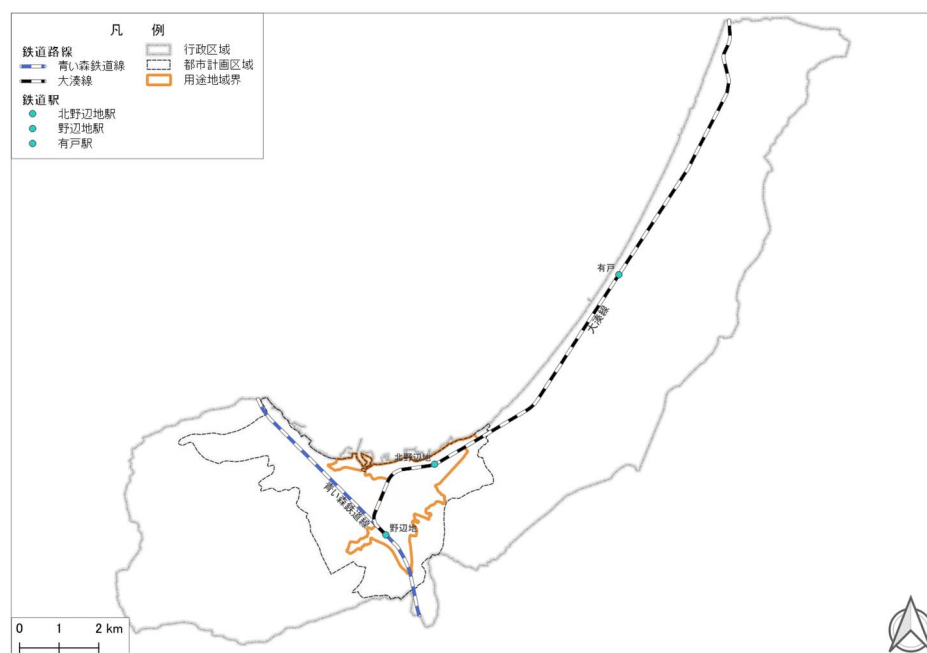


資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成31(2019)年3月)

本町の鉄道の要となる野辺地駅は、青い森鉄道線(青森～野辺地～三沢～八戸～目時)と、J R大湊線(野辺地～陸奥横浜～大湊)が乗り入れています。

町内には、野辺地駅(青い森鉄道)、北野辺地駅(J R)、有戸駅(J R)の3駅があります。

図 28 鉄道網

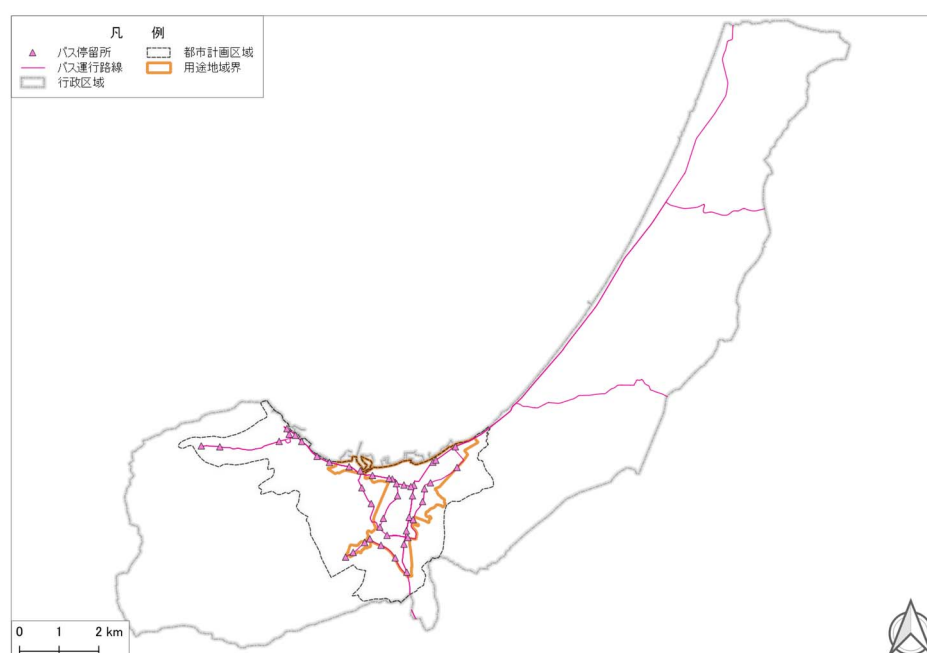


資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

バスは、十和田観光電鉄と下北交通の民営 2 社が、町内路線の野辺地市内線などのほか、当町と十和田市、むつ市、青森市、六ヶ所村を結ぶ路線を運行しており、他に平内町の町民バスが 1 日 1 便野辺地駅まで乗り入れしています。高速バスは、国際興業、弘南バスの民営 2 社が、野辺地駅から首都圏までの運行をしています。令和 5（2023）年現在、国際興業の運行する高速バスしもきた号は運休中となっています。

そのほか個々の事業者により、六ヶ所村の原燃関係事業所の通勤バス、野辺地高等学校の通学バス、スーパー・薬局のお客様送迎バス等が無料で運行されています。

図 29 バス路線網



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

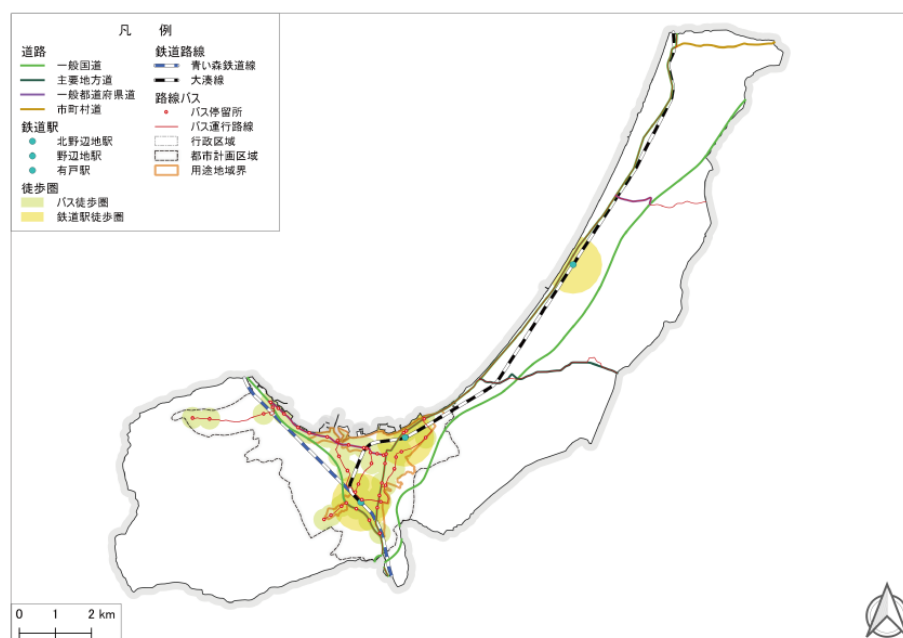
(2) 主な交通手段

公共交通網図から、徒歩圏のカバー状況を見ると、用途地域内ではほとんどのエリアがバス停、鉄道駅の徒歩圏に入っているのに対し、用途地域外の徒歩圏エリアは少なくなっています。

代表的な交通手段構成比では、約半数を自家用車が占めており、その割合は平成12(2000)年から平成22(2010)年の10年間に10%増加しています。自家用車以外では、徒歩、自転車の割合が多くなっていますが、それも減少傾向となっています。

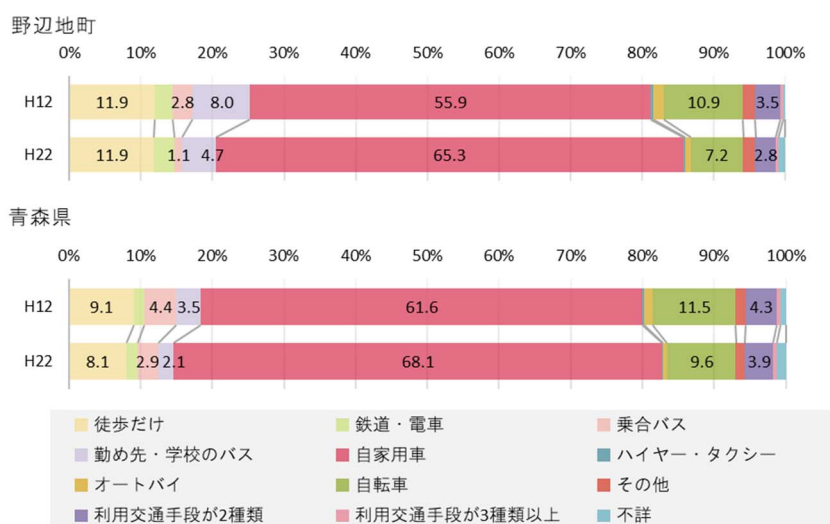
本町の乗用車保有台数は、令和元(2019)年時点で8,129台、一世帯あたり1.25台の乗用車を保有しています。

図 30 公共交通網図



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)及び国土数値情報より作成
※バス徒歩圏は 300m、鉄道駅徒歩圏は 800m で作成

図 31 代表的な交通手段構成比



資料：国勢調査

表 13 町内鉄道の運行本数及び年間乗降客数の推移

路線名	駅名	運営会社	運行頻度（平日） （本/日）	年間乗降客数（人）			備考
				平成17年	平成22年	平成27年	
大湊線	野辺地駅	JR東日本㈱	17	316,820	322,295	106,580	
青い森鉄道線	野辺地駅	青い森鉄道㈱	56	-	156,515	451,616	H22年は45本/日

資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成31（2019）年3月)

表 14 町内バス路線の運行本数

区分	事業者名	路線名	運行頻度 （平日） （本/日）	改正日
路線バス（民間）	下北交通㈱	青森線	1.0	R3.4.1
		野辺地線	3.5	R3.4.1
		六ヶ所線	3.5	R3.4.1
	十和田観光電鉄㈱	三本木営業所～三高前・七戸案内所・七戸十和田駅～馬門温泉	3.5	R3.10.1
		三本木営業所～三高前・七戸案内所・七戸十和田駅～野辺地案内所	1.0	R3.10.1
		三本木営業所～三高前・中央病院・七戸案内所・七戸十和田駅～馬門温泉	2.5	R3.10.1
		野辺地案内所～六ヶ所村医療センター	2.0	R3.10.1
		馬門温泉～野辺地駅～畜産試験場前	10.5	R3.10.1
		野辺地小前～病院前～畜産試験場前	1.0	R3.10.1

資料：下北交通バス時刻表及び十和田観光電鉄バス時刻表より作成

表 15 自動車保有台数

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自家用乗用車保有台数	8,146	8,243	8,308	8,284	8,271	8,311	8,359	8,356	8,129
住民基本台帳世帯数	6,515	6,531	6,576	6,561	6,547	6,570	6,556	6,550	6,527
世帯保有台数	1.25	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.28	1.28	1.25

資料：＜自家用乗用車保有台数＞青森県市町村別保有車両数/東北運輸局
 ＜住民基本台帳世帯数＞住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査/総務省

2-1-5. 都市基盤整備の状況

(1) 都市基盤整備

都市基盤整備の状況を示します。

図 32 都市計画道路及び都市公園

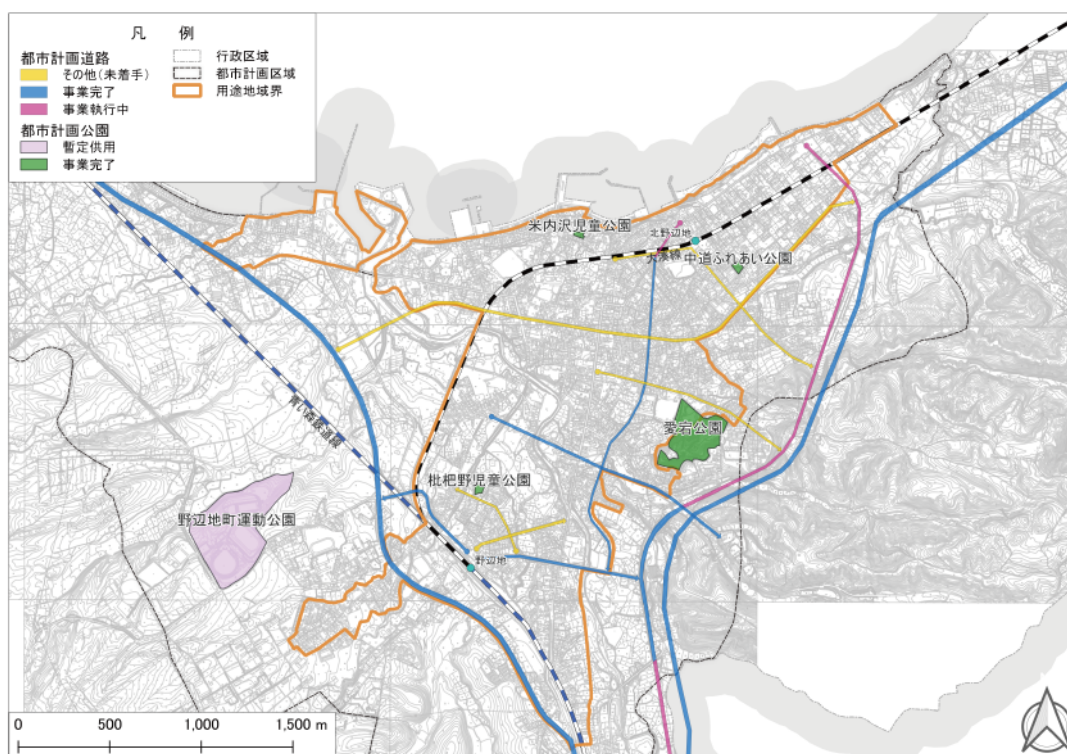


表 16 都市計画道路整備状況

番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	年月日	整備済 (m)	未整備 (m)
1・3・1	有戸鳥井平一ノ渡線	23.5	7,110	H23.2.28	7,110	0
3・3・1	一ノ渡中渡線	27.5	6,260	H23.2.28	6,260	0
3・4・1	駅前上前田線	16.0	870	H23.2.28	870	0
3・4・3	二本木大月平線	16.0	3,180	H23.2.28	0	3,180
3・4・4	観音林脇雑吉沢線	16.0	1,130	H23.2.28	1,130	0
3・4・5	木明有戸鳥井平線	16.0	800	H9.4.18	0	800
3・5・2	石神裏上川原線	12.0	2,070	H23.2.28	1,855	215
3・5・3	上小中野観音林脇線	12.0	510	S51.4.15	0	510
3・5・4	田名部道下坂線	12.0	1,520	H9.4.18	0	1,520
3・5・5	野辺地寺ノ沢線	12.0	1,140	H9.4.18	0	1,140
3・5・6	駅前松ノ木線	12.0	660	H23.2.28	660	0
3・5・7	大月平一ノ渡線	14.0	4,820	H9.4.18	820	4,000
3・6・1	駅前鳴沢線	11.0	540	S51.4.15	0	540

資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

表 17 都市公園整備状況

区分	番号	公園名	計画面積 [ha]	供用面積 [ha]	年月日	整備済率 [%]
街区公園	2・2・1	枇杷野児童公園	0.26	0.26	S57.3.1	100%
	2・2・2	米内沢児童公園	0.22	0.22	S57.3.1	100%
	2・2・3	馬門児童公園	0.79	0.79	S58.3.31	100%
	2・2・4	中道ふれあい公園	0.26	0.26	H10.3.31	100%
地区公園	4・4・1	愛宕公園	7.4	7.4	S57.3.1	100%
運動公園	6・5・1	野辺地町運動公園	17.8	15.5	H10.1.1	87%
			26.73	24.43	6箇所	

資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成31(2019)年3月)

(2) 下水道

平成15(2003)年度までに、処理場用地約3.5ha・ポンプ場用地約0.03haを取得し、管きょ延長約2kmを敷設しました。その後、厳しい財政事情等を理由に、平成29(2017)年度に下水道事業を廃止しました。今後、人口減少及び高齢化が進む中での町の今後の財政状況を踏まえ、汚水処理を合併浄化槽による個別処理へ切り替えることとしました。

2-1-6. 都市機能分布状況

都市機能を行政・医療・高齢者福祉・子育て・商業・教育文化・金融施設ごとに分布状況を示します。

(1) 行政施設

行政施設は町内に7箇所あり、野辺地町役場は町の中心部に位置しています。公民館、コミュニティセンターは都市計画区域を中心に分布しています。

図 33 行政施設の位置

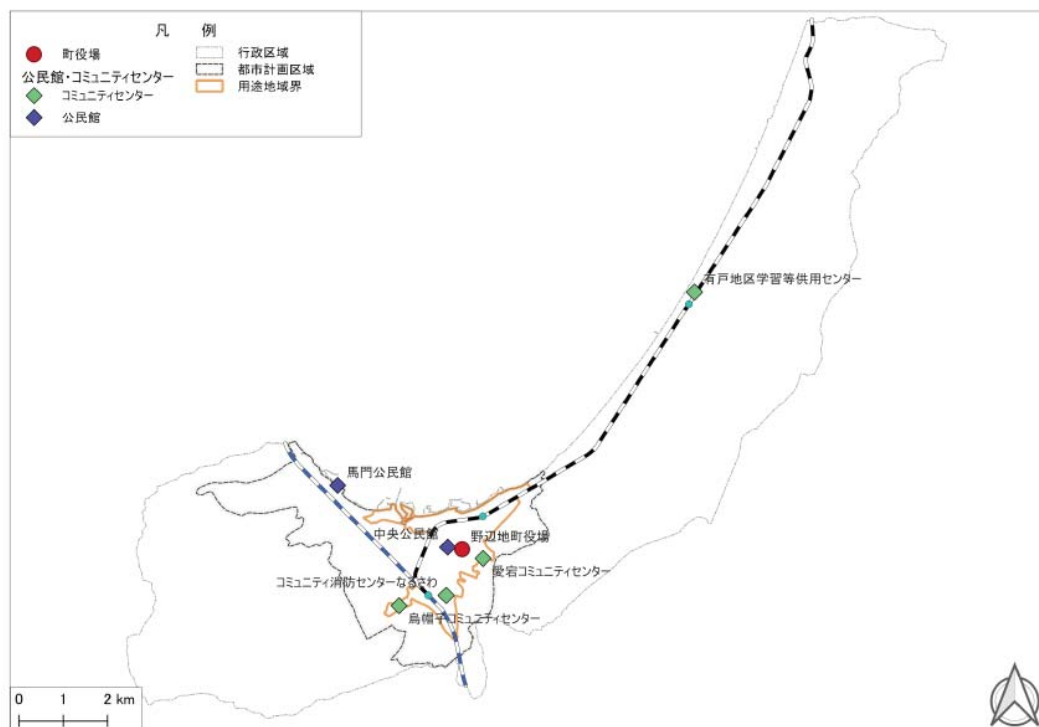


表 18 行政施設の概要

種別	名称	所在地
役場	野辺地町役場	野辺地町字野辺地123番地1
公民館	中央公民館	野辺地町字野辺地1番地15
公民館	馬門公民館	野辺地町字馬門97番地
コミュニティセンター	有戸地区学習等供用センター	野辺地町字小沢平10番地8
コミュニティセンター	愛宕コミュニティセンター	野辺地町字寺ノ沢56番地
コミュニティセンター	コミュニティ消防センターなるさわ	野辺地町字下松ノ木平12番地6
コミュニティセンター	烏帽子コミュニティセンター	野辺地町字枇杷野33番地24

資料：野辺地町

(2) 医療施設

総合病院・診療所は町内に4箇所あり、そのうち総合病院は1箇所のみとなっています。

図 34 医療施設の位置

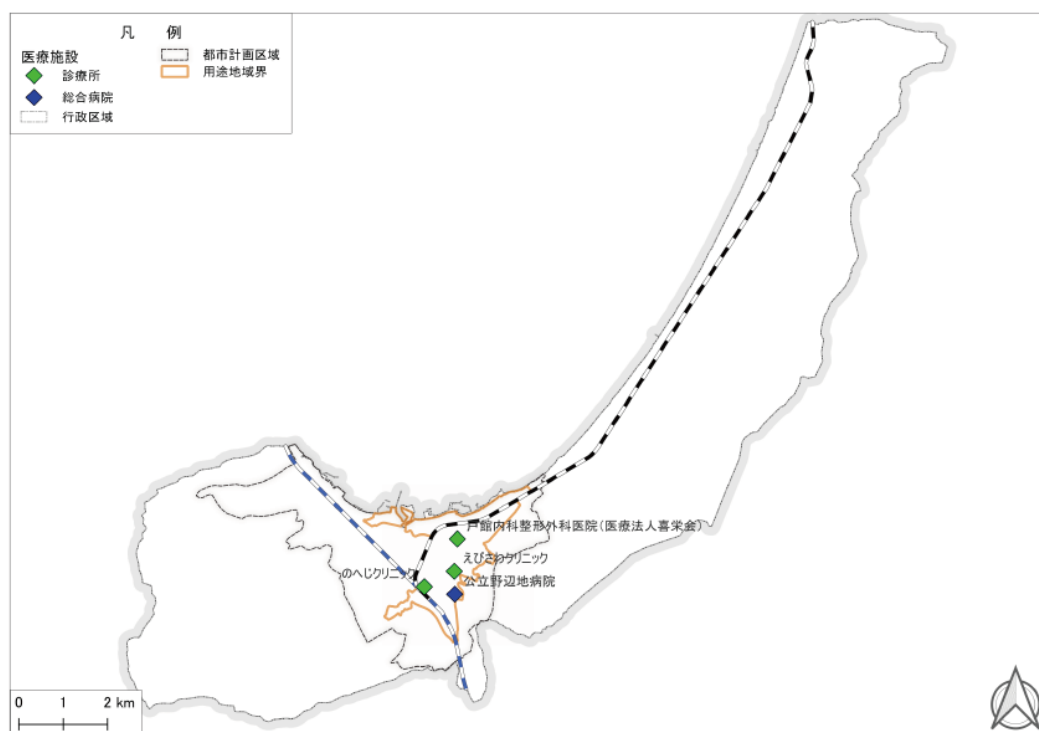


表 19 医療施設の概要

種別	名称	所在地
総合病院	公立野辺地病院	野辺地町字鳴沢9番地12
診療所	戸館内科整形外科医院（医療法人喜栄会）	野辺地町字野辺地261番地1
診療所	のへじクリニック	野辺地町字下小中野18番地8
診療所	えびさわクリニック	野辺地町字野辺地69番地1

資料：i タウンページ

(3) 高齢者福祉施設

町内には、老人福祉センター、野辺地町健康増進センターの他に、特別養護老人ホーム、野辺地町地域包括センター、生活支援ハウス、介護老人保健施設が分布しています。

図 35 高齢者福祉施設の位置

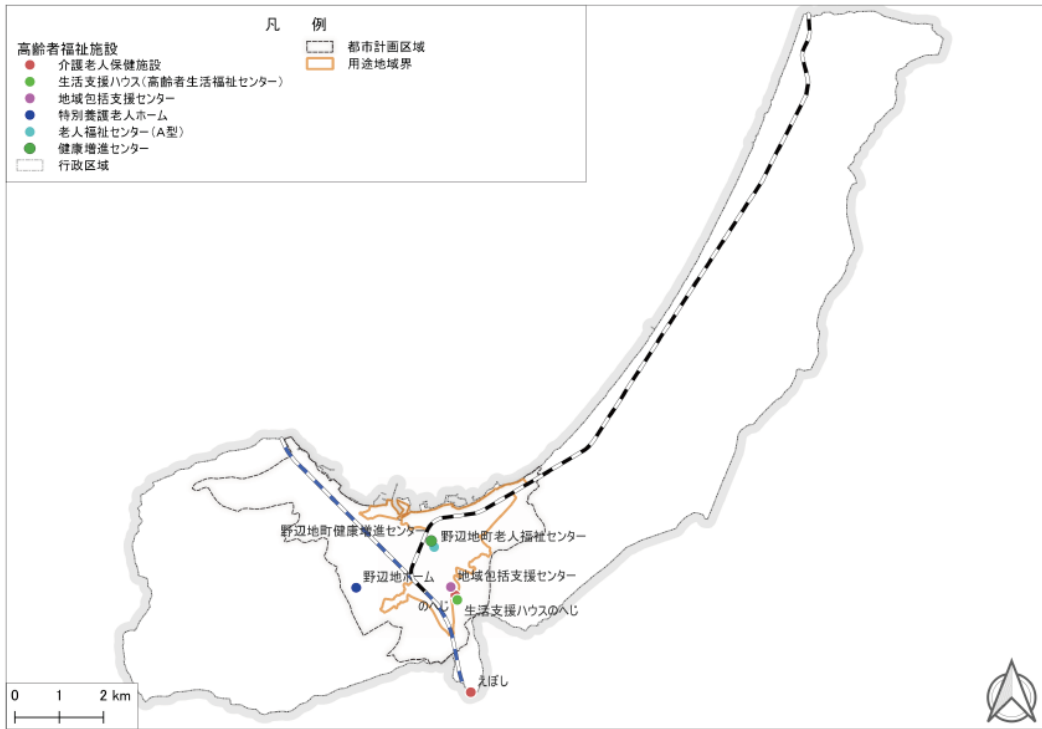


表 20 高齢者福祉施設の概要

種別	名称	所在地
特別養護老人ホーム	野辺地ホーム	野辺地町字枇杷野51番地26
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活支援ハウスのへじ	野辺地町字餅栗川原3番地2
老人福祉センター（A型）	野辺地町老人福祉センター	野辺地町字前田1番地7
地域包括支援センター	地域包括支援センター	野辺地町字鳴沢9番地12（公立野辺地病院内）
介護老人保健施設	えぼし	野辺地町字川目88番地1
介護老人保健施設	のへじ	野辺地町字餅栗川原4番地
市町村保健センター	野辺地町健康増進センター	野辺地町字前田5番地2

資料：青森県健康福祉関係施設名簿（令和4（2022）年4月1日現在）

(4) 子育て施設

町内には、幼稚園が1箇所、保育園が5箇所、計6箇所立地しています。

児童館は町の中心部に1箇所立地しています。

図 36 子育て施設の位置

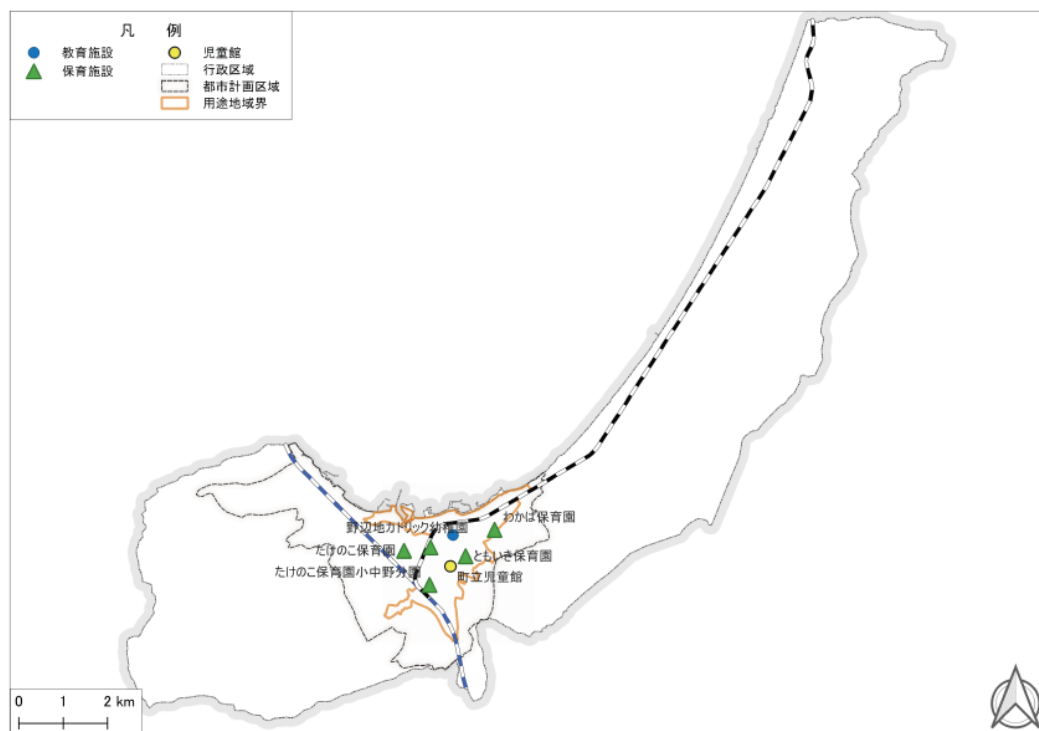


表 21 子育て施設の概要

種別	名称	所在地
幼稚園	野辺地カトリック幼稚園	野辺地町字野辺地318番地1
保育園	たけのこ保育園	野辺地町字荒田ノ沢1番地2
保育園	たけのこ保育園小中野分園	野辺地町字中小中野9番地46
保育園	野辺地保育園	野辺地町字観音林前田8番地4
保育園	ともいき保育園	野辺地町字寺ノ沢38番地4
保育園	わかば保育園	野辺地町字田狭沢3番地4
児童館	児童館	野辺地町字白岩27番地11

資料：野辺地町

(5) 商業施設

町内には、用途地域とその周辺に、規模の大きなスーパーが3箇所立地しています。
その他衣料品やホームセンター等の商業施設が6箇所立地しています。

図 37 商業施設の位置

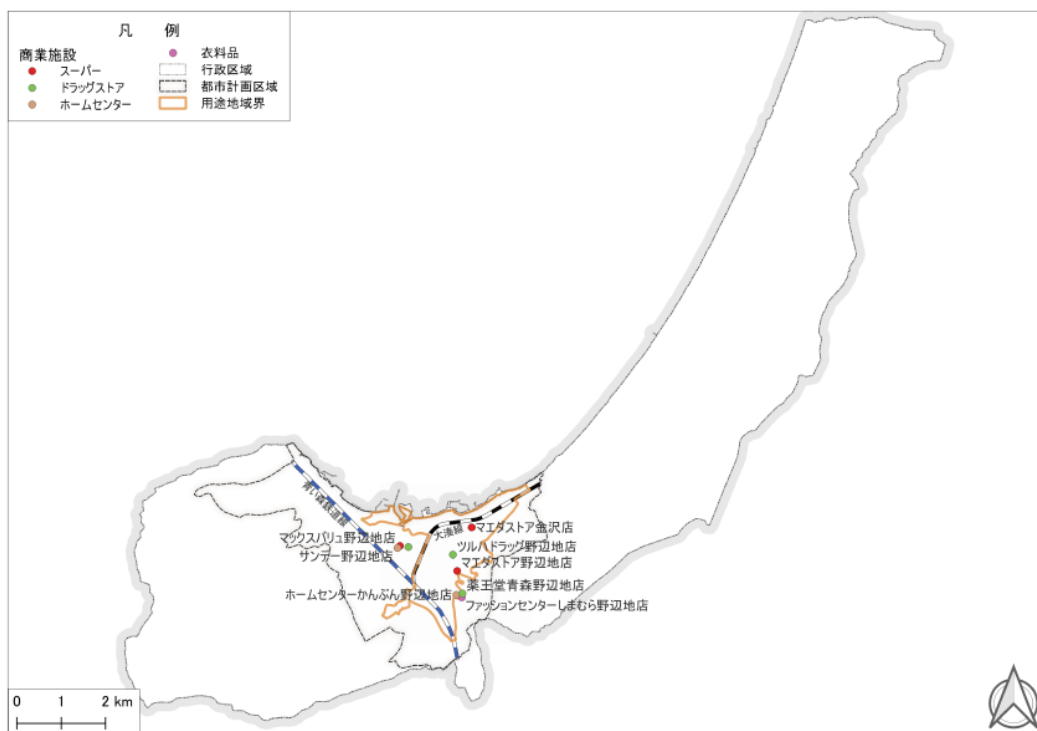


表 22 商業施設の概要

種別	名称	所在地
スーパー	マエダストア野辺地店	野辺地町字種川15番地1
スーパー	マエダストア金沢店	野辺地町字石神裏14番地1
スーパー	マックスバリュ野辺地店	野辺地町字二本木24番地1
ホームセンター	ホームセンターかんぶん野辺地店	野辺地町字上川原3番地1
ホームセンター	サンデー野辺地店	野辺地町字二本木38番地
ドラッグストア	スーパードラッグアサヒ野辺地店	野辺地町字二本木46番地1
ドラッグストア	ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地41番地1
ドラッグストア	薬王堂青森野辺地店	野辺地町字上前田7番地1
衣料品	ファッションセンターしまむら野辺地店	野辺地町字屋場4番地1

資料：県内の大規模小売店舗一覧（令和3（2021）年3月31日現在）
／青森県及びiタウンページ及び各施設HPより作成

(6) 教育文化施設

学校は、中学校1校、小学校2校が立地しています。

高等学校は2校、青森県立野辺地高等学校、八戸学院野辺地西高等学校が立地しています。

図 38 教育文化施設の位置

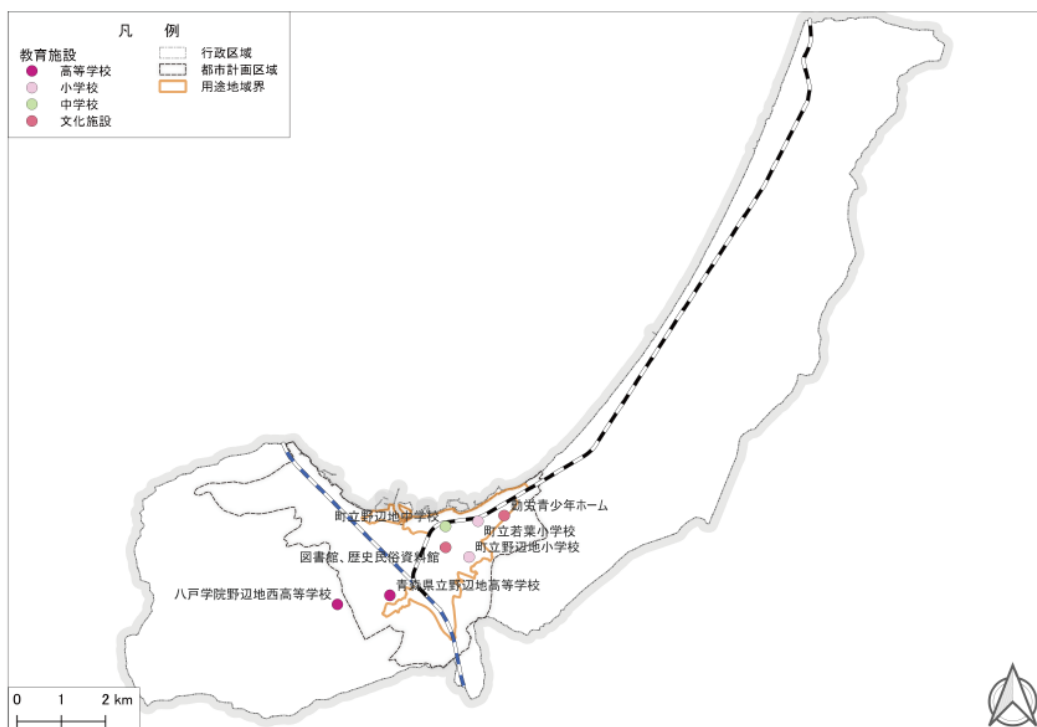


表 23 教育文化施設の概要

種別	名称	所在地
小学校	野辺地小学校	野辺地町字寺ノ沢42番地4
小学校	若葉小学校	野辺地町字石神裏16番地
中学校	野辺地中学校	野辺地町字浜掛11番地5
高等学校	青森県立野辺地高等学校	野辺地町字松ノ木106番地1
高等学校	八戸学院野辺地西高等学校	野辺地町字枇杷野51番地6
文化施設	図書館	野辺地町字野辺地1番地1
文化施設	歴史民俗資料館	野辺地町字野辺地1番地3
文化施設	勤労青少年ホーム	野辺地町字中道20番地1

資料：野辺地町及び各施設ホームページより作成

(7) 金融施設

町内の金融施設は、3箇所立地しています。

図 39 金融施設の位置

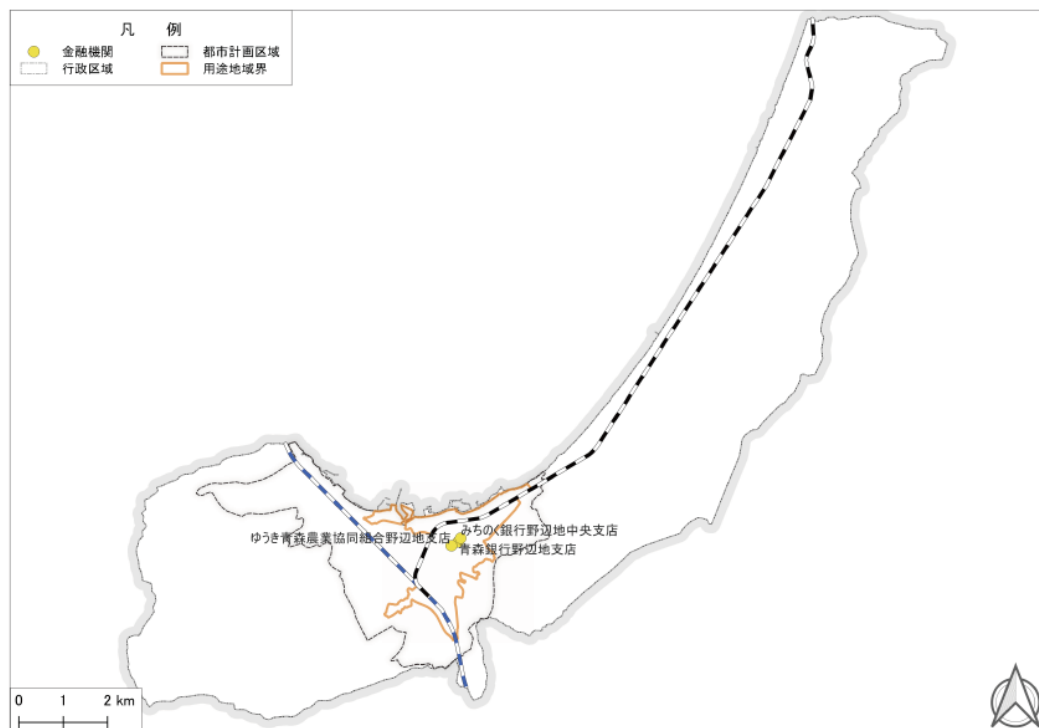


表 24 金融施設の概要

種別	名称	所在地
銀行	青森銀行野辺地支店	野辺地町字野辺地8番地4
銀行	みちのく銀行野辺地中央支店	野辺地町字野辺地199番地3
銀行	ゆうき青森農業協同組合野辺地支店	野辺地町字野辺地1番地51

資料：iタウンページ

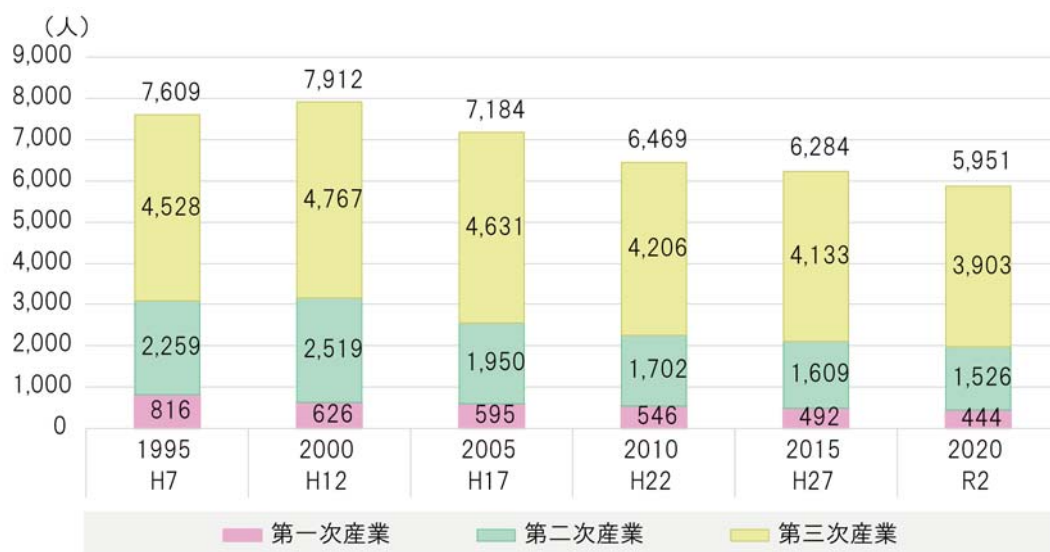
2-1-7. 産業状況

(1) 産業構造

本町の産業構造を次に示します。

本町の産業別就業人口は、第一次産業は減少傾向にあります。第二次産業は平成12(2000)年に増加したものの、その後減少傾向となっています。第三次産業は年々減少しています。

図 40 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

(2) 農業動向

本町の農業は、平成2(1990)年から令和2(2020)年まで総農家数は減少しています。経営耕地面積は令和2(2020)年に急激に増加しています。

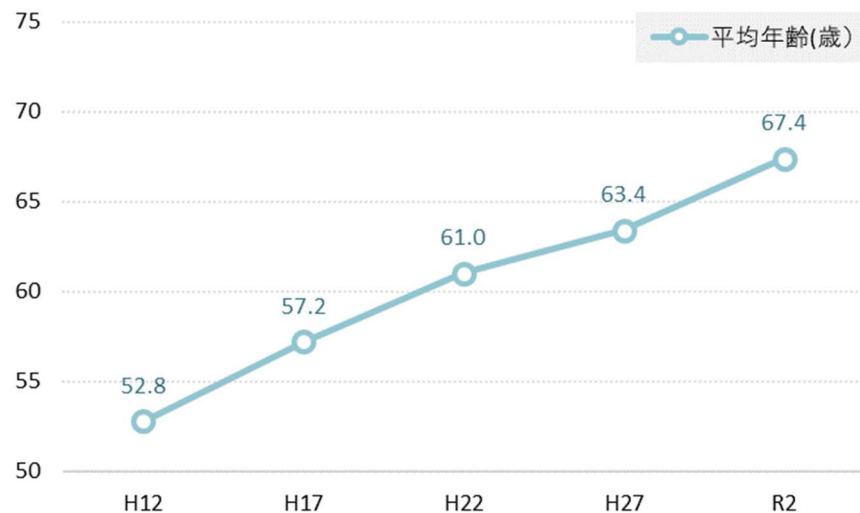
図 41 農家数・経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

本町の農業に従事する従業者の平均年齢は平成12（2000）年から令和 2（2020）年にかけて上昇傾向にあります。

図 42 農業従事者の平均年齢

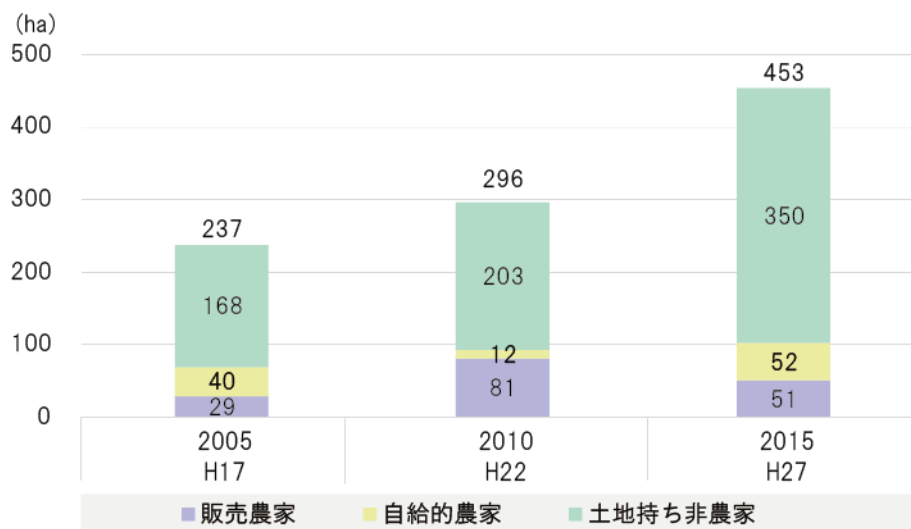


資料：農林業センサス

※平成 27（2015）年、令和 2（2020）年は「基幹的農業従事者の平均年齢」の調査項目を掲載しています。

耕作放棄地面積は年々上昇していて、特に土地持ち非農家の面積が増加しています。

図 43 耕作放棄地面積の推移

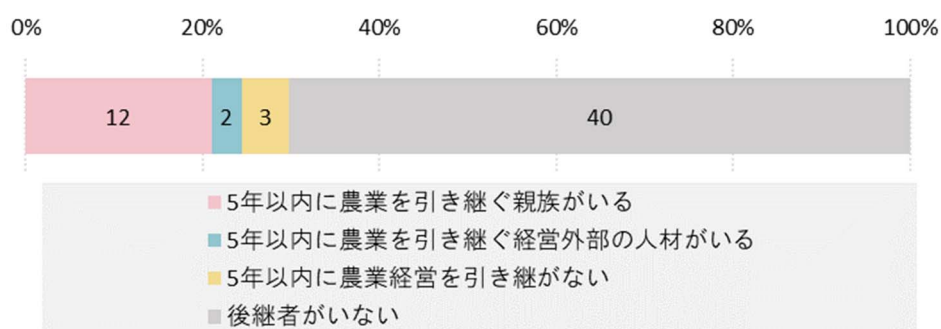


資料：農林業センサス

※令和 2（2020）年度調査より、耕作放棄地面積の調査項目が廃止されています。

本町の農業後継者の確保状況別経営体数を見ると、57経営体のうち5年以内に農業を引き継ぐ予定の後継者がいる経営体は14経営体であり、43経営体は5年以内に農業を引き継がない、または後継者がいない状況となっています。今後、後継者・担い手の確保が必要であると言えます。

図 44 農業後継者の確保状況別経営体数 (単位：経営体)

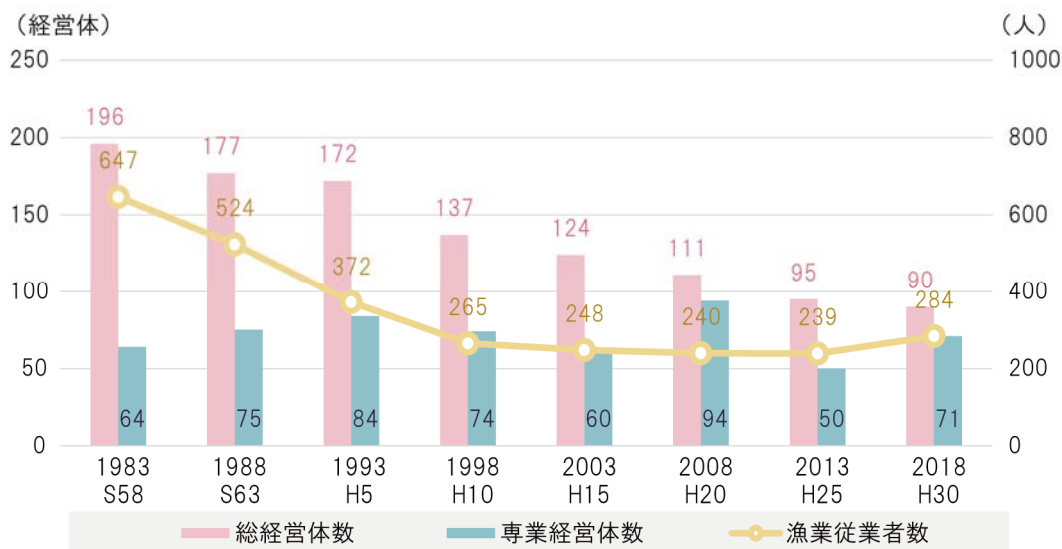


資料：2020年農林業センサス

(3) 水産業動向

自営漁業の専業経営体及び漁業従業者数は近年、徐々に回復傾向にあります。

図 45 自営漁業の専業別経営体数及び漁業従業者数



資料：漁業センサス

平成15(2003)年以降の年齢別漁業従業者数の内訳は、次のとおりです。従業者数は増加傾向にあり、65歳以上の従業者が増加しています。65歳以下は横ばい傾向です。

図 46 年齢別漁業従業者数



資料：漁業センサス

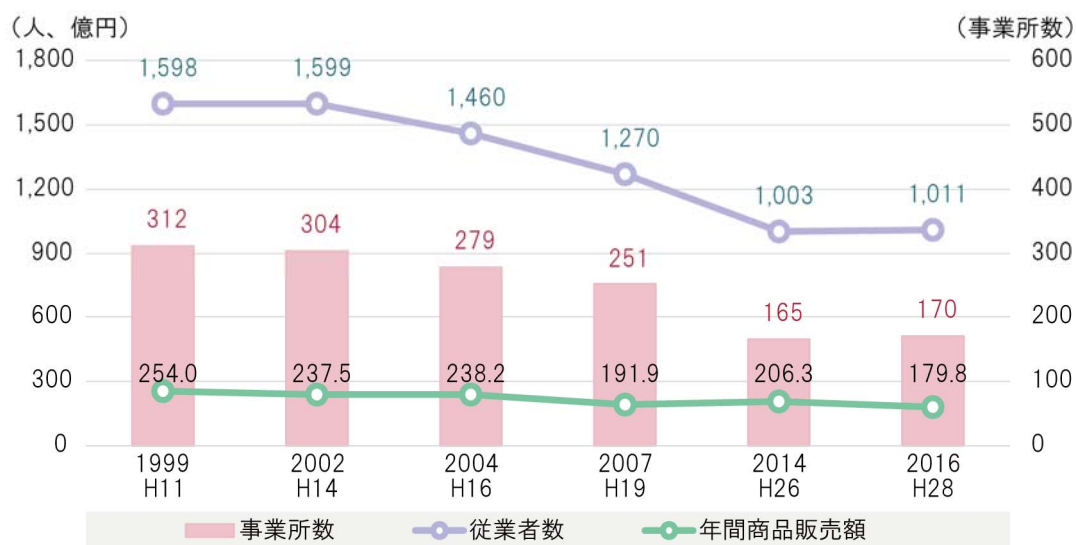
(4) 商工業動向

本町の商業動向は平成11（1999）年以降、平成26（2014）年まで事業所、従業者は減少傾向にありましたが、平成28（2016）年には増加傾向になっています。

一方、年間商品販売額は平成26（2014）年に一度増加しましたが、平成28（2016）年には減少しています。

町民一人当たり年間商品販売額を青森県及び他市町村と比較すると、県内で20位以内に入っており、町村の中では7位となっています。

図 47 年間商品販売額等の推移



資料：〈H11～H26〉商業統計調査 〈H28〉経済センサス

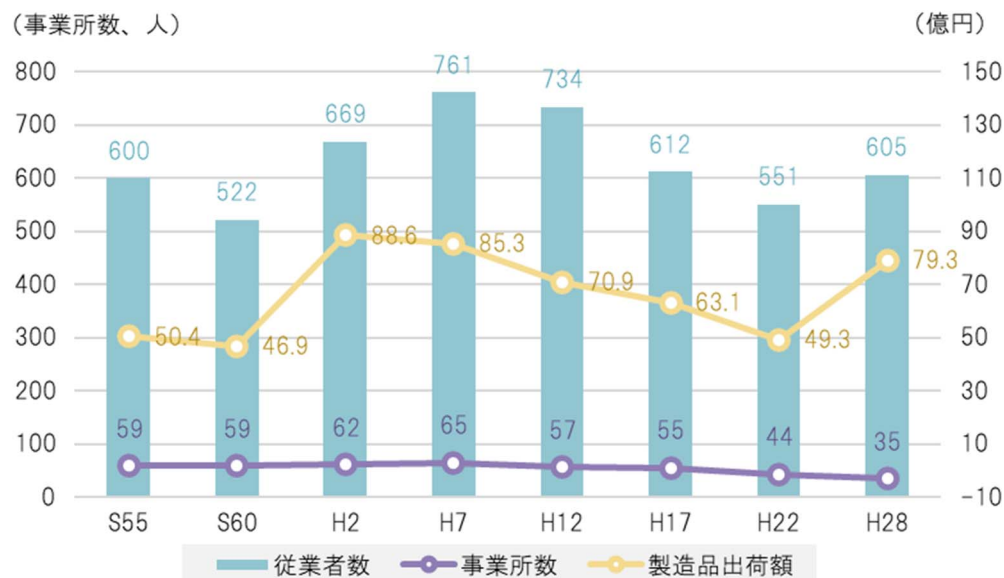
図 48 町民一人当たり年間商品販売額（上位 20 位）



資料：H28 経済センサス及び市町村、H28 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査/総務省

本町の製造品出荷額は平成 2（1990）年に88.6億円となりましたが、平成22（2010）年まで減少傾向にあり、平成28（2016）年には79.3億円まで上昇しています。

図 49 製造品出荷額等の推移

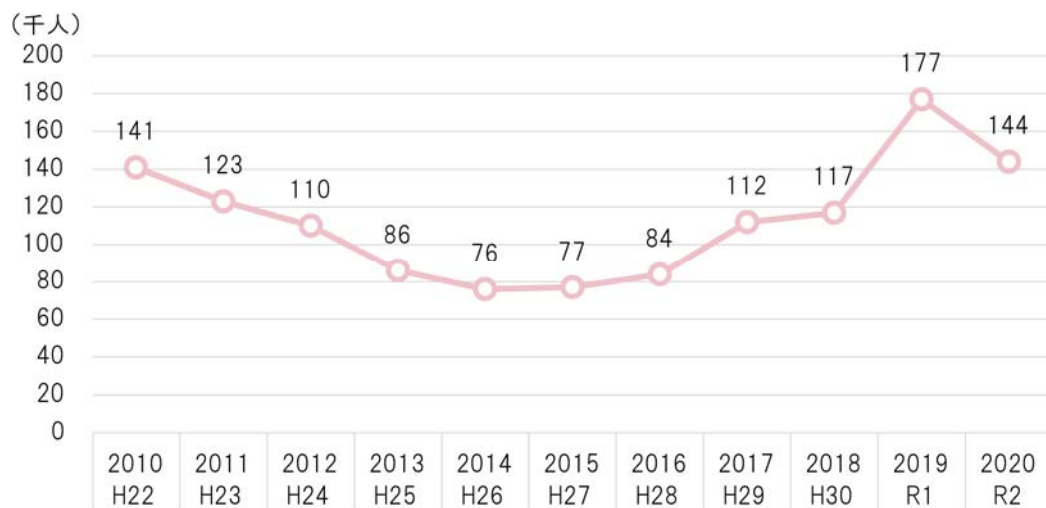


資料：〈S55～H22〉工業統計 〈H28〉経済センサス

(5) 観光業動向

本町の観光入込客数は平成26（2014）年に7.6万人まで減少し、それ以降は令和元（2019）年まで増加傾向にありましたが、令和2（2020）年には14.4万人まで減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、主要行祭事・イベント等の中止、訪日外国人の減少などによるものと考えられます。

図 50 観光入込客数の推移



資料：青森県観光入込客統計

2-1-8. 地価動向

(1) 地価の推移

地価の推移を次に示します。

図 51 基準値番号位置

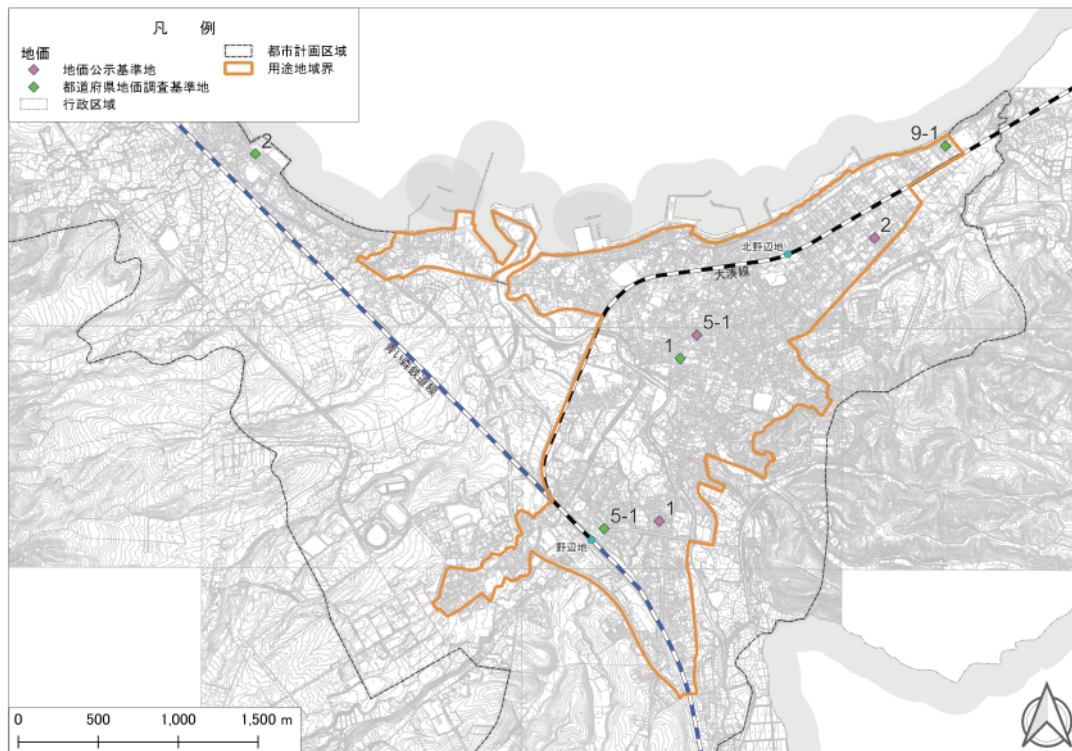


図 52 地価の推移

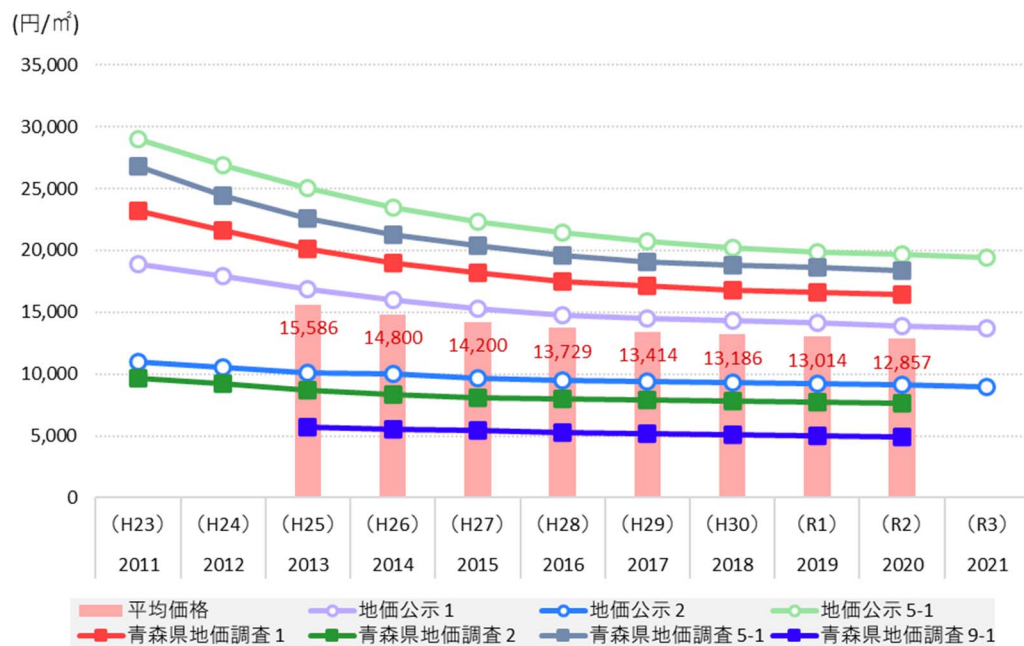


表 25 地価の状況

(円/㎡)									
基準地番号									
地価公示					青森県地価調査				
年		1	2	5-1	1	2	5-1	9-1	平均価格
2011	(H23)	18,900	11,000	29,000	23,200	9,700	26,800	-	19,767
2012	(H24)	17,900	10,500	26,900	21,600	9,200	24,400	-	18,417
2013	(H25)	16,900	10,100	25,000	20,100	8,700	22,600	5,700	15,586
2014	(H26)	16,000	10,000	23,500	19,000	8,300	21,300	5,500	14,800
2015	(H27)	15,300	9,700	22,300	18,200	8,100	20,400	5,400	14,200
2016	(H28)	14,800	9,500	21,400	17,500	8,000	19,600	5,300	13,729
2017	(H29)	14,500	9,400	20,700	17,100	7,900	19,100	5,200	13,414
2018	(H30)	14,300	9,300	20,200	16,800	7,800	18,800	5,100	13,186
2019	(R1)	14,100	9,200	19,900	16,600	7,700	18,600	5,000	13,014
2020	(R2)	13,900	9,100	19,700	16,400	7,600	18,400	4,900	12,857
2021	(R3)	13,700	9,000	19,400	-	-	-	-	14,033
増減率 (2020/2016)		0.939	0.958	0.921	0.937	0.950	0.939	0.925	0.937

基準地番号	所在及び住所	周辺の土地の利用状況	用途	都市計画
地価公示	1 青森県上北郡野辺地町字鳴沢 2 7 番 8	一般住宅に事業所等が混在する既成住宅地域	住宅	第一種住居地域
	2 青森県上北郡野辺地町字中道 2 1 番 5 4	一般住宅の中に空地も見られる新興住宅地域	住宅	第一種住居地域
	5-1 青森県上北郡野辺地町字野辺地 6 番 6	各種小売店舗が建ち並ぶ県道沿いの中心商業地域	店舗兼住宅	商業地域
青森県地価調査	1 青森県上北郡野辺地町字野辺地 2 8 3 番 1	町中心部背後の一般住宅の中に店舗等も混じる既成住宅地域	住宅	第二種住居地域
	2 青森県上北郡野辺地町字馬門 5 7 番	漁家住宅、一般住宅が建ち並ぶ県道沿いの住宅地域	住宅	都市計画区域
	5-1 青森県上北郡野辺地町字上小中野 3 8 番 1 6	旅館、食堂、おみやげ店が目立つ野辺地駅前の商店街	店舗兼住宅	近隣商業地域
	9-1 青森県上北郡野辺地町字大月平 6 7 番 6 0 外	中小規模の倉庫、事業所、住宅等の混在する工業地域	倉庫	準工業地域

資料：地価公示及び青森県地価調査

(2) 県内町村の平均価格の比較

本町の商業地平均価格は住宅地平均価格と比較して高い傾向を示しています。

図 53 住宅地平均価格(上位 10 位)

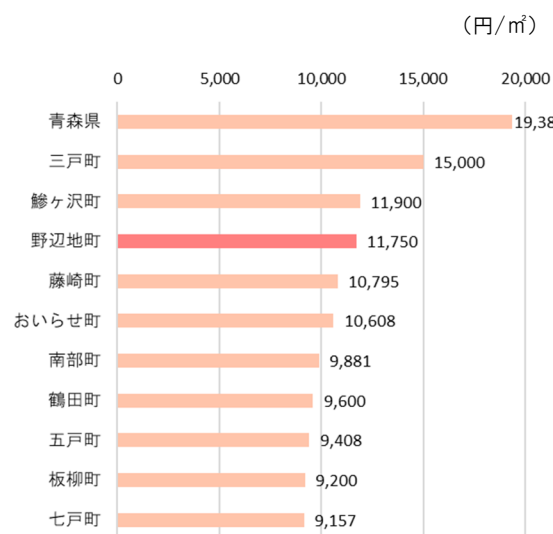


図 54 商業地平均価格(上位 10 位)



図 55 工業地平均価格(上位 10 位)

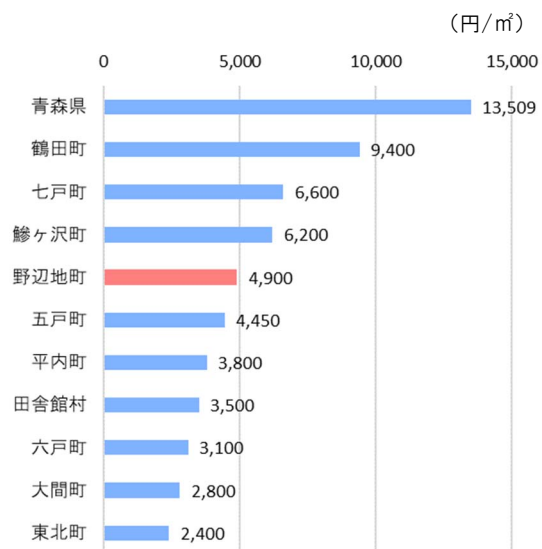


図 56 全用途平均価格(上位 10 位)



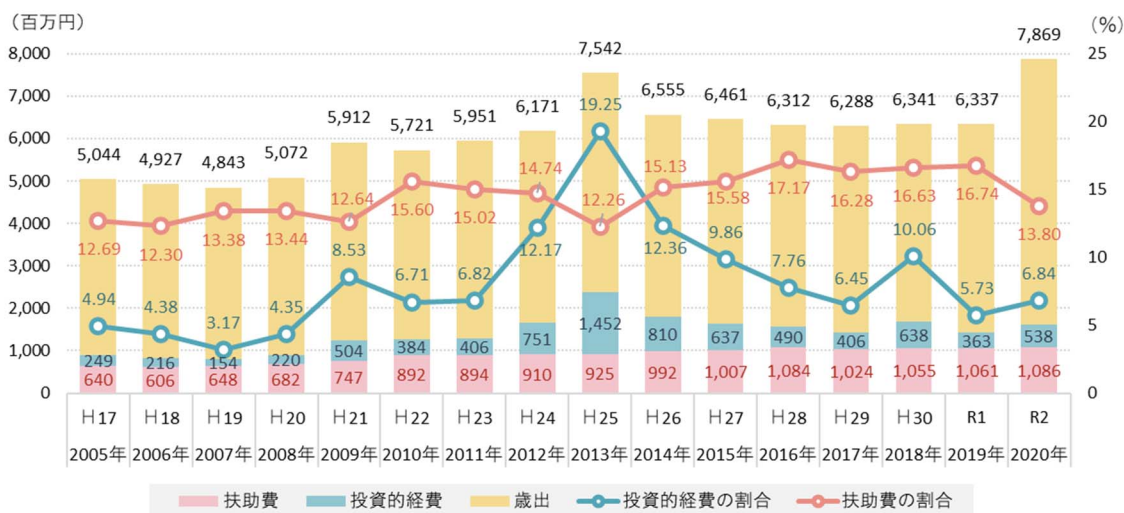
2-1-9. 財政の現状

(1) 歳出の状況

本町の歳出は、平成17（2005）年から増加傾向にあり、平成25（2013）年に投資的経費の増加による歳出の大幅な上昇がありました。その後、令和2（2020）年にも歳出の増加が見られています。

歳出の継続的な増加には、少子高齢化が進行していることによる、社会保障費等の増加が見られます。本町では今後、人口減少による税収入の減少、少子高齢化による扶助費の増加、公共施設の老朽化による更新・維持管理等の投資的経費の増加が予想され、財政への負担は大きくなります。

図 57 歳出の推移

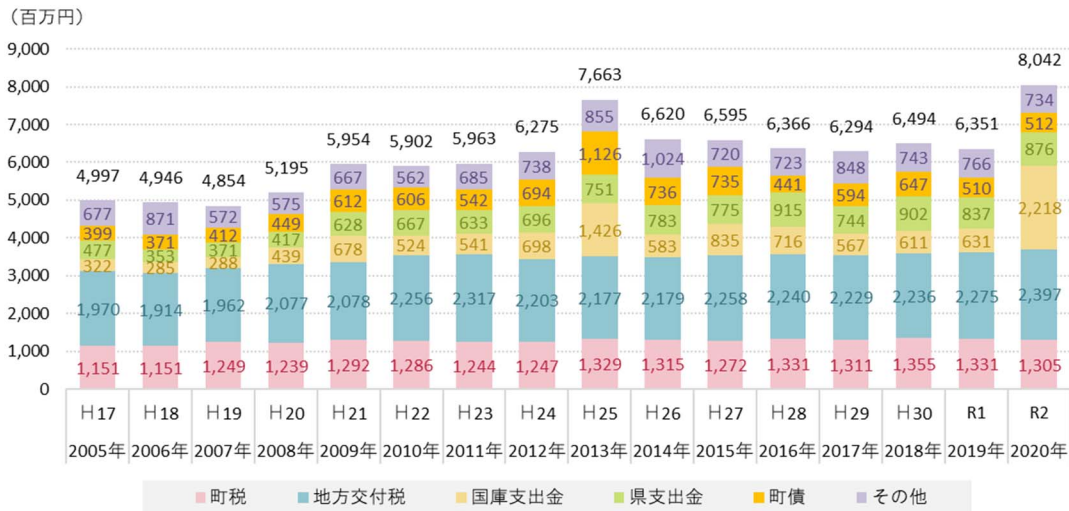


資料：〈H17～H27〉野辺地町統計書 〈H28～R2〉市町村別決算状況調書より作成

(2) 歳入の状況

本町の令和2（2020）年度の歳入は約8,042百万円となっています。地方税（町税）と地方交付税はおおむね横ばい傾向にあります。

図 58 歳入の推移



資料：〈H17～H26〉野辺地町統計書 〈H27～R2〉市町村別決算状況調書より作成

(3) 財政の健全状況

本町の財政の健全状況を見ると、経常収支比率が平成29（2017）年に100を超えています。

野辺地町行財政改革大綱 改革プランによると、経常収支比率を圧迫している大きな原因は、一部事務組合に対する負担金であり、容易に改善できるものではないため、各種経費の削減等を進めることで改善を図る必要があります。

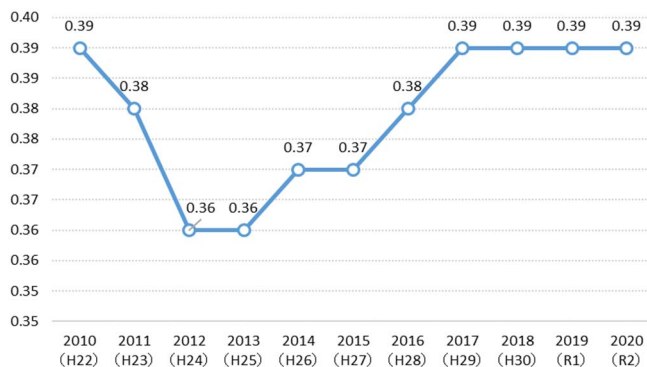
表 26 町の財政状況

年	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
2010 (H22)	0.39	90.8	9.0	108.9
2011 (H23)	0.38	94.7	8.9	97.7
2012 (H24)	0.36	94.8	8.5	93.9
2013 (H25)	0.36	93.5	7.7	87.6
2014 (H26)	0.37	94.8	6.5	79.8
2015 (H27)	0.37	92.6	5.8	62.4
2016 (H28)	0.38	94.7	5.8	50.0
2017 (H29)	0.39	101.0	6.3	44.9
2018 (H30)	0.39	99.7	6.9	39.2
2019 (R1)	0.39	102.9	7.5	33.0
2020 (R2)	0.39	99.9	7.6	21.7

・財政力指数とは

地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

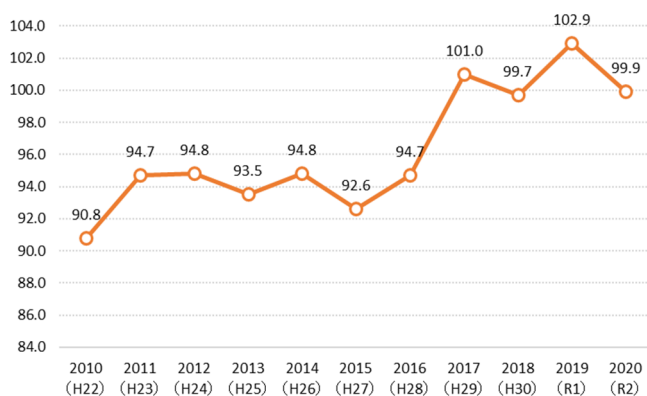
図 59 財政力指数の推移



・経常収支比率とは

地方税・普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合を示します。

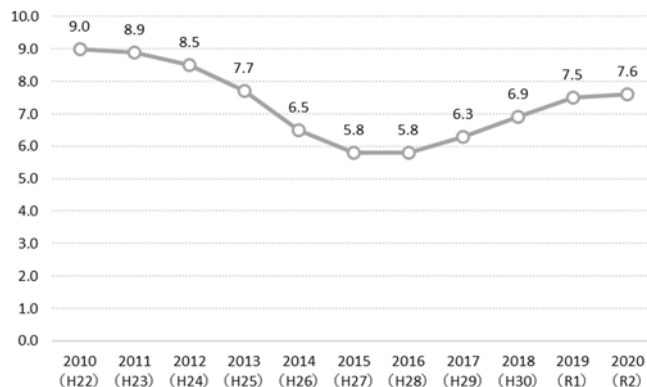
図 60 経常収支比率の推移



・実質公債費比率とは

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことを言います。

図 61 実質公債費比率の推移



・将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことを言います。

図 62 将来負担比率の推移

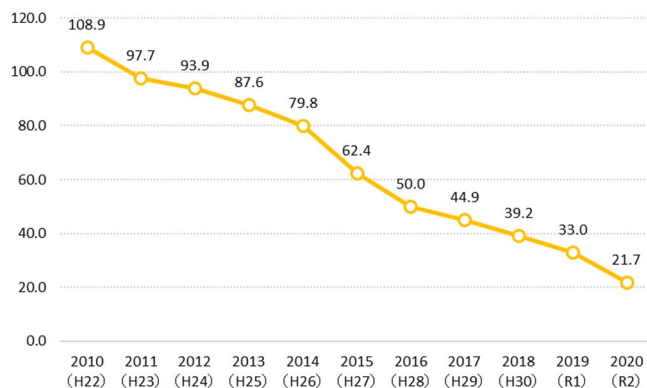


表 27 県内町村との比較

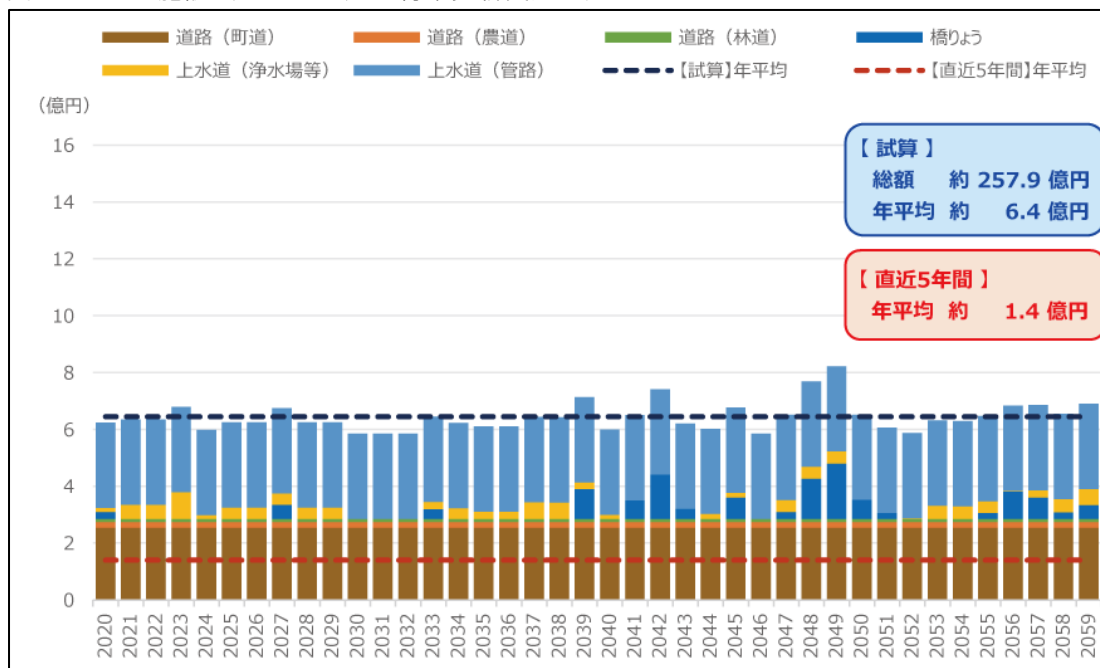
町村名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
平内町	0.27	82.20	9.80	84.10
今別町	0.21	78.80	3.90	26.70
蓬田村	0.20	83.60	2.70	—
外ヶ浜町	0.19	96.90	10.90	43.20
鰹ヶ沢町	0.22	98.60	14.50	190.00
深浦町	0.17	96.70	10.80	46.40
西目屋村	0.15	92.70	11.60	45.10
藤崎町	0.29	87.40	13.20	55.10
大鰐町	0.23	94.60	15.10	118.00
田舎館村	0.29	85.90	6.40	—
板柳町	0.28	90.70	9.20	—
鶴田町	0.28	90.60	12.50	142.40
中泊町	0.22	93.20	11.10	84.10
野辺地町	0.39	99.90	7.60	21.70
七戸町	0.38	86.70	4.80	6.00
六戸町	0.43	88.00	8.60	—
横浜町	0.32	93.00	6.10	—
東北町	0.31	89.50	11.70	110.90
六ヶ所村	1.79	89.10	4.80	—
おいらせ町	0.47	95.30	11.10	4.00
大間町	0.28	85.70	14.80	42.00
東通村	0.71	81.70	16.50	—
風間浦村	0.10	92.20	13.40	0.20
佐井村	0.12	84.10	6.40	—
三戸町	0.26	94.30	11.50	57.00
五戸町	0.29	88.00	9.40	19.10
田子町	0.22	89.60	8.40	30.30
南部町	0.28	86.60	7.50	—
階上町	0.37	91.30	11.30	25.40
新郷村	0.15	82.70	7.10	—

資料：地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標/総務省

(4) 公共施設の将来更新費用

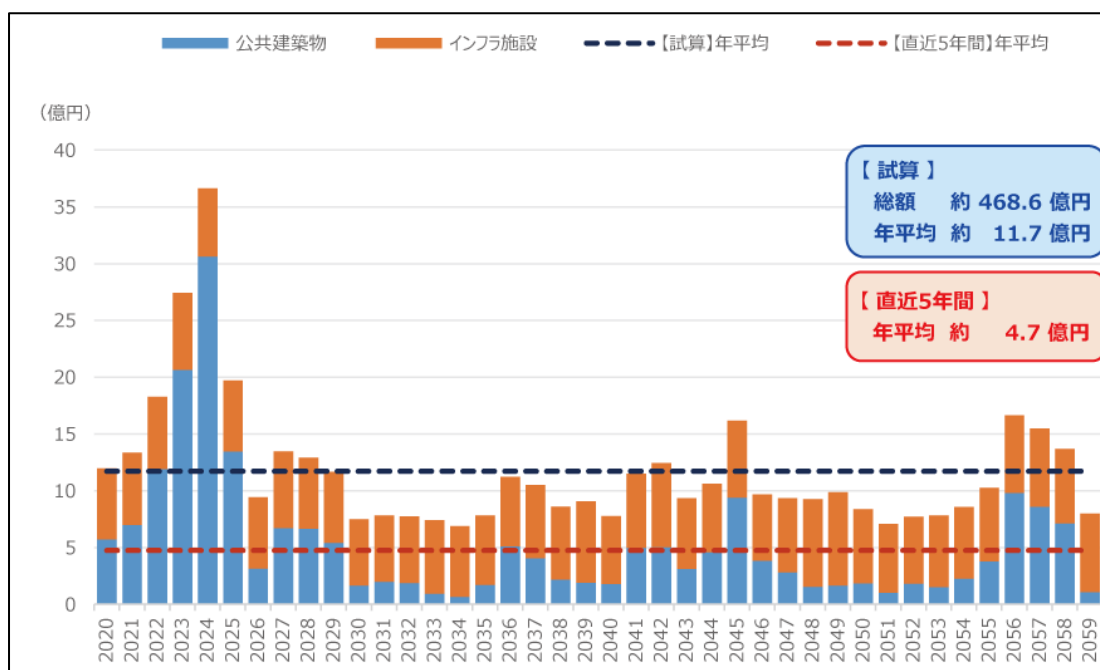
公共施設（インフラ）の将来更新費用は年間平均6.4億円であり、今後40年のコストは257.9億円であり、これに公共施設を加えた将来更新費用は、年間平均11.7億円、今後40年のコストは468.6億円となる見通しです。

図 63 公共施設（インフラ）の将来更新費用の見通し



資料：野辺地町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂）

図 64 公共施設等の将来更新費用の見通し



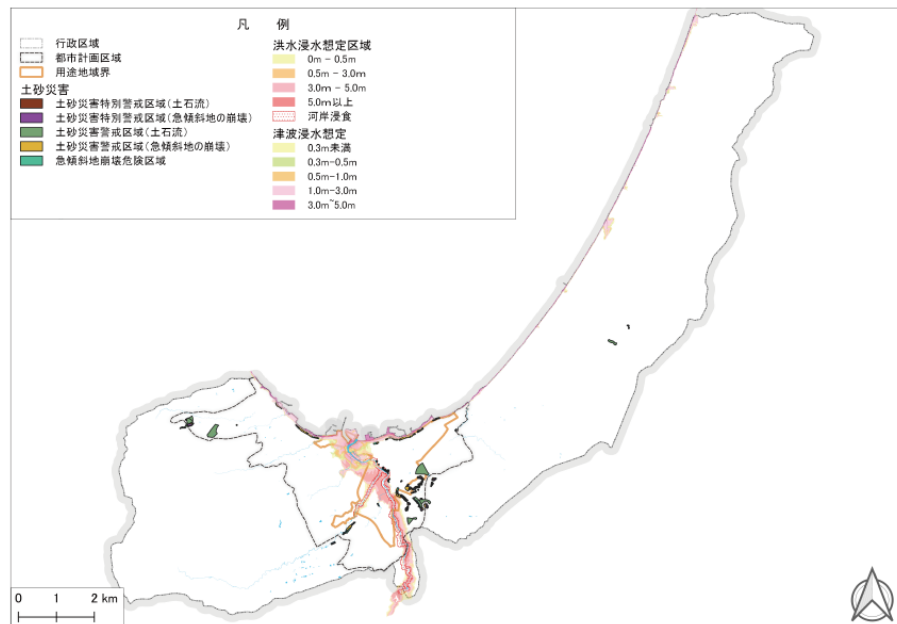
資料：野辺地町公共施設等総合管理計画（令和4（2022）年3月改訂）

2-1-10. 安全安心の現状

災害危険箇所を次に示します。本町には、急傾斜地・土砂災害・津波・洪水等の災害の恐れがあります。過去には平成28（2016）年に台風9号及び10号により浸水の被害がありました。

本町の屋外避難場所は8箇所（うち都市計画区域内に6箇所）、屋内避難場所は8箇所（うち都市計画区域に6箇所）あります。

図 65 災害危険箇所



資料：〈急傾斜地〉国土数値情報〈土砂災害・洪水浸水想定区域〉野辺地洪水・ハザードマップ〈津波浸水想定〉野辺地町

図 66 災害危険箇所（用途地域周辺）

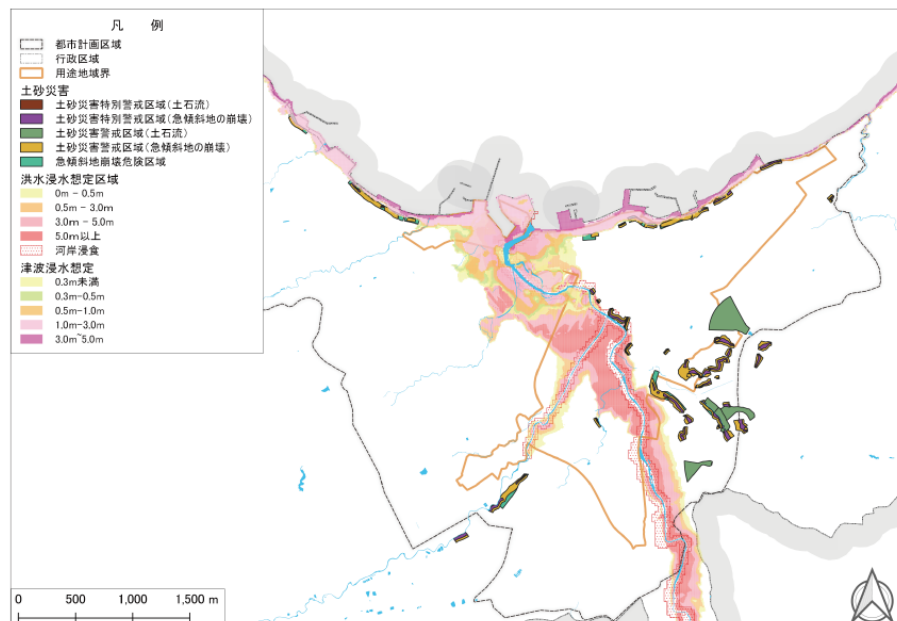


図 67 過去の災害箇所及び避難場所分布

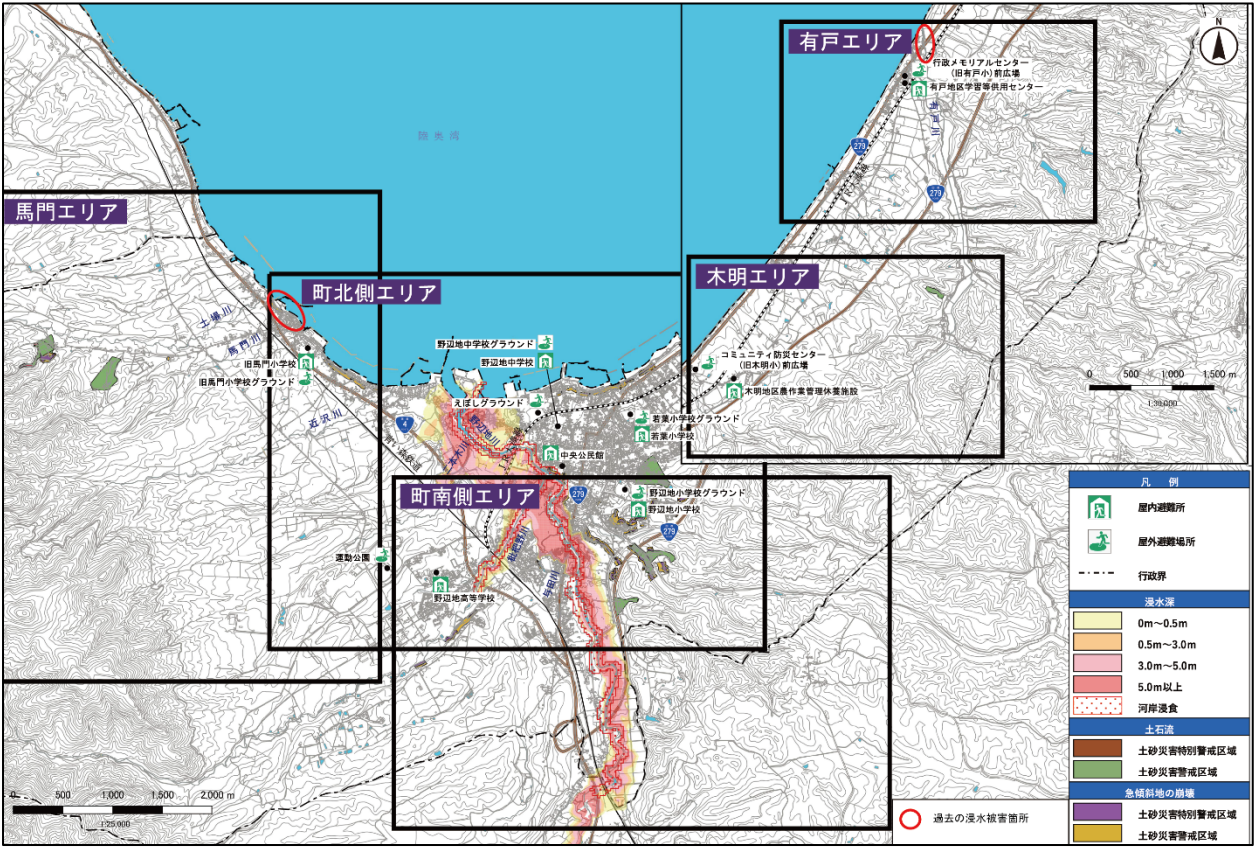


表 28 過去の災害箇所及び避難場所分布

施設名	種別	住所	対象災害			
			洪水	土砂災害	地震	津波
運動公園	屋外避難場所	松ノ木114番地	○	○	○	○
野辺地小学校グラウンド	屋外避難場所	寺ノ沢42番地4	○	○	○	○
若葉小学校グラウンド	屋外避難場所	石神裏16番地	○	○	○	○
えぼしグラウンド	屋外避難場所	浜掛79番地6	○	○	○	○
野辺地中学校グラウンド	屋外避難場所	浜掛11番地5	○	○	○	○
旧) 馬門小学校グラウンド	屋外避難場所	家ノ上6番地6	○	○	○	○
コミュニティ防災センター前広場	屋外避難場所	有戸鳥井平4番地1	○	○	○	○
行政メモリアルセンター前広場	屋外避難場所	小沢平2番地2	○	○	○	○
野辺地小学校	屋内避難所	寺ノ沢42番地4	○	○	○	○
中央公民館	屋内避難所	野辺地1番地15	○	○	○	○
若葉小学校	屋内避難所	石神裏16番地	○	○	○	○
野辺地中学校	屋内避難所	浜掛11番地5	○	○	○	○
旧) 馬門小学校	屋内避難所	家ノ上6番地6	○	○	○	○
木明地区農作業管理休養施設	屋内避難所	有戸鳥井平158番地6	○	○	○	○
有戸地区学習等供用センター	屋内避難所	小沢平10番地8	○	○	○	○
青森県立野辺地高等学校	屋内避難所	松ノ木106番地1	○	○	○	○

資料：野辺地洪水・土砂災害ハザードマップより作成

2-2. 都市構造評価

2-2-1. 「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づく分析

「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づき、本町の都市構造のコンパクトさを多角的見地から評価し、全国平均値、類似規模都市平均値との比較等を行うことにより、どのような課題があるのか客観的、定量的に把握します。

(1) 評価項目の選定

「都市構造の評価に関するハンドブック」に示された、「立地適正化計画等において、都市機能を誘導する区域や居住を誘導する区域など目指すべき将来都市構造を具体的に検討している都市、設定している都市における活用が想定される評価指標評価」を参考にしつつ、本町の評価の値が算出可能な項目を対象とし、分析を行います。

なお、将来の推計値が可能な項目については、本町独自で詳細なミクロ分析を実施します。現状は平成27（2015）年の国勢調査の結果を基に使用し、将来の推計値令和27（2045）年時は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に作成します。ただし、全国平均値及び都市規模別平均値との比較に際しては、都市モニタリングシートに基づく値を使用します。

(2) 評価指標

表 29 評価指標

評価分野		評価指標
生活利便性の指標	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏（※2）充足率
		生活サービス施設（※3）の徒歩圏人口カバー率 （医療施設、高齢者福祉施設、商業施設）
		基幹的公共交通路線（※4）の徒歩圏人口カバー率
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度 （医療施設、高齢者福祉施設、商業施設）
健康・福祉の指標	公共交通の利用促進	通勤・通学時の公共交通分担率
		公共交通沿線地域（※5）の人口密度
	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設（※6）の1km圏域高齢人口（※7）カバー率
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率
安全・安心の指標	歩きやすい環境の形成	歩道整備率（※8）
	市街地の安全性の確保	町民一人あたりの交通事故死者数
地域経済の指標	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高
行政運営の指標	都市経営の効率化	財政力指数(市町村財政)
	安定的な税収の確保	町民一人当たりの税収額
エネルギー／低炭素の指標	運輸部門の省エネ・低炭素化	町民一人当たりの自動車CO2排出量

- （※2）「生活サービス施設」及び「基幹的の交通路線（日当たり 30 本以上の路線）」の全てを徒歩圏で享受できる人口の比率。徒歩圏は半径 800m
- （※3）医療施設は病院（内科又は外科）及び診療所、福祉施設は通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設、商業施設はスーパーマーケット等
- （※4）基幹的公共交通路線（日当たり 30 本以上の路線）の鉄道駅から半径 800m、及びバス停から半径 300m
- （※5）全ての鉄道駅から半径 800m、バス停の徒歩圏（半径 300m）
- （※6）対象としている高齢者福祉施設は、※2における福祉施設に同じ。
- （※7）高齢者福祉施設の半径 1 km に居住する 65 歳以上人口に占める比率。
- （※8）道路交通センサスの一般交通量調査対象道路（高速自動車国道・都市高速道路を除く）で算出。

(3) 都市構造評価の結果

本町の都市構造評価の結果は以下のとおりです。

全国平均を偏差値50とし、地方都市圏10万人以下の平均と現在の野辺地町の結果との比較をレーダーチャートで示します。

全国平均値を上回っている項目は、健康福祉の指標、安全・安心の指標、エネルギー・低炭素の指標に多く、生活利便性の指標では日常生活サービスの徒歩圏充足率、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（福祉施設・商業施設）、生活サービス利用圏平均人口密度（医療施設）となっています。

一方、その他の項目は全国平均より低い水準となっています。そのうち、基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率、従業者一人当たり第三次産業売上高、財政力指数、町民一人当たりの税収額は地方都市圏の平均より低い状況となっています。

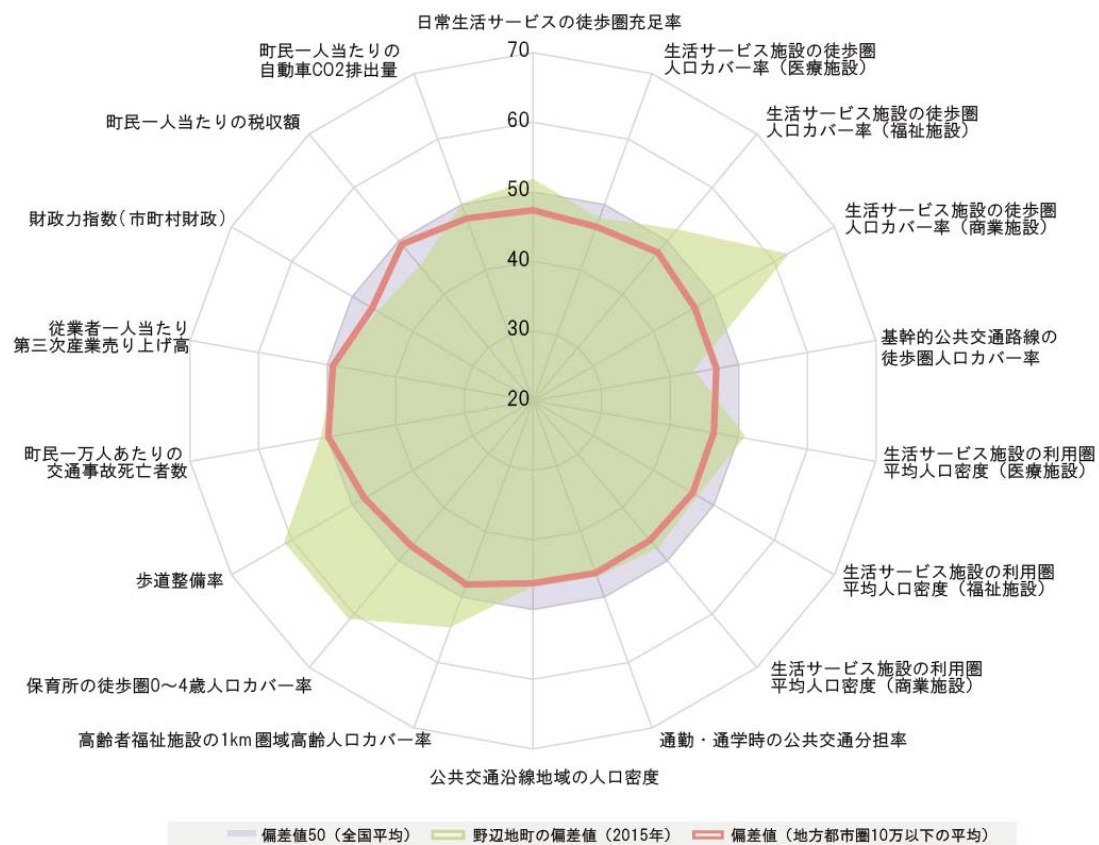
現状の施設配置のまま令和27（2045）年を迎えた場合を推計すると、現在の地方都市圏の平均以下の水準となるのは生活サービス施設の利用圏平均人口密度（福祉施設、商業施設）と公共交通沿線地域の人口密度となります。

表 30 都市構造評価の結果

評価分野		評価指標		単位	全国平均	地方都市圏 10万以下の 平均	野辺地町 2015年	野辺地町 2045年
								※9
生活利便性の指標	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏（※2）充足率		%	16	11	20	19
		生活サービス施設 （※3）の 徒歩圏人口カバー率	医療施設	%	62	54	57	57
			福祉施設	%	41	35	47	46
			商業施設	%	40	32	72	73
		基幹的公共交通路線（※4）の徒歩圏人口カ バー率	%	35	27	20	19	
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の 利用圏平均人口密度	医療施設	人/ha	15	8	17	10
			福祉施設	人/ha	15	7	10	6
			商業施設	人/ha	19	10	15	9
	公共交通の利用促進	通勤・通学時の公共交通分担率		%	13	8	10	-
		公共交通沿線地域（※5）の人口密度		人/ha	19	11	13	8
健康・福祉の指標	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設（※6）の1km圏域高齢人口 （※7）カバー率		%	46	40	63	61
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率		%	52	45	80	76
	歩きやすい環境の形成	歩道整備率（※8）		%	57	52	84	-
安全・安心の指標	市街地の安全性の確保	町民一人あたりの交通事故死亡者数		人	0.48	0.54	0	-
地域経済の指標	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高		百万円/人	13.8	12.7	12.8	-
行政運営の指標	都市経営の効率化	財政力指数(市町村財政)		-	0.51	0.41	0.39	-
	安定的な税収の確保	町民一人当たりの税収額		千円/人	125	120	90	-
エネルギー／低炭 素の指標	運輸部門の省エネ・低 炭素化	町民一人当たりの自動車CO2排出量		t-CO2/年	1.51	1.74	1.50	-

（※9）野辺地町 2015 年及び 2045 年の赤の塗り潰しセルは全国平均より高い値、紫のセルは全国平均及び地方都市圏の平均より低い値を示しています。

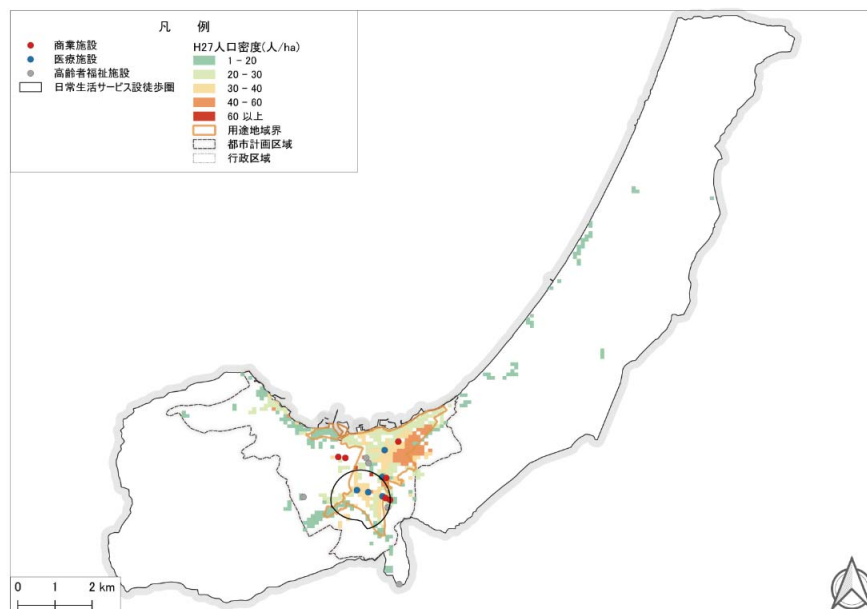
図 68 野辺地町の評価結果と全国平均、地方都市圏との比較



(4) 生活利便性の評価結果

①日常生活サービス

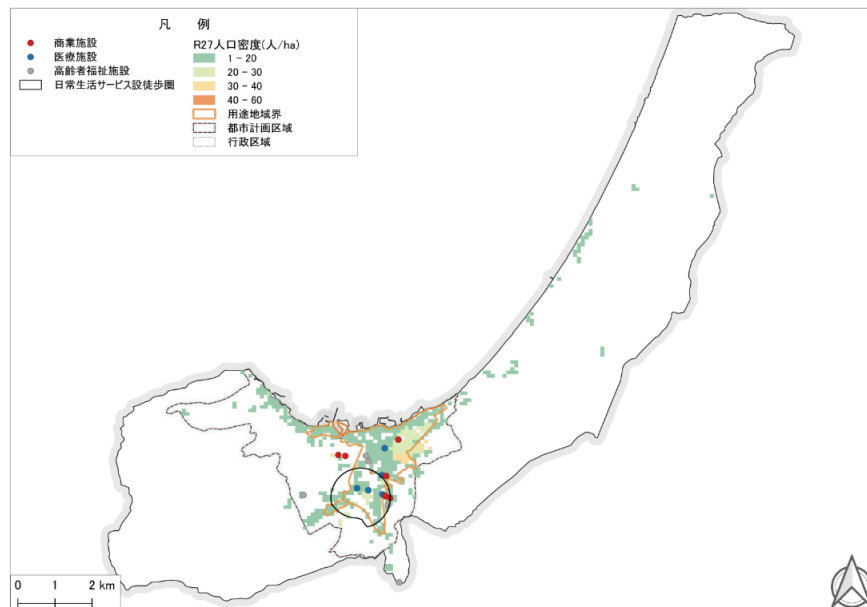
図 69 日常生活サービスの徒歩圏（平成 27（2015）年）



日常サービス徒歩圏充足率

日常生活サービス徒歩圏内人口（2,636人）÷総人口（13,524人）＝20％

図 70 日常生活サービスの徒歩圏（令和 27（2045）年）

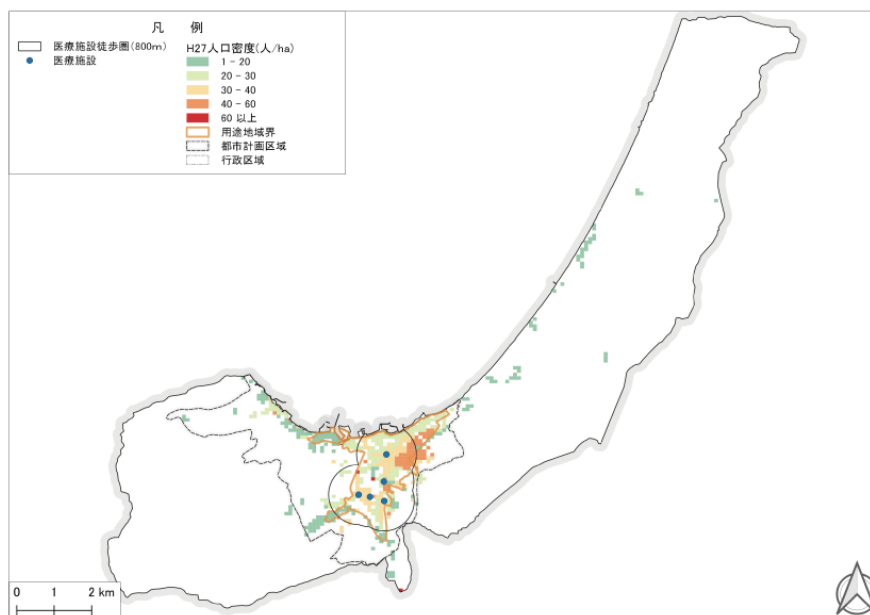


日常サービス徒歩圏充足率

日常生活サービス徒歩圏内人口（1,475人）÷総人口（7,829人）＝19％

②医療施設

図 71 医療施設の徒歩圏（平成 27（2015）年）



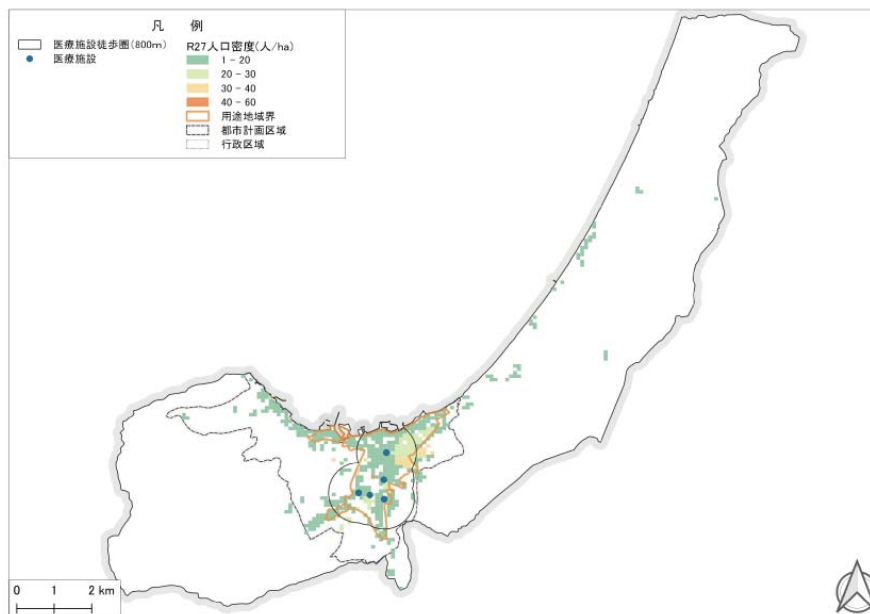
医療施設の徒歩圏人口カバー率

医療施設の徒歩圏内人口（7,710人）÷総人口（13,524人）＝57％

医療施設の徒歩圏内の人口密度

医療施設の徒歩圏内人口（7,710人）÷医療施設徒歩圏面積（444ha）＝17人/ha

図 72 医療施設の徒歩圏（令和 27（2045）年）



医療施設の徒歩圏人口カバー率

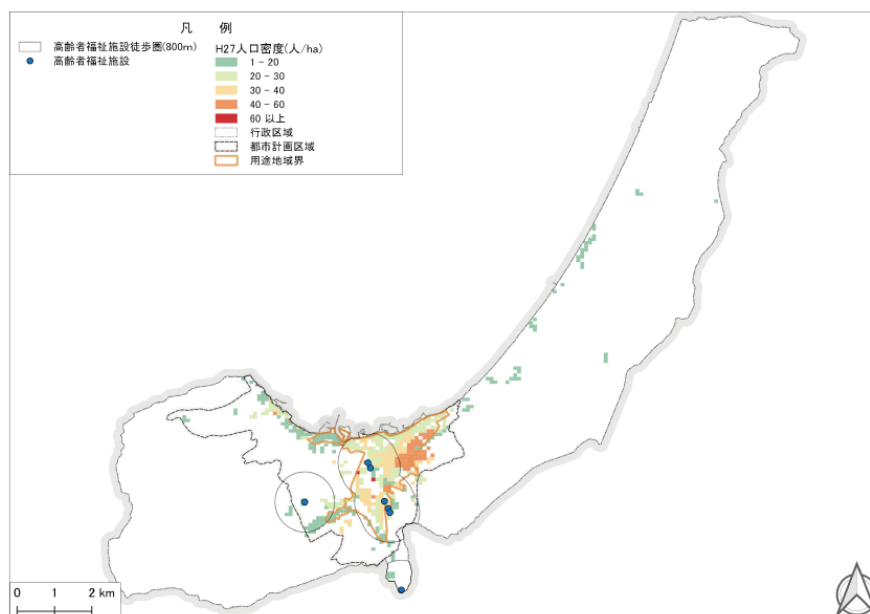
医療施設の徒歩圏内人口（4,450人）÷総人口（7,829人）＝57％

医療施設の徒歩圏内の人口密度

医療施設の徒歩圏内人口（4,450人）÷医療施設徒歩圏面積（444ha）＝10人/ha

③高齢者福祉施設

図 73 高齢者福祉施設の徒歩圏（平成 27（2015）年）



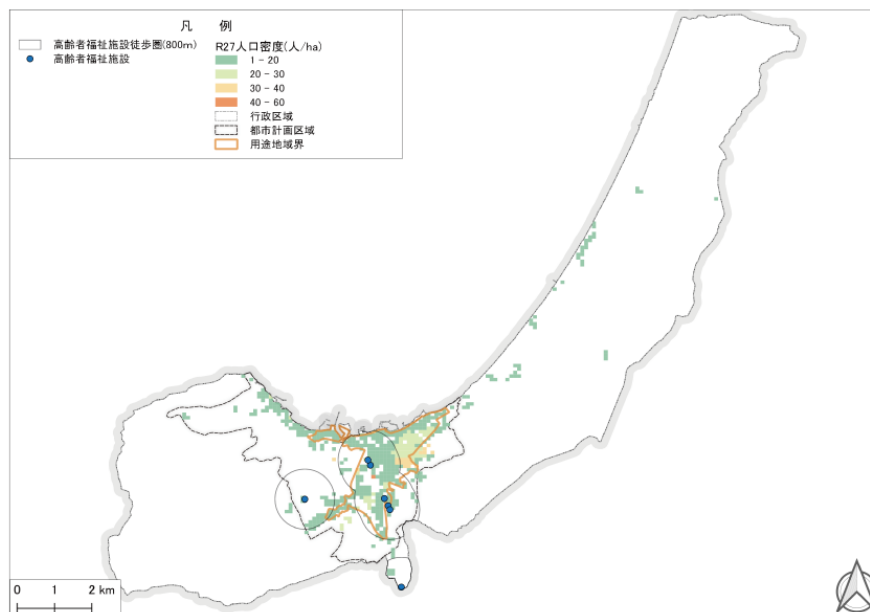
高齢者福祉施設徒歩圏人口カバー率

高齢者福祉施設徒歩圏内人口（6,344人）÷総人口（13,524人）＝47％

高齢者福祉施設の徒歩圏内の人口密度

高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（6,344人）÷高齢者福祉施設徒歩圏面積（648ha）＝10人/ha

図 74 高齢者福祉施設の徒歩圏（令和 27（2045）年）



高齢者福祉施設徒歩圏人口カバー率

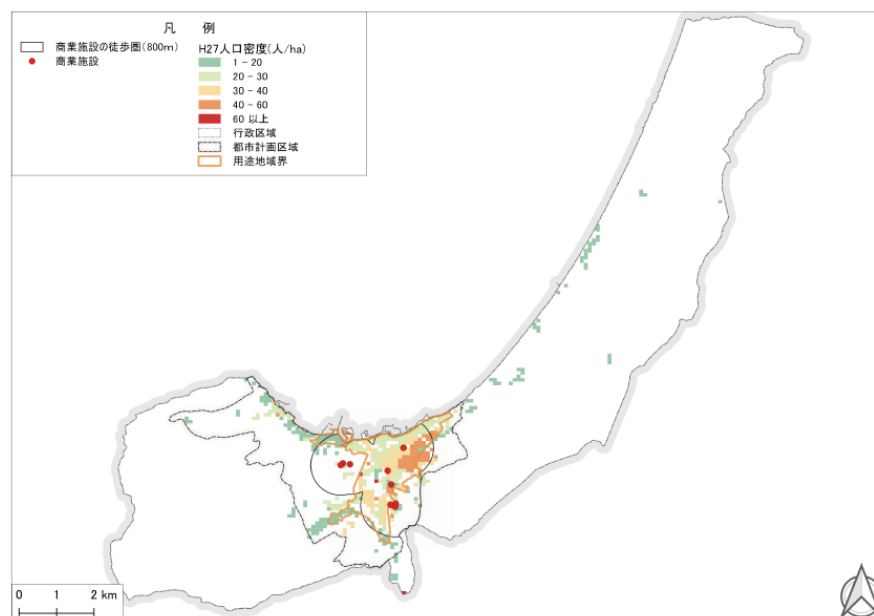
高齢者福祉施設徒歩圏内人口（3,603人）÷総人口（7,829人）＝46％

高齢者福祉施設の徒歩圏内の人口密度

高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（3,603人）÷高齢者福祉施設徒歩圏面積（648ha）＝6人/ha

④商業施設

図 75 商業施設の徒歩圏（平成 27（2015）年）



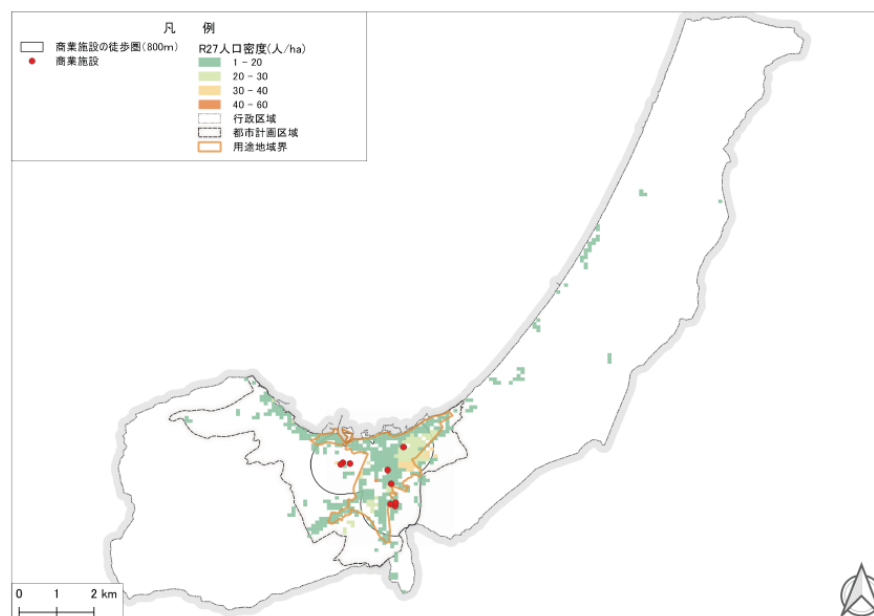
商業施設の徒歩圏人口カバー率

商業施設徒歩圏内人口（9,664人）÷総人口（13,524人）＝72％

商業施設の徒歩圏内の人口密度

商業施設の徒歩圏内人口（9,664人）÷商業施設徒歩圏面積（685ha）＝14人/ha

図 76 商業施設の徒歩圏（令和 27（2045）年）



商業施設の徒歩圏人口カバー率

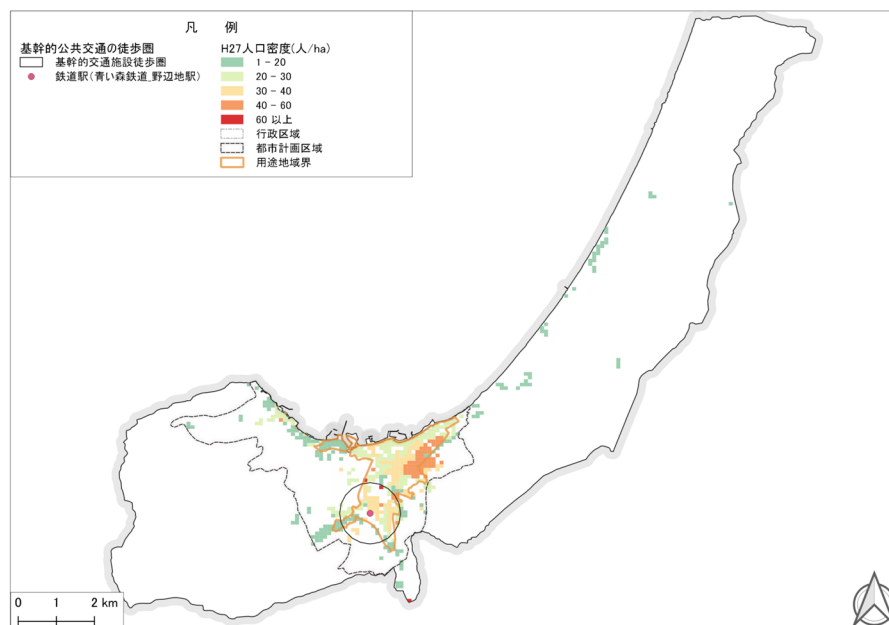
商業施設徒歩圏内人口（5,675人）÷総人口（7,829人）＝73％

商業施設の徒歩圏内の人口密度

商業施設の徒歩圏内人口（5,675人）÷商業施設徒歩圏面積（685ha）＝8人/ha

⑤基幹的公共交通路線

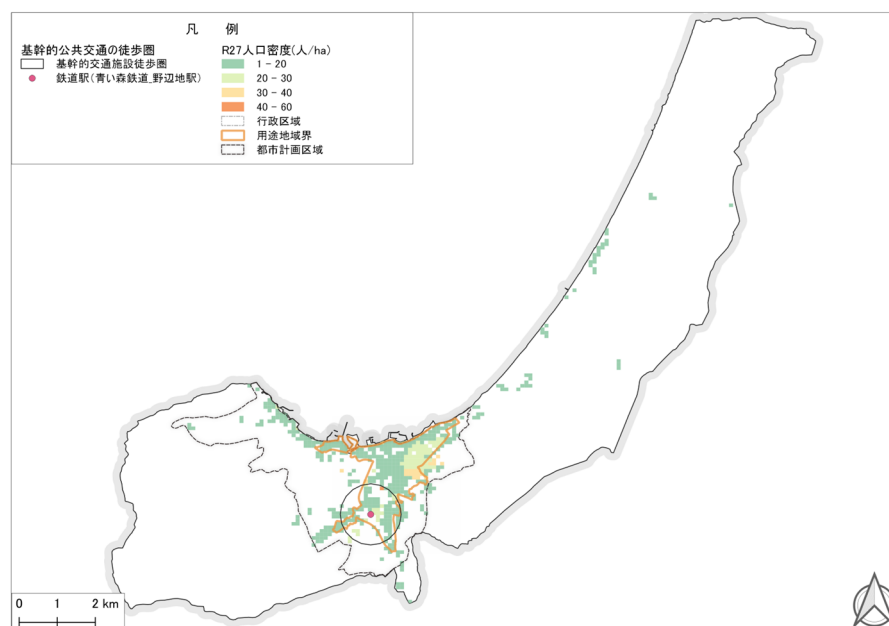
図 77 基幹的公共交通路線の徒歩圏（平成 27（2015）年）



基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

基幹的公共交通路線徒歩圏内人口（2,636人）÷総人口（13,524人）＝20％

図 78 基幹的公共交通路線の徒歩圏（令和 27（2045）年）

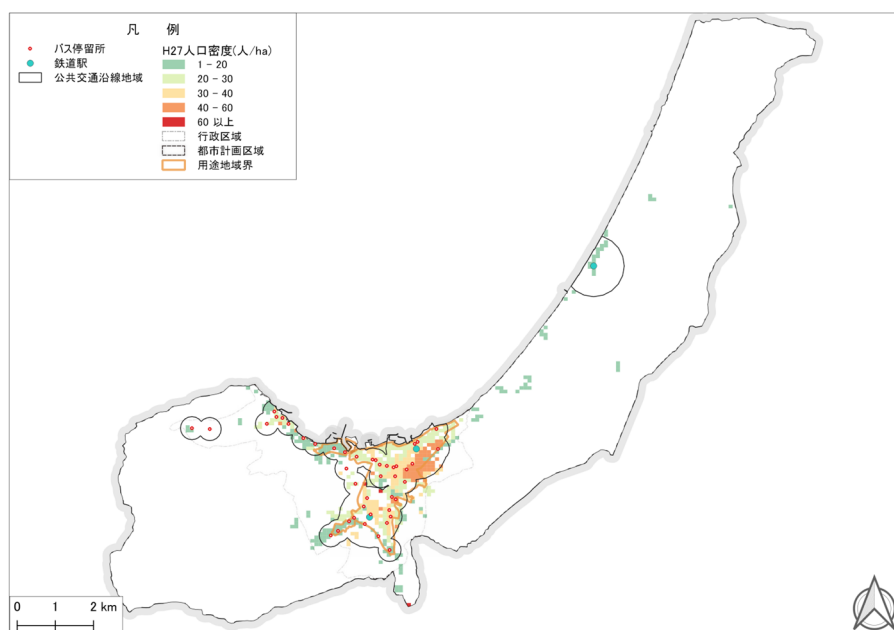


基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

基幹的公共交通路線徒歩圏内人口（1,475人）÷総人口（7,829人）＝19％

⑥公共交通沿線地域

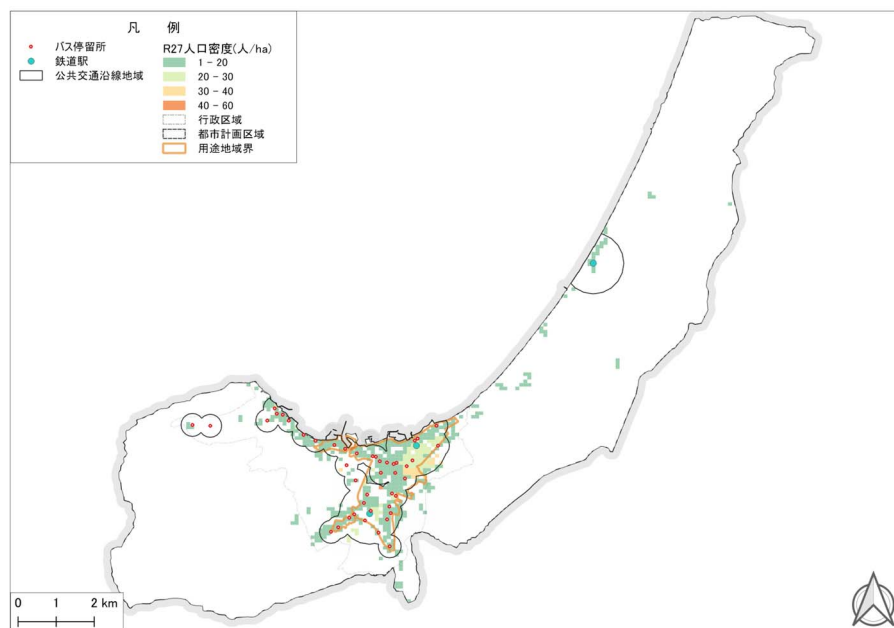
図 79 公共交通沿線地域（平成 27（2015）年）



公共交通沿線地域の人口密度

公共交通沿線地域の人口（11,299人）÷公共交通沿線地域の面積（876ha）＝13人/ha

図 80 公共交通沿線地域の徒歩圏（令和 27（2045）年）

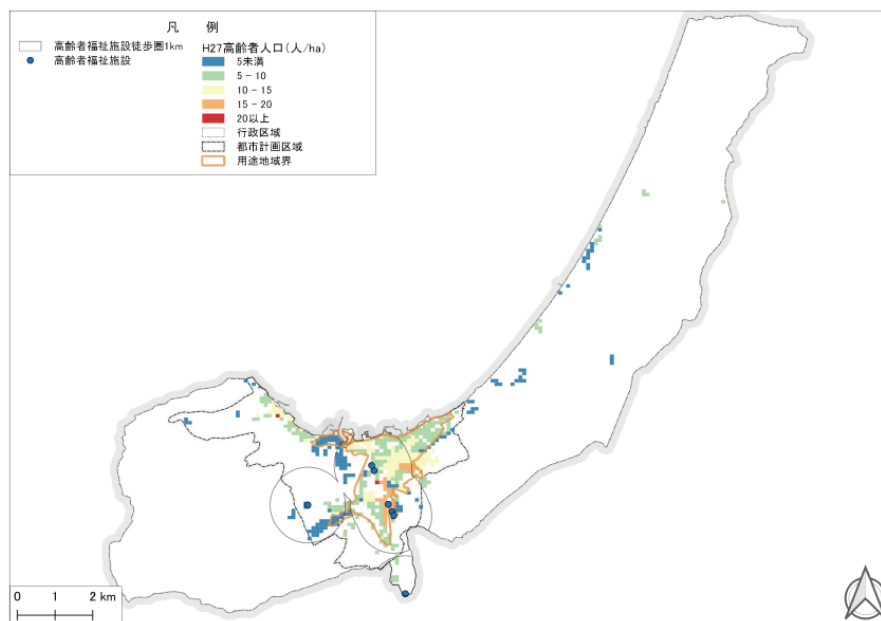


公共交通沿線地域の人口密度

公共交通沿線地域の人口（6,575人）÷公共交通沿線地域の面積（876ha）＝8人/ha

⑦高齢者福祉施設と高齢者の分布

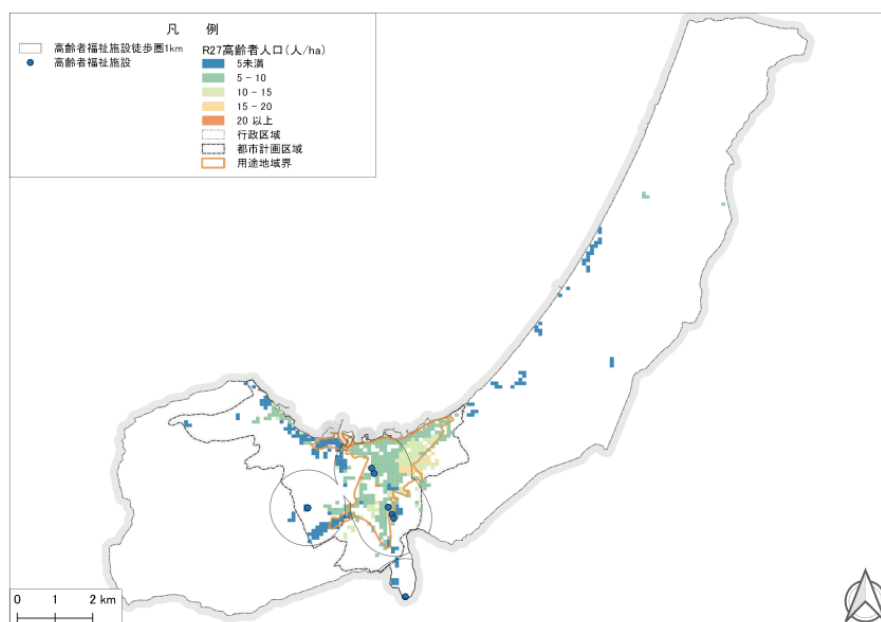
図 81 高齢者福祉施設の 1 km 圏域高齢者人口（平成 27（2015）年）



高齢者福祉施設の 1 km圏域高齢人口カバー率

高齢者福祉施設の 1 km圏内人口（2,877人）÷ 高齢者人口（4,565人）＝63%

図 82 高齢者福祉施設の 1 km 圏域高齢者人口（令和 27（2045）年）

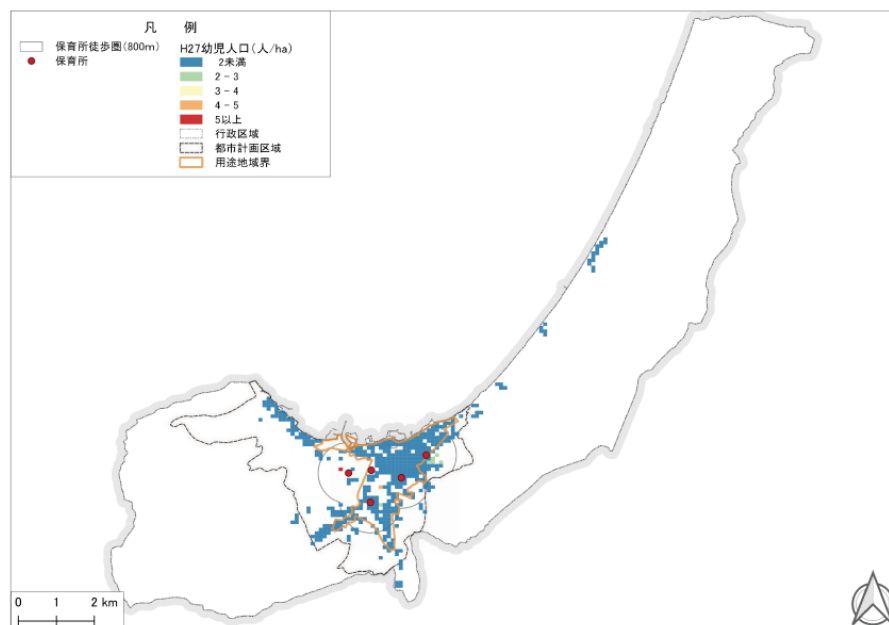


高齢者福祉施設の 1 km圏域高齢人口カバー率

高齢者福祉施設の 1 km圏内人口（2,487人）÷ 高齢者人口（4,068人）＝61%

⑧保育所

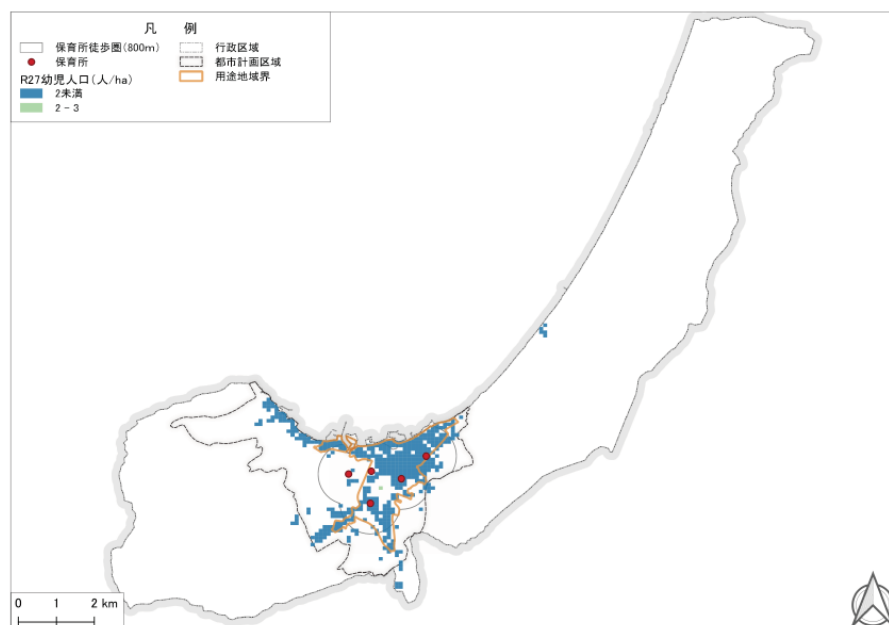
図 83 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口（平成 27（2015）年）



保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率

保育所の徒歩圏内人口（319人）÷0～4歳人口（399人）＝80％

図 84 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口（令和 27（2045）年）



保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率

保育所の徒歩圏内人口（111人）÷0～4歳人口（146人）＝76％

(5) 防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合

防災上危険性が懸念される地域は、都市計画法の考え方にに基づき、以下のとおりとし、該当の地域別に居住する人口の割合を示します。

表 31 災害ゾーン

災害レッドゾーン	災害イエローゾーン
災害危険区域	土砂災害警戒区域
地すべり防止区域	浸水想定区域（想定浸水深が3.0m※以上となる区域）
急傾斜地崩壊危険区域	津波浸水想定区域
土砂災害特別警戒区域	－

※原則として想定最大規模降雨（1,000年に一度の降雨）に基づく浸水深。

図 85 防災上危険性が懸念される地域

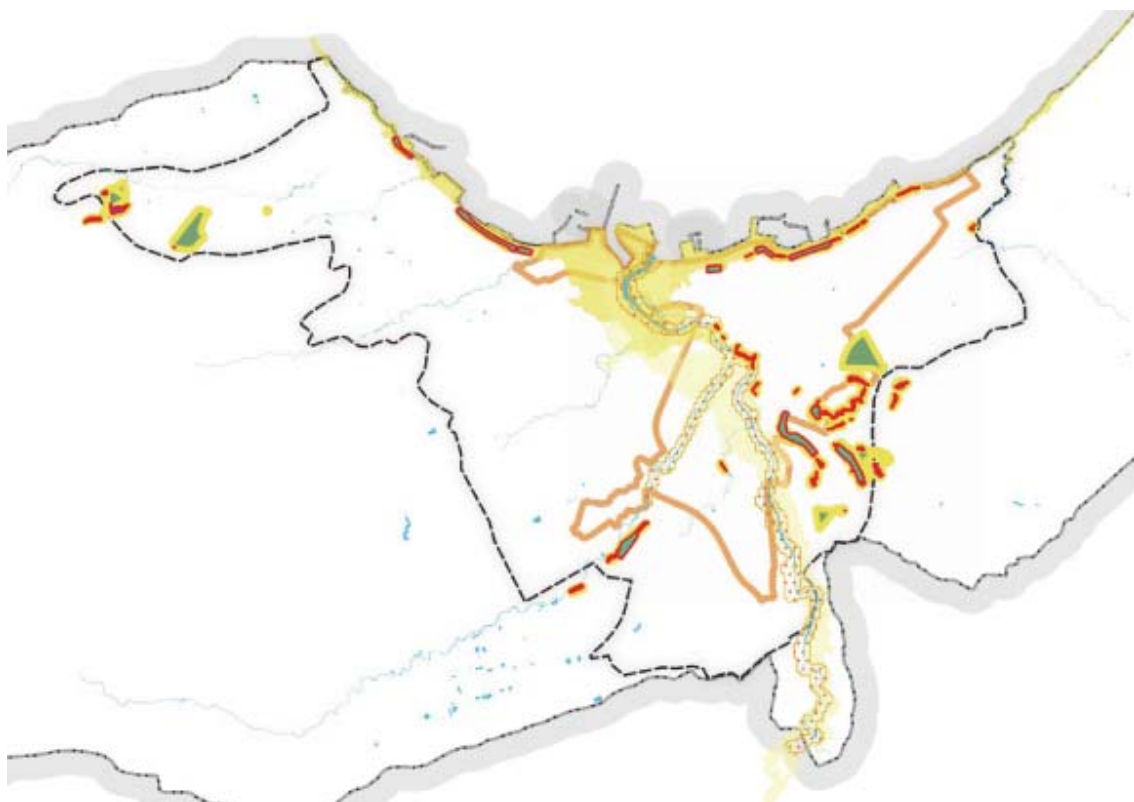
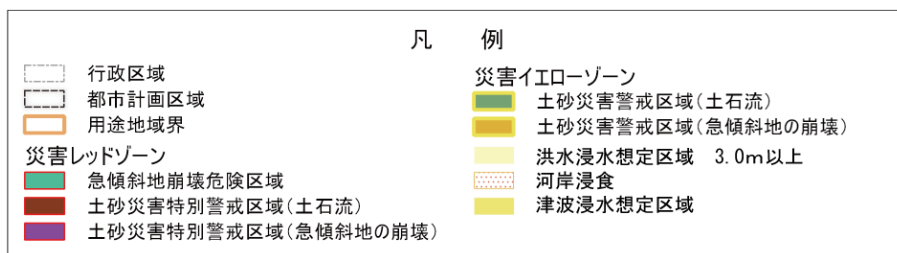


表 32 防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合

		野辺地町全体		用途地域内	
		2015年	2045年 (推計)	2015年	2045年 (推計)
災害レッド ゾーン	急傾斜地崩壊危険区域	166	84	80	44
	区域外	13,358	7,745	9,625	5,643
	危険エリア内人口割合	1.2%	1.1%	0.8%	0.8%
	土砂災害特別警戒区域	51	24	53	25
	区域外	13,473	7,805	9,652	5,663
	危険エリア内人口割合	0.4%	0.3%	0.6%	0.4%
	災害レッドゾーン全体	217	109	98	47
	区域外	13,308	7,720	9,607	5,641
災害イエロー ゾーン	危険エリア内人口割合	1.6%	1.4%	1.0%	0.8%
	土砂災害警戒区域	686	386	559	316
	区域外	12,838	7,443	9,146	5,371
	危険エリア内人口割合	5.1%	4.9%	5.8%	5.6%
	浸水想定区域（想定浸水深3.0m以上）	1,382	753	1,204	669
	区域外	12,142	7,076	8,501	5,018
	危険エリア内人口割合	10.2%	9.6%	12.4%	11.8%
	津波浸水想定区域	1,087	628	639	378
	区域外	12,437	7,201	9,066	5,310
	危険エリア内人口割合	8.0%	8.0%	6.6%	6.6%
	災害イエローゾーン全体	2,993	1,674	2,116	1,204
	区域外	10,531	6,155	7,588	4,483
	危険エリア内人口割合	22.1%	21.4%	21.8%	21.2%

2-2-2. 県内市町村との比較

本町の特性を分析するため、以下の指標に基づき県内市町村との比較を行いました。
比較する数値及び指標は「都市モニタリングシート」により設定しました。

表 33 特性分析の指標

本町の人口減少は、他市町村と比べ、比較的緩やかに減少が進行しています。将来人口増減率でも同様となっています。

公共交通の機関分担率は、他町村と比べ低くなっていますが、一人当たり乗用車保有台数や一人当たり小型車走行台キロ、町民一人当たりの自動車CO2排出率は低い水準となっています。

基盤整備は、歩道設置率が他市町村に比べ多い状況ですが、都市計画道路

	指標	備考
人口集積	総人口（行政人口）（2015）	
	総人口増減率（2015/2005）	
	将来人口増減率（2035/2015）	
交通	一人当たり乗用車保有台数	※10
	公共交通の機関分担率（通勤通学）	
	一人当たり小型車走行台キロ	※10
	町民一人当たりの自動車CO2排出量	※10
	歩道設置率	
基盤整備	都市計画道路整備率	
	都市計画区域人口当たり公園面積	
経済	農業産出額／経営体数	
	製造品出荷額等／製造業従業者数	
	商品販売額（小売り）／小売り売場面積	
地価	住宅地地価（平均）	
	商業地地価（平均）	
財政	一人当たり歳入額	
	一人当たり歳出額	
	財政力指数	

（※10）指標の値が低いほど偏差値が高くなるように算出しています。

整備率や公園の水準は平均以下となっています。

経済は、農業産出額が一番低く、次いで製造品出荷額、商品販売額（小売）となっています。

地価は、住宅地が平均以上となっており、商業地では平均程度となっています。

財政は、財政力指数が平均以上となっているものの、一人当たり歳入額、一人当たり歳出額は小さい財政構造となっています。

図 86 青森県内全市町村との比較

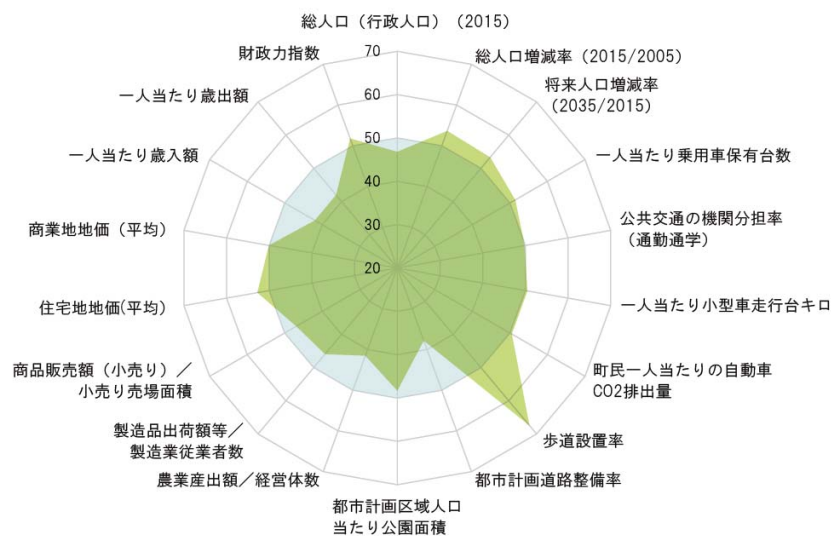
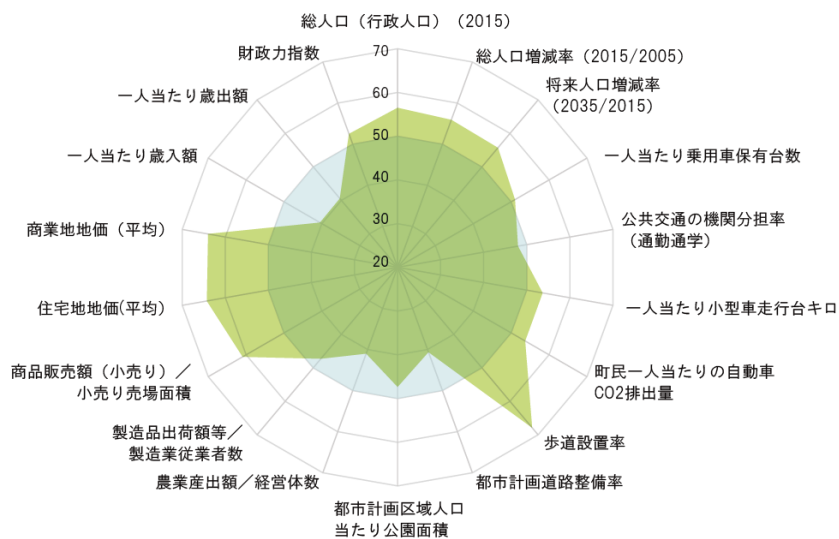


図 87 青森県内町村との比較



2-3. 上位計画及び関連計画の整理

本町の都市計画関連制度の制定又は改定の内容及び目的を整理します。

表 34 上位計画及び関連計画

上位・関連計画		策定年月
(1) 第6次野辺地町まちづくり総合計画	野辺地町	令和3(2021)年3月
(2) 野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(野辺地都市計画区域マスタープラン)	青森県	平成23(2011)年2月
(3) 野辺地町都市計画マスタープラン(改定)	野辺地町	令和5(2023)年3月
(4) 野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略	野辺地町	平成27(2015)年10月 令和2(2020)年3月改訂
(5) 野辺地町過疎地域持続的発展計画	野辺地町	令和3(2021)年9月
(6) 野辺地町公共施設等総合管理計画	野辺地町	平成29(2017)年3月 令和4(2022)年3月改訂
(7) 野辺地町空家等対策計画	野辺地町	平成31(2019)年3月 令和4(2022)年3月改定
(8) 野辺地町行財政改革大綱(第5次)	野辺地町	令和2(2020)年3月

(1) 第6次野辺地町まちづくり総合計画(令和3(2021)年3月)

計画期間	基本構想：10年間(令和3年度～令和12年度) 前期基本計画：5年間(令和3年度～令和7年度) 後期基本計画：5年間(令和8年度～令和12年度)
将来像	未来につなげる幸せのまち のへじ
まちづくりの基本目標と方針	1 支え合い切れ目のない保健福祉 ・地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりを推進します。 ・支え合い切れ目のない保健福祉サービスを提供します。 ・子育て支援関係機関と連携、協力し、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます。 ・町民が自身の健康管理に努め、安心して医療を受けられるような体制をつくります。 2 工夫と連携の地域産業 ・農林水産業の付加価値を高め、担い手を育成します。 ・産業間連携を推進します。 ・事業者を伸ばす支援をします。 3 誰もが学べる教育 ・野辺地町で学べたことを誇りに思える学校教育の充実を図ります。 ・様々な学び、学びを活かした地域活動を実践するための生涯学習環境づくりを推進します。

まちづくり の基本目標 と方針	・スポーツや文化、芸術活動を推進します。 4 住み続けたい生活環境 ・防災、減災、救急医療対策を強化します。 ・犯罪のないまちづくりを推進します。 ・道路、交通環境を向上し、利便性を高めます。 ・生活基盤を充実し、生活の質の向上に努めます。 5 活用して保全する環境 ・自然環境の保全はもとより、再生可能エネルギーの活用を推進します。 ・美しい野辺地町の景観を守ります。 ・廃棄物や環境負荷の少ない町を目指します。 6 メリハリのある行財政 ・協働のまちづくりを推進します。 ・長期的視点に基づき計画的な行財政運営に努めます。 ・広域行政を推進します。
施策の体系	1 支え合い切れ目のない保健福祉 施策 (1) 地域福祉の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 障がい者福祉の充実 (5) 健康づくりの推進 (6) 社会保障等の充実 2 工夫と連携の地域産業 施策 (1) 農林業の振興 (2) 水産業の振興 (3) 商工業の振興 (4) 観光の振興 (5) 雇用促進・労働環境の改善 3 誰もが学べる教育 施策 (1) 学校教育の充実 (2) 生涯学習の推進 (3) スポーツの推進 (4) 文化・芸術活動の推進 (5) 交流活動の推進 4 住み続けたい生活環境 施策 (1) 消防・防災・救急医療対策の強化 (2) 防犯・交通安全対策の充実 (3) 道路及び公共交通の整備・充実 (4) 上水道の維持・整備 (5) 土地の有効利用 (6) 住環境の改善 (7) 合併処理浄化槽の普及・推進 5 活用して保全する環境 施策 (1) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進 (2) 廃棄物処理とリサイクルの推進 6 メリハリのある行財政 施策 (1) 協働のまちづくりの推進 (2) 広報・広聴の充実 (3) 計画的・効率的な行財政運営の推進 (4) 広域行政の推進

(2) 野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（野辺地都市計画区域マスタープラン）（平成23（2011）年2月）

目標年次	令和 12（2030）年
基本理念	笑顔あふれるまち のへじ
まちづくり の基本目標	●快適で便利な都市づくり ・中心市街地の核となる商店街の活性化を図り、町民の活動を支え快適な暮らしを営める、人にやさしいコンパクトな市街地の整備を図る。 ・鉄道や路線バス等の公共交通の維持や充実を図ることにより、快適で住み続けられる都市づくりを進める。 ・県内でも雪の多い本区域内において、総合的な雪対策により冬期間でも快適で安全な暮らしを営める快適な都市づくりを進める。 ●文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり ・本区域の生活文化と歴史を活かした賑わいのある都市づくりを進める。 ・閉鎖性水域である陸奥湾の水質保全や市街地周辺の農地の保全など、周囲の自然環境と調和した都市づくりを進める。 ●産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり ・これまで本区域の経済を支えてきた基幹産業（農漁業及び農産・水産物加工産業）の強化を図るため、漁港や道路、上下水等の基盤整備を進め、地産地消による地域内経済循環を高め、異業種交流による新たな製品づくりや起業化を促進するなど地域の産業活動を支える都市づくりを進める。
目標とする 市街地像	【凡例】 商業・業務地（商業地） 主な集落地 自専道・I.C 主要幹線道路 都市拠点ゾーン 沿道商業地 農地等 主要幹線道路 地域拠点ゾーン 業務地 山林等 幹線道路 業務核ゾーン 工業地 公園緑地 鉄道・駅 産業拠点ゾーン 流通業務地 用途地域 用途地域 流通業務拠点ゾーン 住宅地 行政界 行政界 緑の拠点ゾーン 沿道サービス型土地利用 旧行政界 旧行政界 その他の拠点ゾーン 陸奥湾 平内町 野辺地 東北町（旧東北町） 図は将来像を示したものであり、都市施設等の整備状況を示したものではない。

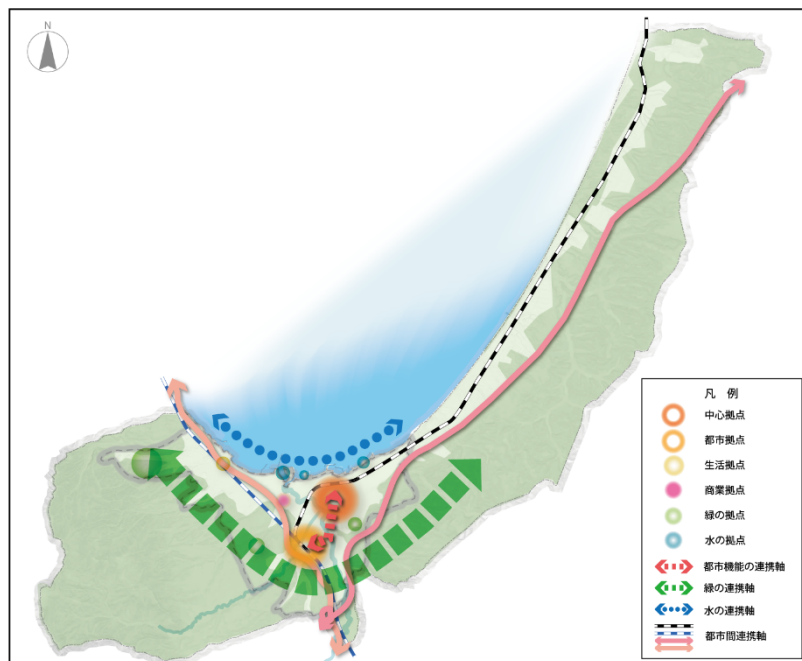
区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	(1) 区域区分の決定の有無 本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域は現在区域区分を定めていない。近年の人口は横ばい傾向、工業出荷額は減少傾向にあり、今後も急激に人口及び産業が拡大する可能性は低いものと考えられる。また、周辺都市などからの強い市街化の圧力もないことから、今後、無秩序に市街化が進行する恐れは少ないと考えられる。 さらに、本区域の市街地の外周に広がる農地や山林等の自然環境については、おおむね農業振興地域の整備に関する法律(農振法)、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化圧力を適切に制御している状況にある。このことから、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、本区域には区域区分を定めないものとする。
--------------------------	--

(3) 野辺地町都市計画マスタープラン(改定)(令和5(2023)年3月)

目標年次	令和5(2023)年から20年後
まちづくりの基本理念	「全ての町民が幸せに住み続けられるまちのへじ」
将来目標人口	8,800人
都市づくりの目標	(1) 快適でやさしい都市づくり (2) 文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり (3) 産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり
将来の都市構造の基本的な考え方	本町の都市構造は次の4つの連携軸を中心にして、市街地はコンパクトに形成されています。 (1) 都市連携軸 交通結節点の野辺地駅周辺とまちの中心部を結ぶ幹線道路からなる連携軸 市街地ゾーンの中心部と電車・バス・道路の交通結節点の機能を持つ野辺地駅周辺を結ぶ軸を主軸とし、町内の円滑な移動、他都市との円滑な交流を可能とします。 (2) 自然環境保全エリア(緑の連携軸) 市街地ゾーンの外周に広がる農地や山林等の自然環境の保全を図る連携軸 豊かな自然環境を維持するとともに、この環境を利用した健康レクリエーション施設の整備を充実し、町の資源として活用することを検討します。 (3) 自然環境保全エリア(水の連携軸) 豊かな自然を持つ陸奥湾の海岸線に連続するウォーターフロントを水の連携軸、漁業の強化のための基盤整備、観光・レクリエーションや保健休養の拠点として野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園等の保全を図ります。

	(4) 広域交流連携軸 広域幹線道路である国道4号と下北半島縦貫道路、野辺地駅を基点とする青い森鉄道線とJR大湊線が他都市間との円滑な交流・物流を支える広域交流連携軸
骨格構造のイメージ	
都市構造の構成要素	(1) 中心拠点 行政の中心である野辺地町役場周辺地区を中心拠点とします。 (2) 都市拠点（交通結節点） 青い森鉄道（株）の運行する青い森鉄道線と東日本旅客鉄道（株）が運行するJR大湊線の交通結節点である野辺地駅を中心とする野辺地駅周辺地区を都市拠点とします。 (3) 商業拠点 市街地の内部に進出している商業施設及び住宅街に隣接した郊外の大規模商業モールを商業拠点として、町民の利便性を支える施設として位置づけます。 (4) 緑の拠点 住民の様々なスポーツの需要に応える野辺地町運動公園と市街地の中であって自然環境に恵まれた住民の憩いの場としての愛宕公園を緑の拠点として位置づけます。また、柴崎地区をレクリエーション拠点として位置づけます。 (5) 水の拠点 野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園とこれらを結ぶ歩行者動線を含めて、水に親しむためのシーサイド空間を水の拠点として位置づけます。

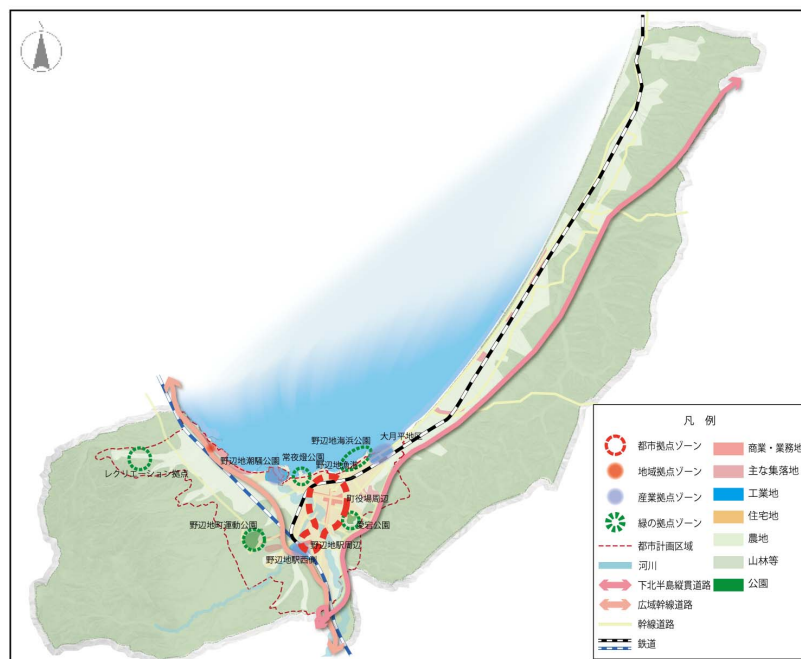
将来都市構
造図

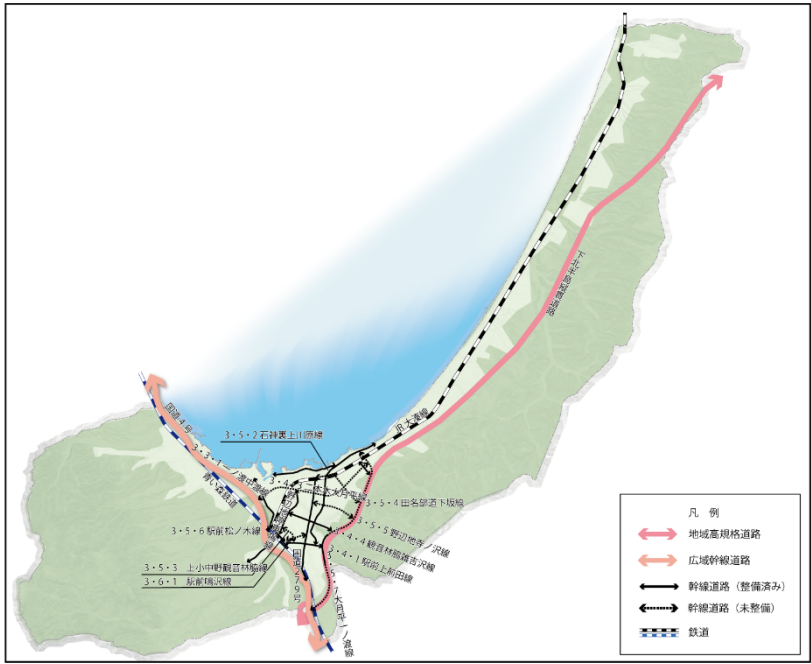


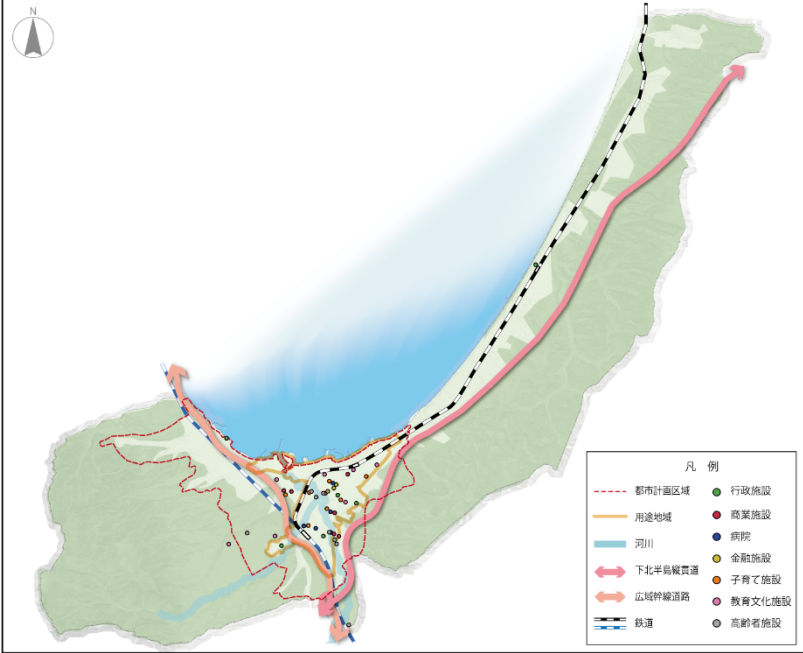
都市づくり
の方針（土
地利用）

本町の都市計画区域の市街地は、外周に広がる農地や山林等の自然環境が、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる土地利用規制がされており、市街化の拡大圧力を適切に制御している状況です。そのため、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、本町には区域区分を定めないものとしています。このような都市構造により、市街地の拡大が抑制されてきたことから、コンパクトな市街地の形成が維持されてきました。

土地利用計
画図

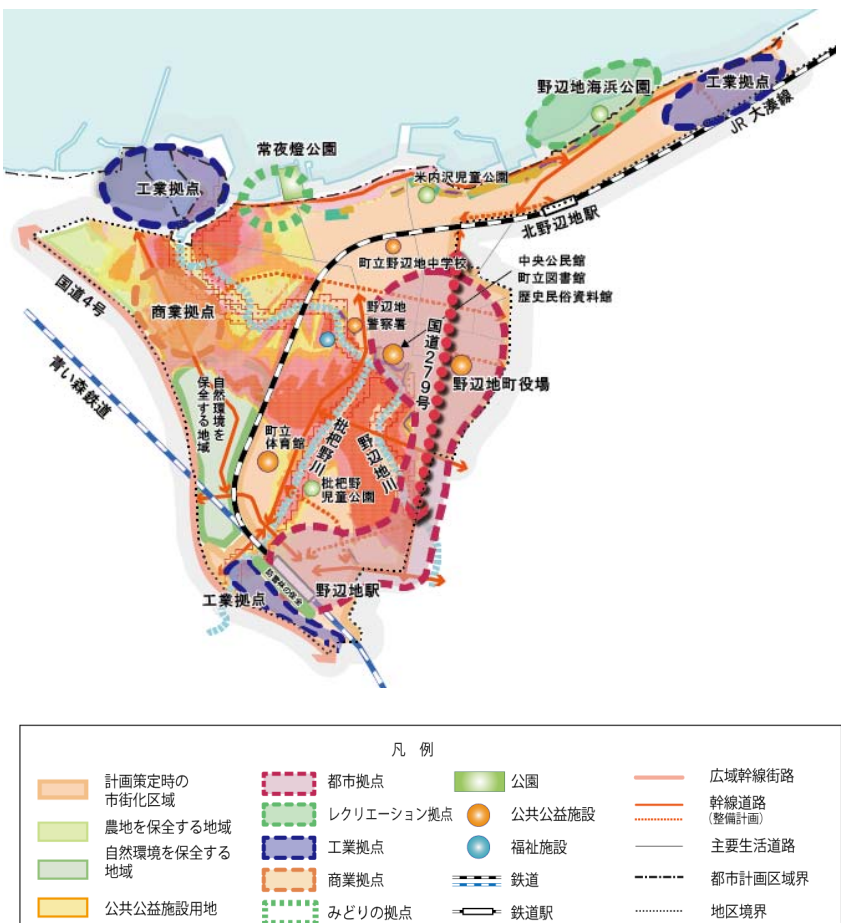


都市施設の方針	(1) 交通施設の方針 ①道路の方針 市街地内の通過交通を排除し、交通の円滑な処理を図るため、3・5・7 大月平一ノ渡線により、下北半島縦貫道路に沿った大月平周辺から中屋敷周辺を結び、3・3・1 一ノ渡中渡線とともに市街地を取り囲む道路網を形成します。 また、野辺地駅と下北半島縦貫道路や国道を結ぶため、駅前広場から放射状に都市計画道路を配置することで、市街地の骨格道路である国道 279 号との連携軸の強化を図ります。 市街地の発生交通を効率よく広域幹線道路に運ぶため、市街地中央に縦横断的に都市計画道路を配置します。 ②鉄道の方針 鉄道は、大量輸送性、速達性、定時性、広域性などの面で優れた交通機関であることから、青い森鉄道（株）の運行する青い森鉄道線のほか、東日本旅客鉄道（株）が運行する J R 大湊線を広域交通網を支える「公共交通軸」の基本として位置づけます。 交通施設方針図  (2) 公園・緑地の方針 土地利用計画図に示したとおり、野辺地町運動公園を住民の様々なスポーツ需要に応える施設として位置づけます。また、愛宕公園は自然環境に恵まれた日常の住民の憩いの場として位置づけます。この2つの都市公園は、町民の様々な交流を支える場であることから、今後も維持・保全を図ります。 また、ウォーターフロントの歩行者導線上にある野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園等の維持・保全を図ります。
----------------	--

都市施設の方針	(3) 上下水道及び河川の方針 平成 15 (2003) 年度までに、処理場用地約 3.5ha・ポンプ場用地約 0.03ha を取得し、管きょ延長約 2km を敷設しました。その後、厳しい財政事情等を理由に、平成 29 (2017) 年度に下水道事業を廃止しました。今後、人口減少及び高齢化が進む中での町の今後の財政状況を踏まえ、汚水処理を合併浄化槽による個別処理へ切り替えることとしました。 (4) その他都市施設の方針 転入・交流人口の増加や多様化する住民の生活ニーズに対応する公共公益施設を、アクセス性などを勘案し、コンパクトなまちづくりを意識しながら適切に誘導配置し、整備を図ります。 また、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総量の適正化や長期的視点による長寿命化対策を推進し、民間活力の活用や県・近隣自治体との広域連携を検討する等の適切な維持管理を図ります。
都市施設配置図	
市街地整備	・人口減少が加速化する中、市街地の拡大や、これに伴う土地区画整理事業等による新たな開発については、制限を行います。 ・市街地のスポンジ化を抑制するため、市街地内に点在する空き地等の有効活用を図ります。 ・今後の超高齢社会に対応するため、高齢者向けの医療施設の充実や、バリアフリー住宅の促進を図ります。 ・積雪対策として除雪や排雪を効率的に継続していくことで、冬期間の住民の生活行動の向上を進めます。

地域別構想	
地域区分	地区別構想は、全体構想との整合を図りながら、この改定都市計画マスタープランにおいては町域を3つの地区に区分し、各地区の目指すべき市街地像及び実現すべき施策の方向性を示します。 
町役場周辺地区	(1) 土地利用の方針 ①商業系 ・町役場周辺地区は、町の顔として商業地、業務地の集積した中心都市拠点として位置づけ、住民が日常の生活を快適で便利に暮らすための商業、業務機能の集積を図ります。 ・高齢社会においても、市街地の中心にある大型商業施設と郊外型大型商業モールの利用が可能となるような公共交通網との連携を図ります。 ・野辺地駅周辺地区は、公共交通の結節点であることから、都市拠点として位置づけ、商業、業務機能の再編を図ることでのぎわいのある町の玄関口として演出します。 ・既存商店や業務地等が集積する市街地においては、空き家や未利用地の有効利用を積極的に図ることで、商業、業務機能及び住宅地が適度に混在した、「歩いて暮らせるまち」の都市構造を推進します。 ②産業系 ・野辺地港周辺と大月平地区は、基幹産業である漁業の加工施設立地地区として基盤整備を進め、振興を図ります。 ・国道4号と野辺地駅に挟まれた準工業地域に工場や流通等の各種施設の集積を図り、物流基地としての整備を検討します。

	③住宅系 ・商業、業務地区と住宅地区の土地利用の明確な線引きは、活動手段として、自動車を中心とした移動手段が前提となります。今後の超高齢社会に対応した「歩いて暮らせるまち」を形成するためには、市街地内の土地利用制限の緩和を図り、生活空間としての共存を図ります。 ・国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。 ④農業・自然系 ・野辺地川は、町民の日常生活を豊かにする緑地空間として保全、整備を図ります。 ・野辺地海浜公園周辺の海岸部は海水浴場を中心として、来訪者との交流拠点を形成していることから、海浜公園としての機能強化を図ります。 ・既存市街地では、住民の身近な緑地となる街区公園の適正な整備を進めます。 ・山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市の快適性を提供する自然として保全します。 (2) 交通体系の整備方針 ①道路 ・国道279号は、中心商店街を形成する骨格道路として、景観、街並みに配慮した道路の整備を要望します。 ・中心街との連携強化と歩行者等の安全確保のための、都市計画道路及び幹線道路等の歩行空間の整備を進めます。 ②公共交通 ・交通結節機能を強化することで野辺地駅を交流拠点に位置づけ、地域の顔として駅前広場を中心としたバスターミナルやタクシープールといった地域交通を支える機能強化を図ります。 (3) みどり・レクリエーションの整備方針 ・鉄道防雪林など、景観上重要な緑地帯の保全と活用を図ります。 ・海岸線は、本区域を代表する自然環境であることから都市のうるおいと快適性を提供する自然空間としての環境を整備、保全します。 (4) その他都市施設、まちづくりの方針 ・交通結節点である野辺地駅前の空間を野辺地町の玄関口として、町のイメージや施設への誘導が来町者にもわかりやすい設え、装置の整備を促進します。 ・休耕地、未利用地、空き家、空き地の有効利用を積極的推進のための公共施設等の再編等を総合計画と連携して検討します。 ・本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波、洪水等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。 ・コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。
--	---

町役場周辺 地区	 <table><tr><th colspan="4">凡 例</th></tr><tr><td>計画策定時の市街化区域</td><td>都市拠点</td><td>公園</td><td>広域幹線街路</td></tr><tr><td>農地を保全する地域</td><td>レクリエーション拠点</td><td>公共施設</td><td>幹線道路 (整備計画)</td></tr><tr><td>自然環境を保全する地域</td><td>工業拠点</td><td>福祉施設</td><td>主要生活道路</td></tr><tr><td>公共施設用地</td><td>商業拠点</td><td>鉄道</td><td>都市計画区域界</td></tr><tr><td></td><td>みどりの拠点</td><td>鉄道駅</td><td>地区境界</td></tr></table>	凡 例				計画策定時の市街化区域	都市拠点	公園	広域幹線街路	農地を保全する地域	レクリエーション拠点	公共施設	幹線道路 (整備計画)	自然環境を保全する地域	工業拠点	福祉施設	主要生活道路	公共施設用地	商業拠点	鉄道	都市計画区域界		みどりの拠点	鉄道駅	地区境界
凡 例																									
計画策定時の市街化区域	都市拠点	公園	広域幹線街路																						
農地を保全する地域	レクリエーション拠点	公共施設	幹線道路 (整備計画)																						
自然環境を保全する地域	工業拠点	福祉施設	主要生活道路																						
公共施設用地	商業拠点	鉄道	都市計画区域界																						
	みどりの拠点	鉄道駅	地区境界																						
西部地区	(1) 土地利用の方針 ①産業系 ・野辺地潮騒公園周辺は、基幹産業である漁業の加工施設立地地区として基盤整備を進め、振興を図ります。 ②住宅系 ・国道4号沿線は古くからの集落が形成されていて、地域のまとまりが強いことから、コミュニティの持続可能性を推進します。 ・国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。 ③農業・自然系 ・山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市のうらおいと快適性を提供する空間として維持、保全を図ります。 (2) 交通体系の整備方針 ①道路 ・住宅地の日常の生活を支える都市基盤整備が遅れています。とりわけ、歩道、生活道路の整備を促進します。																								

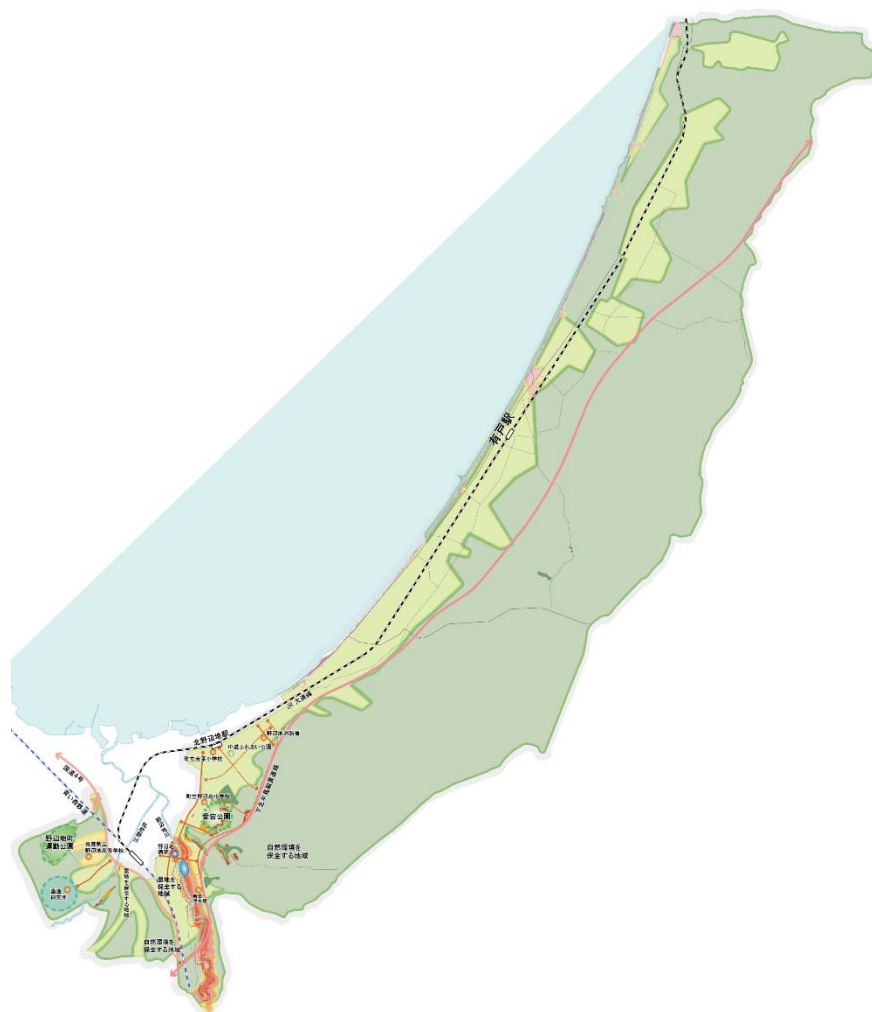
西部地区	②公共交通 ・公共交通として現在民間の路線バスに依存していることになるため、超高齢社会に対応した交通手段としての公共交通の継続性の確保を図ります。 (3) みどり・レクリエーションの整備方針 ・陸奥湾の海岸線は、本町を代表する自然環境であることから町民のやすらぎと快適性を提供する空間として保全します。 ・自然景観に十分に配慮しながら、町内の豊富な観光資源を生かすために、町で整備したレクリエーション施設を周辺保養施設の温泉やアクティビティ等と組み合わせ、アウトドアを満喫できる施設として活用を推進するとともに、歴史遺産についてはその整備を進めます。また、漁港周辺の整備も進展させ観光産業の多角的展開を図ります。 (4) その他都市施設、まちづくりの方針 ・本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。 ・地域特性である観光資源を有効利用するために、PR活動を積極的に展開します。堅調に増加傾向にある観光入り込み客数の増加を図り、地域の活性化の促進につなげます。 ・地域特性を活かし、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーによる電力の供給について検討します。 ・コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。 
------	---

東部地区	(1) 土地利用の方針 ①産業系 ・農業者、農業後継者、地区住民の共同利用施設（農村型保養施設、農村型レクリエーション施設など）の設置を検討します。 ②住宅系 ・既存の住宅地の生活を支える都市施設の整備の促進に努めます。 ・宅地造成にあたっては自然環境の保全に努め、災害危険区域等に留意するとともに、乱開発を防止します。 ・国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。 ・野辺地駅西側の地域は文教施設と連携した住宅専用地としての土地利用を誘導することで、調和のとれた環境整備を図ります。 ③農業・自然系 ・山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市の快適性を提供する空間として保全します。 ・公園、緑地の適正配置を図ります。住宅地においては街区公園、緑地の維持、保全を図ります。 ・野辺地町運動公園と愛宕公園は様々なスポーツ、レジャー、憩いの場として、多世代の町民の集う交流拠点であることから、今後も維持、保全を図ります。 ・農業用地の保全と農業生産の向上を図ります。 ・有戸島井平、蟹田などの優良な農地は、農産物の生産の場であるとともに都市の貴重な景観要素でもあることから、今後も環境の保全を図ります。 ・自然景観の保全上、農用地の用途変更は基本的に抑制します。 (2) 交通体系の整備方針 ①道路 ・中心街とのアクセスを強化するとともに、利便性の向上のため、幹線道路との連携を図ります。 ②公共交通 ・公共交通として現在民間の路線バスに依存していることになるため、超高齢社会に対応した路線の継続性の確保を図ります。 (3) みどり・レクリエーションの整備方針 ・野辺地町運動公園については、現在の様々なスポーツの拠点としての維持、管理の継続を図ります。 ・愛宕公園は、町民の日常の中で気軽に利用できる憩いの場として、安全、安心に配慮した環境の整備を推進します。
------	---

東部地区

(4) その他都市施設、まちづくりの方針

- ・地域住民の生活を支える生活環境基盤の整備を推進します。
- ・公立野辺地病院は北部上北地域の中核医療センターとして機能整備や充実を図るとともに、病院周辺環境の整備を推進します。
- ・野辺地駅西側の地域は文教地区として環境整備を推進します。
- ・本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波、洪水等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。
- ・コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。



凡 例			
計画策定時の市街化区域	レクリエーション拠点	福祉施設	広域幹線街路
コミュニティを維持する地域	文教地区	公共公益施設	幹線道路 (整備計画)
農地を保全する地域	みどりの拠点	鉄道	主要生活道路
自然環境を保全する地域	公園	鉄道駅	都市計画区域界
	病院		地区境界

(4) 野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び野辺地町まち・ひと・しごと創生
総合戦略(平成27(2015)年10月/令和2(2020)年3月改訂)

対象期間	令和2年度～令和6年度																												
目指すべき 将来の方向(人口ビジョン)	①郷土の生業を創る ②郷土の住みやすさを実現する ③郷土の人の身体と心を守る ④郷土をますます愛し育む「人財」を育てる																												
人口目標(人口ビジョン)	2045年:8,829人 2065年:6,789人																												
基本目標及び 数値目標(創生 総合戦略)	社会減対策:①郷土の生業を創る～産業・労働分野～ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基準年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)年間観光入込客数</td><td>191,863人(平成29年)</td><td>40万人</td></tr> <tr> <td>(2)年間商品販売額(小売業)</td><td>147億円(平成28年)</td><td>160億円</td></tr> </tbody> </table> 社会減対策:②郷土の住みやすさを実現する～生活環境・生活基盤分野～ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基準年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住世帯数</td><td>2世帯(令和元年度)</td><td>累計10世帯</td></tr> </tbody> </table> 自然減対策:③郷土の人の身体と心を守る～福祉・保険・医療分野～ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基準年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数</td><td>63人(平成30年)</td><td>現状より増加</td></tr> </tbody> </table> 社会減対策・自然減対策 共通:④郷土をますます愛し育む「人財」を育てる～教育・歴史・文化分野～ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基準年</th><th>令和7年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地元高校への進学率</td><td>46.5%(平成30年度)</td><td>55%</td></tr> </tbody> </table>			基準年	令和7年	(1)年間観光入込客数	191,863人(平成29年)	40万人	(2)年間商品販売額(小売業)	147億円(平成28年)	160億円		基準年	令和7年	移住世帯数	2世帯(令和元年度)	累計10世帯		基準年	令和7年	出生数	63人(平成30年)	現状より増加		基準年	令和7年	地元高校への進学率	46.5%(平成30年度)	55%
	基準年	令和7年																											
(1)年間観光入込客数	191,863人(平成29年)	40万人																											
(2)年間商品販売額(小売業)	147億円(平成28年)	160億円																											
	基準年	令和7年																											
移住世帯数	2世帯(令和元年度)	累計10世帯																											
	基準年	令和7年																											
出生数	63人(平成30年)	現状より増加																											
	基準年	令和7年																											
地元高校への進学率	46.5%(平成30年度)	55%																											
基本目標及び 基本的方向(創 生総合戦略)	①郷土の生業を創る ○観光では、「北前船文化」を最大限にPRしながら、北前船関連の構成文化財等当町固有の資源を活用し、誘客促進を図る。また、「人」や観光資源を結び付けて付加価値と魅力高め、広域観光などを提案する。 ○商業では、空洞化が進む中心商店街の対策が急務となっている。今後、各種産業団体等と行政との連携、また、各種の産業団体相互が連携できるようにサポートしながら、「商業の町」の再現に向けた取り組みを進める。 ②郷土の住みやすさを実現する ○まずは当町のことを知っていただき、将来的に移住していただくためのステップとして、関係人口を増やす。それと併せ、実際に転入・定住するための補助制度を実施し、人の流れを創出する。 ③郷土の人の身体と心を守る ○少子高齢化傾向が顕著に現れており、共働きや核家族等社会構造が																												

基本目標及び基本的方向（創生総合戦略）	大きく変化している中、町の将来を担う世代を育み、安心して子育てできる環境づくりを進めることにより、家族や子育てに夢を持てるよう結婚・出産の意義の啓発に努める。 ○中核病院、産科受診等について、交通輸送体制の充実強化を図り、町民の利便性を高め、子育てしやすい環境づくりに取り組む。 ④郷土をますます愛し育む「人財」を育てる ○子どもたちが郷土に誇りを持ち、町内の高校で学びながら将来の夢を実現できるよう、町内高校の魅力向上を図り、次世代の町を担う人財の育成に努める。 ○スポーツ活動を強化し、優れたプレイヤーや指導者の育成に努めるとともに、体育・スポーツ活動によって、体力の向上や健康増進等町民一人ひとりが健やかな心身を育みやすい環境づくりに努める。
---------------------	---

（５）野辺地町過疎地域持続的発展計画（令和３（2021）年９月）

対象期間	令和３年度から令和７年度までの５年間
地域の持続的発展の基本方針	当町のまちづくりの方向性を示す、第６次野辺地町まちづくり総合計画前期基本計画には、６つの分野において目指す基本目標を掲げています。 ①福祉・保健・医療 ②産業・労働 ③教育・歴史・文化 ④消防・防災・減災・生活環境・生活基盤 ⑤再生可能エネルギーの利用推進・自然環境の保全及び再生 ⑥行財政・協働 この６つの分野においてバランスの取れた地域として、過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう全力を挙げて取り組むものとします。また、現状、課題、社会経済の動向を見据えながら、第２期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、 ①郷土の生業（なりわい）を創る ②郷土の住みやすさを実現する ③郷土の人の身体（からだ）と心を守る ④郷土をますます愛し育む「人財」を育てる この４つの基本目標の効果的な推進に向けて、上十三・十和田湖広域定住自立圏や北部上北広域事務組合等他自治体との連携を積極的に推進するとともに、町民一人ひとりがまちづくりの担い手となって当町を未来につなげていくため、将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」の創造を目指し、持続的発展へ向けて努力していくものとします。

地域の持続的 発展の基本目 標	ア. 人口に関する目標 ①全体の目標 交流人口の増加による経済循環の拡大、起業支援等による雇用の場の拡大、将来的な移住者の増加を視野に入れた関係人口の創出、若い世代が結婚・出産・子育てしやすい環境づくり、次世代を担う若い世代の人材育成等に取り組み、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンが示す、令和47年における約6,800人の総人口維持を目指します。 ②社会増減及び自然増減の目標 社会増減については、移住・定住促進、地域社会の担い手となる人材育成を図り、町人口ビジョンが示す、令和27年に移動均衡することを目指します。 また、自然増減については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることで、年間出生数60人程度の維持を、各種健（検）診率を45％まで高めることで健康寿命の延伸を目指します。 イ. 財政力に関する目標 当町では、平成29年度決算における経常収支比率が、初めて100を超えた平成13年度の100.7、続く平成14年度の101.1以来、15年ぶりに100を超え101.0となりました。平成30年度決算では100を下回りましたが、令和元年度決算における経常収支比率は再び100を超え、102.9となりました。持続可能な財政運営の実現に向け、事業の選択と集中、行政運営の効率化やコスト削減、自主財源の確保等に努め、令和7年度決算における経常収支比率99.0を目指します。
持続的発展施 策	1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 2. 産業の振興 3. 地域における情報化 4. 交通施設の整備、交通手段の確保 5. 生活環境の整備 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 7. 医療の確保 8. 教育の振興 9. 集落の整備 10. 地域文化の振興等

(6) 公共施設等総合管理計画(平成29(2017)年3月/令和4(2022)年3月改訂)

対象期間	平成 29(2017)年度から令和 18 (2036)年度までの 20 年間
公共施設の将来の見通し	過去に整備を行った公共施設等の老朽化が進んでおり、今後これらの施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。 今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が予想されます。 このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。 また、公共施設等の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。
将来費用の試算	今後 40 年間の更新費用総額は、公共建築物とインフラ施設を合わせた公共施設等全体で、耐用年数経過時に単純更新した場合には約 582.9 億円(年平均約 14.6 億円)、長寿命化等の対策を行った場合には約 468.6 億円(年平均約 11.7 億円)の試算結果となりました。用地取得に係るもの等を除く投資的経費の過去 5 年平均である約 4.7 億円と比較して、単純更新の場合で約 3.1 倍、長寿命化等の対策を行った場合でも約 2.5 倍の経費が必要となります。
基本方針	①総量の適正化、保有する公共建築物の延床面積13%縮減を目標 ②長寿命化の推進 ③民間事業者や県・近隣自治体との連携
実施方針	・点検、診断等 点検、診断等を適切に実施し、結果を記録、蓄積することで将来の計画的な維持管理の実現に努めます。 ・維持管理、修繕、更新等 予防保全型の維持管理を推進し、更新時は住民ニーズに柔軟に対応した公共施設等の複合化、多機能化やPFIなどの公民連携による民間資金、ノウハウを活用、導入することを検討します。 ・安全確保 危険性が高いと認められた場合、優先順位を定めて安全対策に努めます。 ・耐震化 優先順位を定めて順次耐震改修または統廃合し、耐震診断未実施の場合は早急に行うよう努めます。 ・長寿命化 予防保全に努め、計画的な機能改善による長寿命化を推進します。 ・ユニバーサルデザイン化の推進 公共施設等の改修、更新等を行う際には、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

実施方針	・統合や廃止 優先順位を定めて計画的に解体撤去し、廃止できない施設は効率的な配置及びニーズの変化への対応を検討します。 ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努め、全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進します。
------	---

(7) 野辺地町空家等対策計画（平成31（2019）年3月/令和4（2022）年3月改定）

対象期間	令和4年度～令和7年度（4年間）
基本的な方針	（1）発生予防 空家等がもたらす問題・地域社会への影響等、空家等に係る問題意識を醸成し、新たな空家等の発生を予防するとともに、所有者自身によって適切な対応をしてもらえるよう、空家等となる前から、所有者等の責務、相続の必要性や空家等となった後の適正管理・利活用・処分等について啓発します。 （2）適正管理の促進 空家等の管理は第一義的には所有者の責務において行われるべきことであることを前提に、所有者に対する啓発や適正管理を促進し、管理不全な空家等の解消及び発生の予防を目指します。 （3）利活用促進 利用可能な空家等を有効な地域の資源と捉え、市場流通や活用促進を図ることにより、地域の活性化やまちの魅力向上を目指します。 （4）危険な空家等の抑制・解消（除去）及び特定空家等への措置 雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる場合や地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対しては、法に基づく措置や町の条例による緊急安全措置等、法的根拠に基づいた実効性のある対応を図り、安全・安心な生活環境の保全のため、危険な空家等の抑制、緊急的又は予防的な除却に取り組みます。
具体的な取り組み	1 発生予防 （1）所有者等への意識の醸成と啓発 （2）相続登記の推進 （3）新規空家等の早期発見・早期対策 （4）空家等予備軍の把握・予防措置 2 適正管理の促進（所有者等による空家等の適切な管理の促進） （1）所有者等への意識の醸成と啓発 （2）空家等管理サービスの利用促進・見回り体制の構築 （3）町外居住者に対する空家等の適正管理に関する周知

具体的な取り組み	3 利活用促進（空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進） （１）空き家・空き店舗バンクの利用促進 （２）空家等利活用事例等の収集 （３）除去費等に関する補助等の検討 （４）空家等の新たな活用に向けた取り組み （５）空家等の利活用に係る税制優遇措置の周知 4 危険な空家等の抑制・解消（除却）及び特定空家等への措置（特定空家等に関する措置その他の特定空家等への対処） （１）特定空家等の認定 （２）法に基づく措置 （３）その他の関係法令による対応 （４）危険な空家等の所有者等への働きかけ （５）空家等の除却への支援
実施体制	本計画を進めるにあたり、相談窓口の一元化などの庁内における体制構築に併せ、町民や関係団体等と連携して空家等の発生予防・活用・適正管理・除却を支援する仕組みを構築します。 （１）庁内実施体制 （２）野辺地町空家等対策協議会

（８）野辺地町行財政改革大綱（令和２（２０２０）年３月）

対象期間	令和２年度から令和５年度（４年間）
基本的な方針	（１）簡素化・効率化の推進 推進する各種行政サービスの費用対効果を常に検証しながら、住民福祉の増進を図るとともに、情報化を推進する中で簡素で効率的・効果的な行政を推進します。 （２）住民サービスの向上 行財政改革の推進にあたっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢と各課の連携のもとに住民サービスの向上等に取り組むものとします。 （３）目に見える行財政改革の推進 地方分権を実効あるものとするために、職員が行財政改革の意義と必要性を自覚し、更に説明責任を果たすため町が推進する事務事業や行政課題等を積極的に公表し、町民の目に見える行財政改革に取り組むものとします。 （４）財政の安定化 健全で計画的な財政運営を図るため、緊急度や優先度などを的確に判断し政策調整した長期的な財政計画の策定に努めることに加え、健全な財政運営を確立するため、財務状況の積極的な公表や説明機会の確保により町民等に理解を深めていただくとともに、公会計制度の活用、固定資産台帳の更新等を図ります。

具体的な取り組み	(1) 事務事業の見直し 社会環境の変化に伴い、高度化・多様化する町民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、施策の選択や重点化を図ります。また、行政の関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、事務の適正化、行政効率、費用対効果を十分検討し、点検、評価及び公表を実施し、最少の経費で最大の効果が得られるよう事務事業の見直しを行います。 (2) 組織・機構の見直し 行政課題に柔軟に対応しながら効率的かつ効果的な行政を展開するため組織・機構を見直し、「働き方改革」の実現に向けた職員の働きやすい環境整備を図ります。 (3) 定員管理及び給与の適正化の推進 会計年度任用職員制度の導入や、職員の定年引上げ、再任用職員の人事制度の改変により、職員定数管理の変革の時期を迎え、住民サービスの向上や財政負担などに考慮し、施策推進が積極的に進められるような組織機構の見直しや事務事業の合理化等を踏まえながら、適正な定員管理に努めます。 (4) 職員の能力開発等の推進 社会経済情勢、社会環境の著しい変化や地方分権が進む中、職員の果たすべき役割が多くなるため、職員の政策立案能力や課題解決能力、情報処理能力、高度・専門的な能力を効果的に高めていきます。また、職員一人ひとりの能力・業績を適正に評価し、人事管理を行うことで、組織力を最大限に発揮する体制を整えるとともに、組織全体の業務効率の向上を図ります。 (5) 情報化の推進 急速に発展し続ける情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による事務事業の効率化を図り、人工知能（ＡＩ）やＩｏＴ、ＲＰＡなどの新しい技術の有効性を見極めながら、活用方法について検討し、公共サービスの高度化を推進していきます。 (6) 公共施設管理運営等の合理化の推進 持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、公共施設の統廃合や長寿命化及びインフラ施設の更新や修繕など、公共施設等総合管理計画を基にして計画的に行います。また、再任用職員の活用、指定管理者制度等を検討することにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心、安全を確保するとともに、町民の協力と理解を得ながら、公共施設等の管理運営の合理化を図ります。 (7) 財政の安定化 これまで実施してきた財政再建・財政改革の取り組みは、基本的に踏襲し、財政のさらなる安定化を目指します。また、以下の項目については、重点的に行います。 (8) 広域行政による事務事業の共同化等の推進 全国的に進む人口減少の中で上十三地域住民の利便性を見据えて、生活圏の範囲拡大と広域的行政の役割の見地に立って企画、調整又は処理することが適切な事務について広域的な調整を図ります。また、観光・商工事業等については全県的な事業連携
-----------------	---

	も視野に入れて、事務事業の広域化等を推進します。 (9) 協働のまちづくりの推進 行政と町民が一体となり、より身近な行政サービスを実現するため、町民の声が反映され、町民が参加しやすいシステム整備を検討するとともに、広報・広聴活動を積極的に進めることにより町民との対話を深め、町民参加の促進を図ります。
--	---

2-4. 現状の整理と課題

(1) 人口

■総人口の減少

人口は令和2(2020)年から令和27(2045)年にかけて、12,374人から7,829人へと4割程度減少する見通しで、令和7(2025)年まで増加する見込みの高齢者も将来へ向けて減少傾向となっていることから、都市縮小の局面へ移行していく見込みとなっています。

■町全体の高齢化

令和27(2045)年には総人口が減少するものの、高齢化率は令和2(2020)年の38.1%から、令和27(2045)年には52.0%まで上昇し、野辺地町全体が高齢化する見込みです。

■人口密度の低下

人口集中地区は、昭和60(1985)年以降、縮小傾向にあります。人口密度も減少を続けており、平成27(2015)年時では、地区指定の目安である40人/haを割り込み、29.8人/haになっています。そして、令和2(2020)年より人口集中地区は消滅しました。

●課題

- ・人口減少を抑制する必要があります。
- ・本町は、令和2(2020)年度の15～24歳の減少人口が、全体の減少人口の約6割にも上っており、この生産年齢人口及び、子育て世代の町外への転出抑制及び町内への人口定着の促進を講じる必要があります。
- ・中心市街地への生活サービスの集約や交流人口を高める施設の誘導等、都市機能の集約を図る必要があります。

(2) 産業

■農業の後継者不足と高齢化

農業は、農家数が減少傾向にあり、農業従事者の平均年齢は上昇傾向にあります。現在農業を行っている経営体のうち、約7割が後継者がいない状況です。また、耕作放棄地は近年急激に増加しています。

■商工業の事業所の減少等による雇用の減少

商業は人口減少や景気の停滞等により平成11(1999)年以降、平成26(2014)年まで事業所、従業者が減少傾向となっています。年間商品販売額も同様に減少しています。今後、少子高齢化が進み、後継者不足等により店舗の廃業や雇用の減少が懸念されます。

製造業は、事業所数及び従業員数とも減少が続いており、製造品出荷額も減少傾向にあります。事業所数及び製造品出荷額が平成28(2016)年に上昇したものの、現状のままでは将来に渡り減少していくことが考えられます。

■水産業の就業人口増加による対策

水産業の就業人口は近年増加傾向にあり、65歳以下の就業者数も横ばい傾向にあり、後継者も育ってきています。本町では、ホタテの養殖を行っていますが、現状より拡大することが難しいことから増加人口に対しての新たな施策等の対応が必要となります。

●課題

- ・後継者不足、担い手不足により農地の多面的機能が損なわれないよう、後継者確保や、持続可能な担い手育成の確立が急務となっています。
- ・商店街の空洞化等に対応し、商業の集積を図る、空地、空き店舗の活用等の対策を講じる必要があります。
- ・企業の誘致や企業支援、商品等の情報発信力強化等の対策を講じる必要があります。
- ・水産業の就業人口が増加することにより、新たな施策、対応の検討が必要です。

(3) 公共交通

■鉄道

本町の鉄道は、青い森鉄道と、J R大湊線となっており、町内には、野辺地駅、北野辺地駅、有戸駅の3駅があります。しかし、1日の運行本数30本/日以上の中核的公共交通を担うのは青い森鉄道の野辺地駅のみとなっています。

■バス

バスは、十和田観光電鉄と下北交通の2社が運行しており、用途地域内はほぼ網羅されていますが、一部公共交通空白地帯がある状況です。運行本数は一番多い路線で10.5本/日となっています。他の路線はすべて5本/日以下の運行本数であり、バス利用者は極めて少ない状況です。これ以外に、六ヶ所村の原燃関係事業所の通勤バス、野辺地西高等学校の通学バス、スーパー・薬局・病院のお客様送迎バス等が無料で運行されています。

■自家用車

本町の町民は、生活の主な移動に自家用車を利用することが多く、通勤通学の交通手段分担率は、自家用車が約半数となっています。将来、野辺地町全体の高齢化等が進み、車の運転が困難になっていく高齢者の増加が予想されます。

●課題

- ・野辺地駅には、明治26(1893)年に日本初の鉄道路線を守るために植林された「野辺地防雪林(鉄道記念物)」等、歴史的な緑地等もあることから、駅周辺を整備すると共に、観光振興を図り、交流人口を増やす取り組みが必要です。
- ・バスは、各事業所による送迎バスの路線との住み分けにより、民営2社の重複路線の削減、必要路線の検討が必要です。

- ・自家用車を運転できない高齢者が増えることが予想されるため、道路のバリアフリー対応の整備をするとともに、生活交通路線の強化、維持等が重要となります。
- ・町外から訪れる観光客や出張者等が利用する二次交通として、新幹線駅からのアクセスの整備や利便性向上が必要です。また、観光地を繋ぎ、中心市街地へ誘引する仕組みづくりも必要となります。

(4) 災害

■防災・減災への対応

近年、日本では気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しています。特に日降水量200mm以上の大雨の発生日数は20世紀初めと比べ約1.7倍となるなど、大雨の頻度が増えています。本町は、野辺地川及び枇杷野川が町の中央を流れており、洪水・浸水のリスクがあります。また、陸奥湾に面していることによる津波、市街地縁辺部の土砂災害等の災害の危険性があります。

●課題

- ・様々な災害リスクに対応可能なまちを形成するため、各種防災施設の整備や避難所の整備、避難路の適切な整備、災害を考慮した土地利用、居住者の安全な土地への居住誘導等の対策が必要です。

(5) 財政

■社会保障費等の扶助費増加

本町の財政は、少子高齢化により医療や介護等の社会保障費が増加しています。将来人口推計により、高齢化が進むことが予想されているため、今後一層扶助費の増加が見込まれています。

■地価の低下による税収の減少

本町の税収の概ね45%を占めている固定資産税は年々減少しています。今後、人口減少に伴い町税が減少し、自主財源の確保が困難になる恐れがあります。

■公共施設等の新設・更新等による経費

本町では新庁舎建設事業や公共施設等の改修、老朽化が進む施設の更新等が想定され、経費増大が見込まれます。

●課題

- ・総人口の減少が税収の減少に繋がるため、現在の人口を維持することが必要です。
- ・本町の高齢化は、15歳～24歳の若年層が町外へ転出していることも影響しています。これらの転出を抑制するため、雇用の確保等の取り組みを行い、生産年齢人口を増加させる移住、定住を促進する必要があります。

2-5. 現在の対応策と関連計画

前項の現状と課題に対する対応策と関連計画を以下に示します。

表 35 課題に対する現在の対応策と関連計画

人口対策	関連計画
● 地域福祉の推進	○ 野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
● 子育て支援の充実	○ 野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略
● 地域活性化	○ データヘルス計画
● 住環境の改善	○ 健康のへじ 21
産業対策	関連計画
● 担い手の確保・育成	○ 野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略
● 高収益の農業の推進	○ 野辺地町産業振興促進計画
● 農作物のブランド化	○ 人・農地プラン
● 経営基盤の強化	
● 特産品・販売力強化の支援	
● 観光振興	
● 雇用促進	
● 企業誘致	
公共交通対策	関連計画
● 公共交通の利便性向上	○ 野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略
● 道路整備	○ 社会資本総合整備計画
● 道路ストック対策の推進	○ 野辺地町橋梁長寿命化修繕計画
災害対策	関連計画
● 防災・減災対策の充実	○ 国土強靱化地域計画
● 救急医療体制の維持	○ 地域防災計画
	○ 野辺地町耐震改修促進計画
財政対策	関連計画
● 公共施設等の総合管理	○ 野辺地町行財政改革大綱
● 行政改革の推進	○ 公共施設等総合管理計画
● 健全財政の確立	○ 公共施設等個別施設計画

3. まちづくりの方針

3-1. 立地適正化が目指すまちづくりの方向性

現在、社会情勢の大きな変化から様々な課題に対応するための政策が展開されています。例えば、①人口ビジョンにより提起された課題については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、様々の施策を展開しています。②「野辺地町行財政改革大綱」では行政のダウンサイジングを推進しています。また、③「野辺地町公共施設等総合管理計画」では個別施設計画を示すことで、今後の財政健全化に向けた公共施設等の総合管理計画についての基本方針を示しています。しかし、これらの計画に示されている施策は、対処療法的な改善・改革を基本としています。そこで、本町の将来想定される規模にあった都市構造を実現する手段を講じることによって、現在のコンパクトな市街地を維持し、選択と集中により、都市機能の密度を向上させることで、本町の健全な経営戦略を展開し、生活サービスや行政サービスを持続可能にするための手段を示すための計画が必要です。人口減少を想定した上で、現行都市計画マスタープランとの調整の中で、身の丈に合った市街地の規模を維持することや、公共施設の再編に向けては、中心都市拠点に集約すること、災害に対して安全・安心な地域への居住区域への誘導等を段階的に実施するためには、立地適正化計画による時間軸を持ったアクションプランが必要になります。

3-2. まちづくりの基本理念

第6次野辺地町まちづくり総合計画や野辺地都市計画区域マスタープランのめざすまちづくりの基本理念を踏襲して、本町のまちづくりの将来像を「未来につなげる幸せのまち のへじ」とします。

3-3. 将来目標人口

国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、今後減少を続け、令和27（2045）年には7,829人となり、その後も減少を続けることを予測しています。

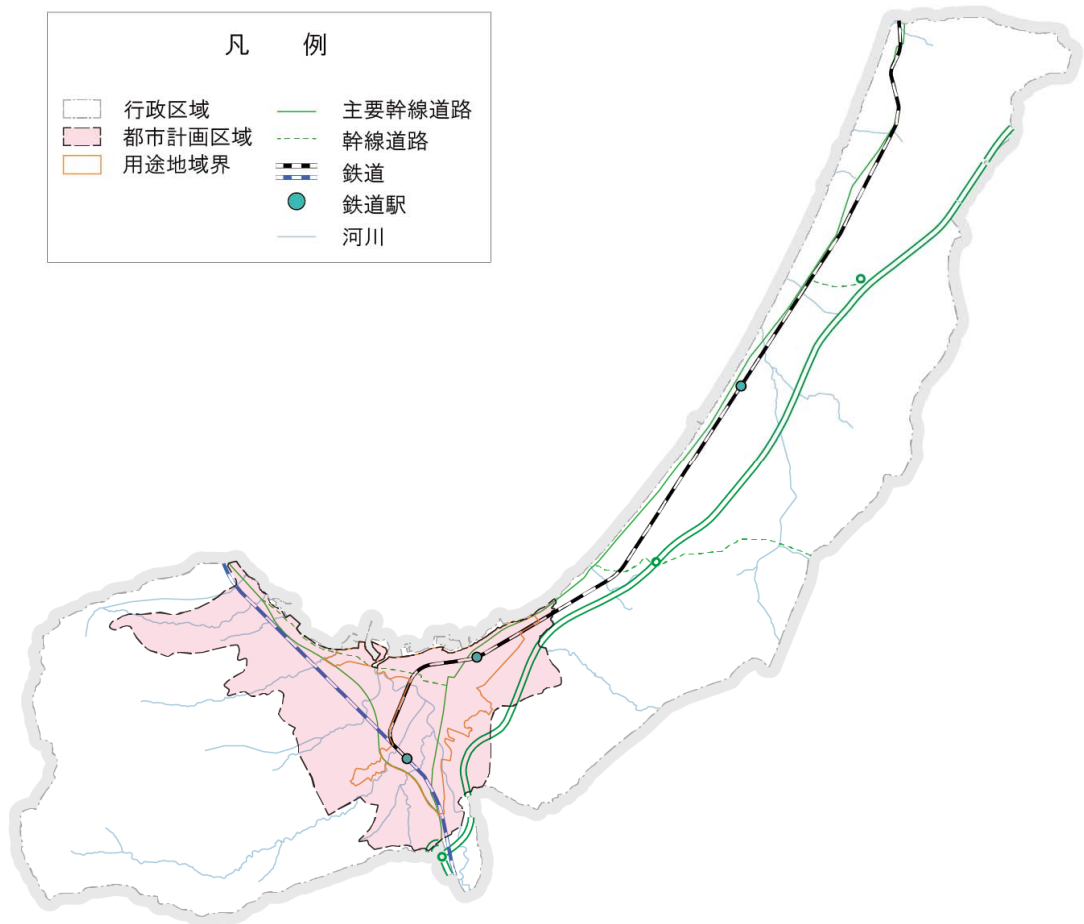
一方、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、人口減少に対する対策を講じることで令和27（2045）年に8,829人となるまちづくりを目指しています。

本計画では、今後、雇用の場の拡大や、人口減少社会に対応して、全ての世代の人々が住みよいまちづくり、若い世代の結婚・出産子育ての希望実現のための支援、次世代を担う若い人財育成に取り組んでいくことで、人口減少による影響を最小限のものとし、計画期間である令和25（2043）年の人口を、8,800人を目標値として設定します。

3-4. 立地適正化区域の設定

本計画の区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、次に示す都市計画区域を計画区域とします。

図 88 立地適正化の区域



3-5. 立地適正化計画の観点から取り組むべきまちづくりの課題

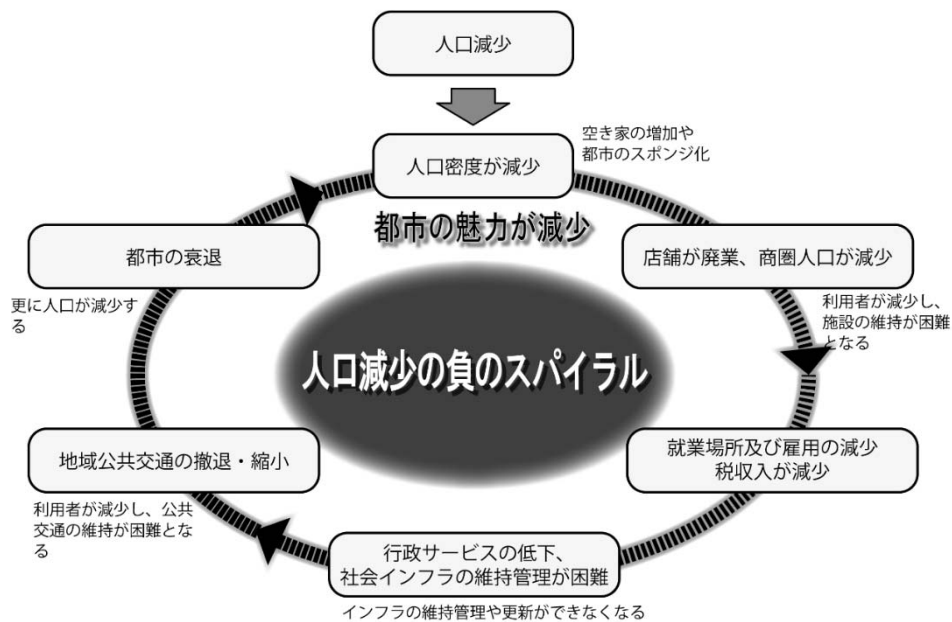
本町の現状分析・課題整理の中から、立地適正化の視点から対応すべき課題を抽出します。

3-5-1. 人口減少に伴う人口密度の低下

本町の抱える課題に対して様々な分野から対応策として関連計画が講じられているものの、人口は減少し続けています。

現在のまま人口が減少し、人口密度が低下すると、現在の市街地を保つことができなくなり、住宅地のスポンジ化、商業の衰退、人口の転出に歯止めがきかなくなり、野辺地町は負のスパイラルに陥ってしまいます。

図 89 人口減少の負のスパイラルの構図



特に、令和12（2030）年以降には人口減少・高齢者増加の傾向が人口減少・高齢者減少の傾向となると推計されています。負のスパイラルに陥る前に、中長期的な視点を持ち、都市づくりに取り組む必要があります。

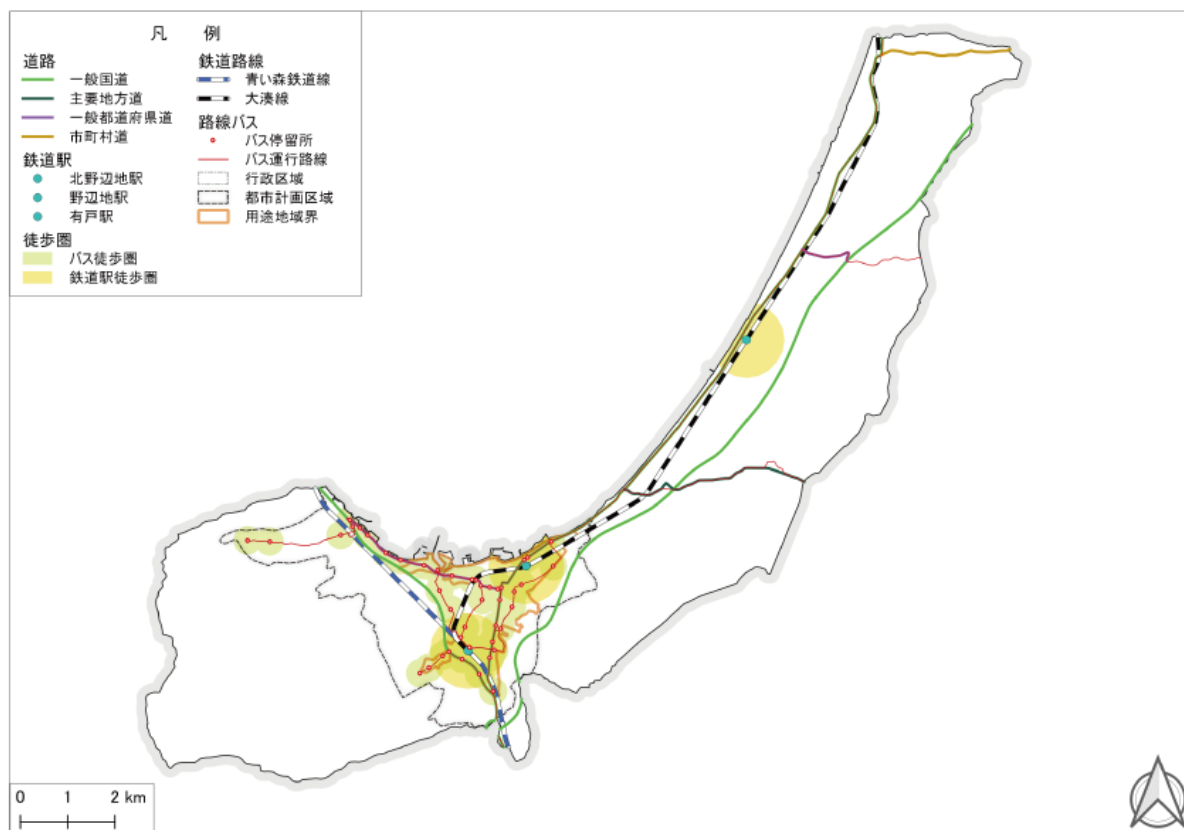
3-5-2. 公共交通の維持

地域の暮らしと産業を支え、地域が豊かで暮らしやすい環境づくりや、個性的で活力のある地域の活動を図る上で「移動」は欠かせない装置です。公共交通網図から、徒歩圏のカバー状況を見ると、用途地域内ではほとんどのエリアがバス停、鉄道駅の徒歩圏に入っているのに対し、用途地域外の徒歩圏エリアは少なくなっています。

代表的な交通手段構成比では、約半数を自家用車が占めており、その割合は平成12（2000）年から平成22（2010）年の10年間に10%増加しています。自家用車以外では、徒歩、自転車の割合が多くなっていますが、それも減少傾向となっています。

用途地域内では、バス及び鉄道からの徒歩圏に入っていますが、これらの公共交通の基幹としての運用状況から、今後の超高齢社会を支える交通手段としての役割を果たせるとは考えにくいのも現状です。一方、近年の人口減少の本格化は、高齢者の免許返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加により、公共交通の維持は益々難しくなっていくと考えられます。そのため、用途地域外の生活拠点を包括したすべての人の行動の拠り所となる、新たな公共交通のシステムを検討する必要があります。

図 90 現在の公共交通利用可能エリア（再掲）

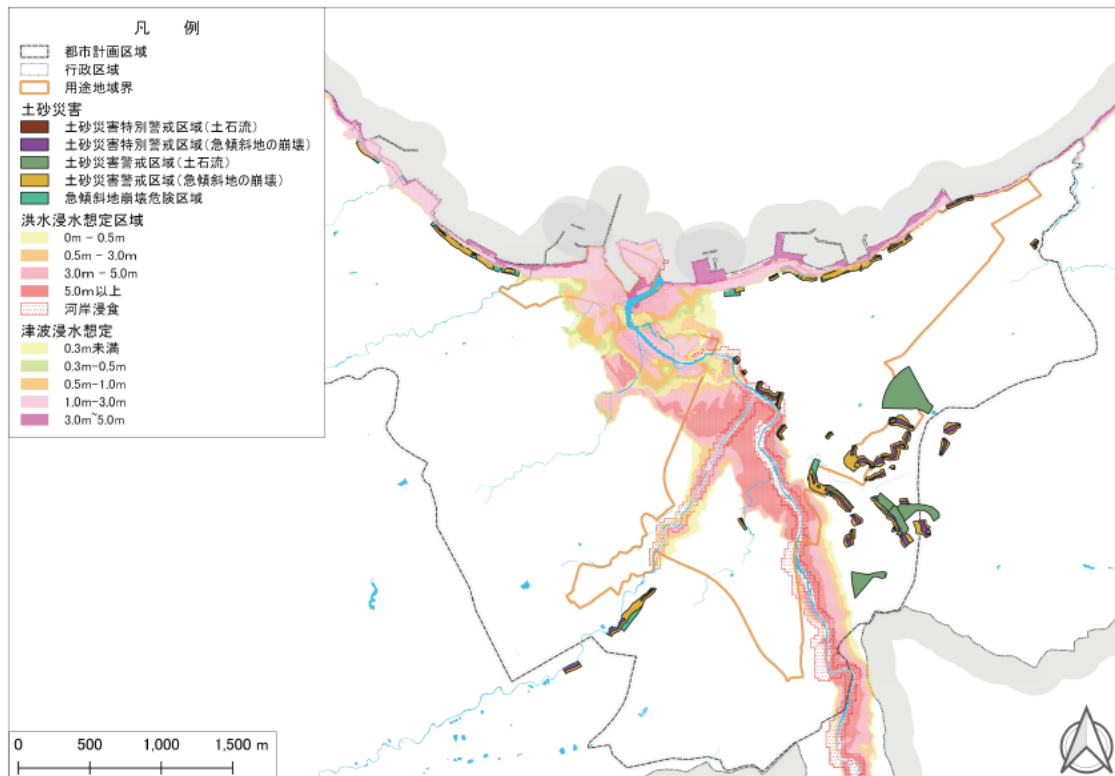


3-5-3. 防災への予防・対策

近年、日本では気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しています。特に日降水量200mm以上の大雨の発生日数は20世紀初めと比べ約1.7倍となるなど、大雨の頻度が増えています。本町は、野辺地川及び枇杷野川が町の中央を流れており、洪水・浸水のリスクがあります。また、陸奥湾に面していることによる津波、市街地縁辺部の土砂災害等の災害の危険性があります。

全ての町民が安全に安心して暮らし続けるためには、様々な災害リスクに対応可能なまちを形成すると同時に、各種防災施設の整備や避難所の整備、避難路の適切な整備、災害を考慮した土地利用、居住者の安全な土地への居住誘導等の対策が必要です。

図 91 防災上危険性が懸念される地域（再掲）



3-6. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

未来のための都市づくりには、都市計画法、都市再生特別措置法等に示されているように、安全で魅力的なまちづくりが求められています。

現在の対応策と計画では行えない、都市を縮小し、人口の郊外化に制限をかけ、施設・居住の誘導を行うためのツールが「立地適正化計画」であると考えます。

この立地適正化計画により、賢い土地利用を行い、人口密度を維持することで、生産性向上や今後発生する税収減少・公共インフラの整備等の費用の増加の軽減を図ります。

また、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることで、安全で魅力的なまちづくりを実現が望まれます。

そこで、本町のまちづくりの将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」を具現化するツールとしての立地適正化計画のまちづくりの方針を次のようにします。

町民が幸せに暮らし続けることができる都市の実現

4. 目指すべき都市の骨格構造

4-1. 将来都市構造の基本的な考え

本町の都市構造は次の4つの連携軸を中心にして、市街地をコンパクトに形成しています。

(1) 都市連携軸

まちの中心部と交通結節点である野辺地駅周辺を結ぶ幹線道路からなる連携軸

市街地の中心部と電車・バス・道路の交通結節点の機能を持つ野辺地駅周辺を結ぶ軸を主軸とし、町内の円滑な移動、他都市との円滑な交流を可能とします。

(2) 緑の連携軸

市街地ゾーンの外周に広がる農地や山林等の自然環境の保全を図る連携軸

(3) 水の連携軸

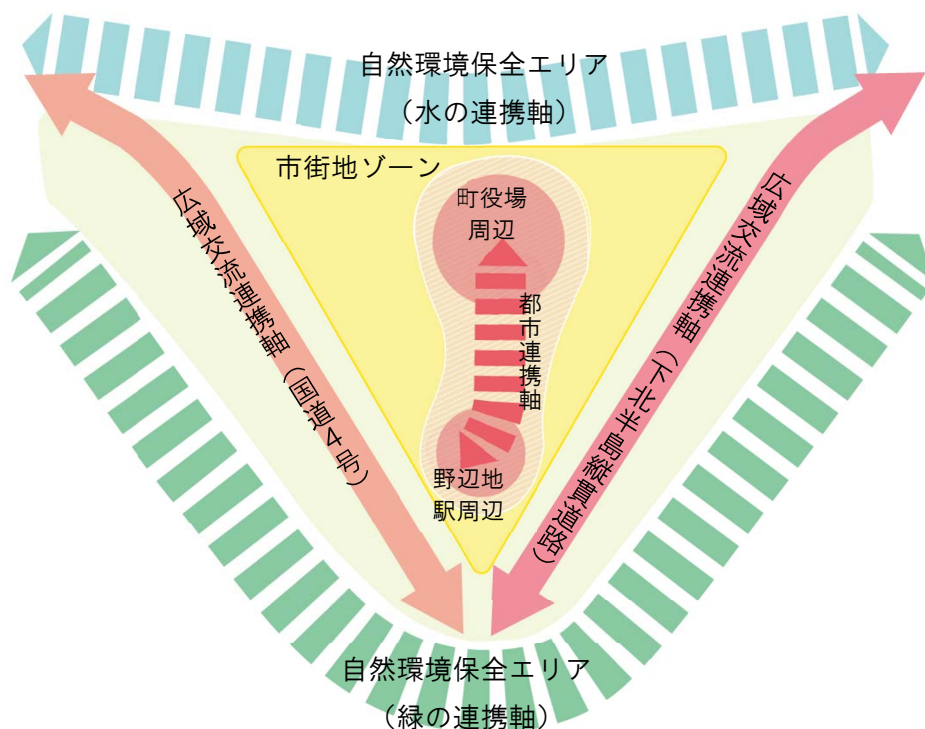
豊かな自然を持つ陸奥湾の海岸線に連続する水の連携軸

漁業の強化のための基盤整備、観光・レクリエーションや保健休養の拠点として野辺地海浜公園、常夜燈公園等の保全を図ります。

(4) 広域交流連携軸

広域幹線道路である国道4号と下北半島縦貫道路、野辺地駅を基点とする青い森鉄道とJR大湊線が他都市間との円滑な交流・物流を支える広域交流連携軸

図 92 骨格構造のイメージ



4-2. 都市構造の構成

本町の市街地は、水の連携軸と緑の連携軸という2つの軸が市街地の成長境界線となって、持続可能なコンパクトな市街地が形成されています。そして、この市街地の中に次のような拠点がバランス良く配置されています。この拠点を結び、全ての住民や来訪者が利用しやすい公共交通の運行が今後も維持されることが必要になります。そのためには、需要と供給のバランスに配慮した新たな公共交通のシステムが求められます。

(1) 中心拠点

野辺地町役場を中心とする地域に、公共施設や商業・業務といった都市施設を再編・集積することで、賑わいを誘導し、中心拠点とします。

(2) 都市拠点（交通結節点）

青い森鉄道（株）とJR大湊線の交通結節点である野辺地駅を中心とする野辺地駅周辺地区を都市拠点とします。

(3) 生活拠点

古くから集落が形成されていて、地域のまとうりの強い馬門地区を生活拠点とします。

(4) 商業拠点

市街地の内部に進出している商業施設及び住宅街に隣接した郊外の大規模商業モールを商業拠点として、町民の利便性を支える施設として位置づけます。

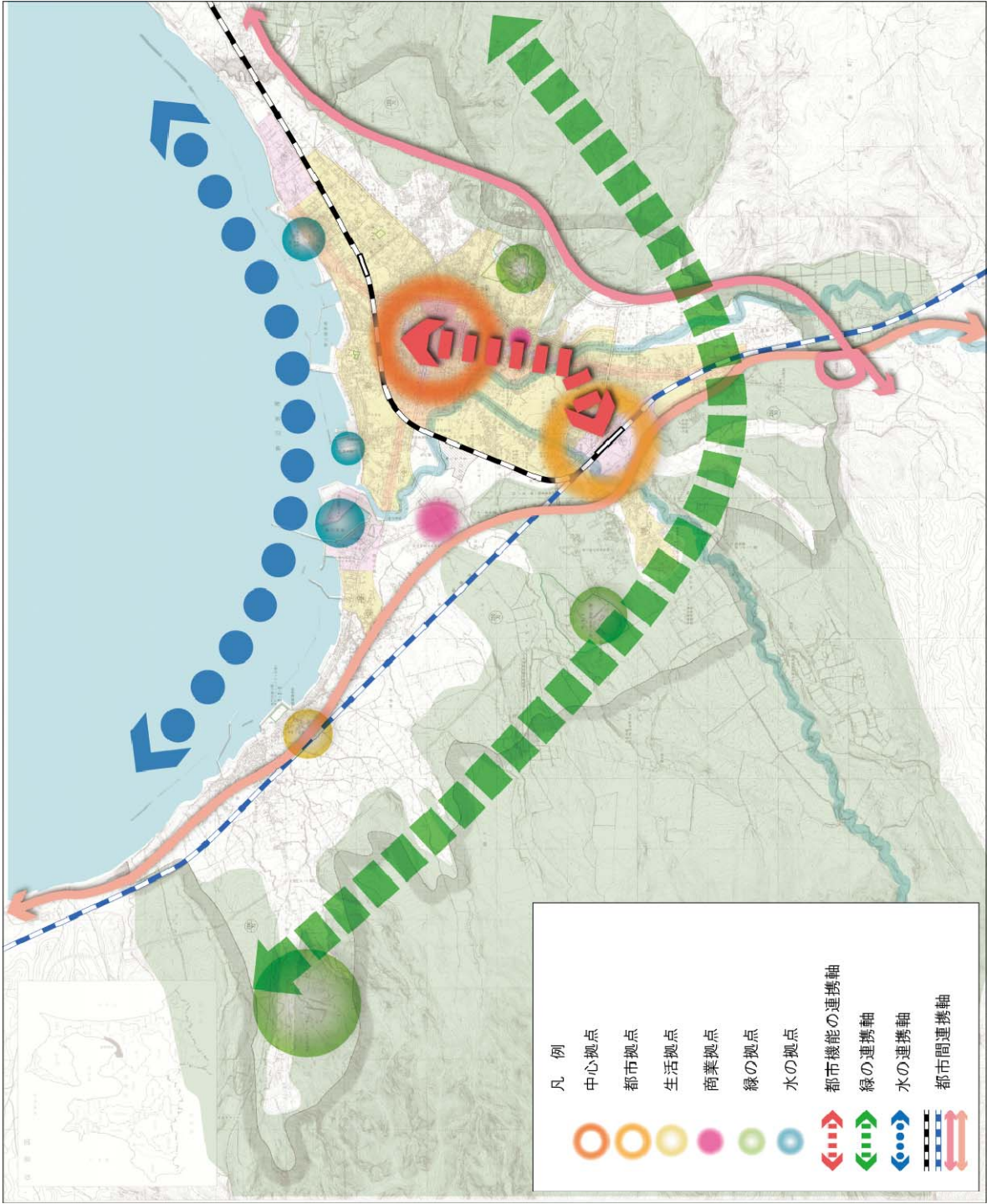
(5) 緑の拠点

住民の様々なスポーツ、レクリエーション需要に応える総合運動公園と市街地の中にあって自然環境に恵まれた住民の憩いの場としての愛宕公園を緑の拠点として位置づけます。

(6) 水の拠点

野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園を水の拠点とし、これらを結ぶ歩行者動線を含めて、水に親しむためのシーサイド空間を水の拠点として位置づけます。

図 93 将来都市構造図



5. 問題解決のための誘導方針

本町が抱える課題解決のための立地適正化計画における誘導方針をまとめます。

5-1. 町民の暮らしを支えるコンパクトシティの再編

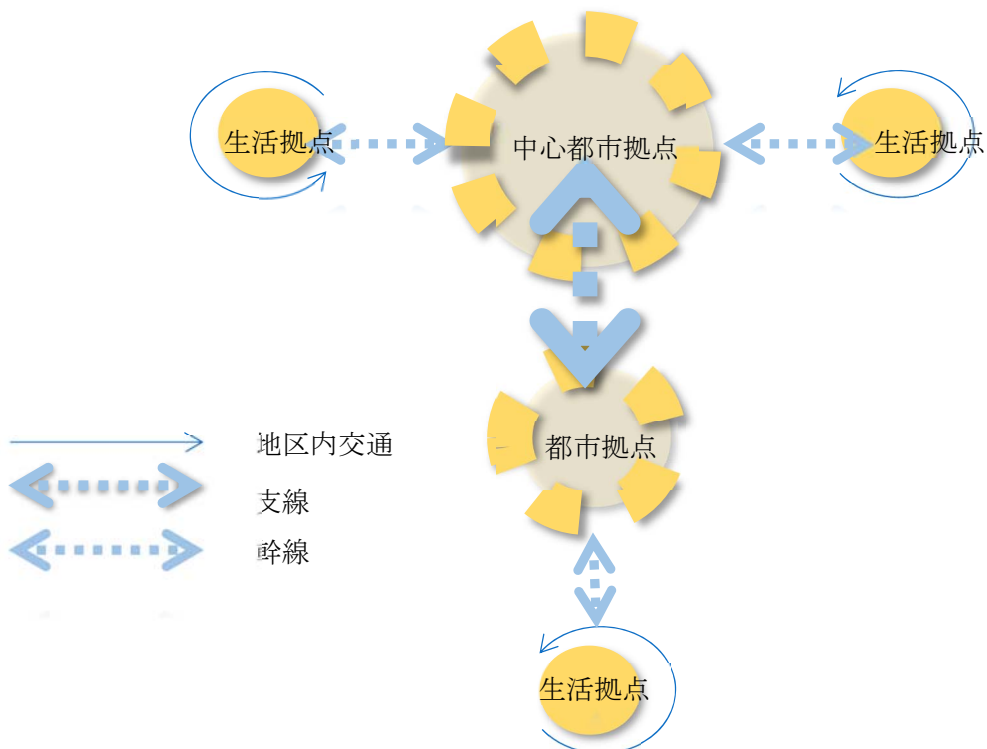
現状のコンパクトな市街地形成を維持するために、まず、町役場を中心とする地域を中心拠点として都市機能の集積を図ります。同時に、野辺地駅を中心とした地域を都市拠点とし、交通結節点としての都市機能を集積します。その上で、今後の市街地の再編に向けては、開発による拡大や、用途制限による純化を進めるのではなく、現在の市街地内の未利用地、空き地、空き家を利用し、用途制限を緩和し、適度に商業用地、業務用地、住宅用地が混在した市街地を形成することで、市街地密度の維持を図ります。このことで、町民の暮らしを支える日常の生活拠点における行政サービスの効率的・効果的な提供を持続可能にします。

5-2. 町民の日常の生活を支える公共交通網の形成

高齢者や障がい者の移動を支援するために、生活拠点内を地区内交通として、デマンド型交通を基本とした新しいモビリティサービスの提供を図ります。

そして、路線バスを基本として、生活拠点と中心拠点又は都市拠点を支線交通網、中心拠点と都市拠点を幹線公共交通とすることで、段階的な公共交通網の形成を図ります。このことが、日常の生活に必要な移動手段の充実に繋がります。

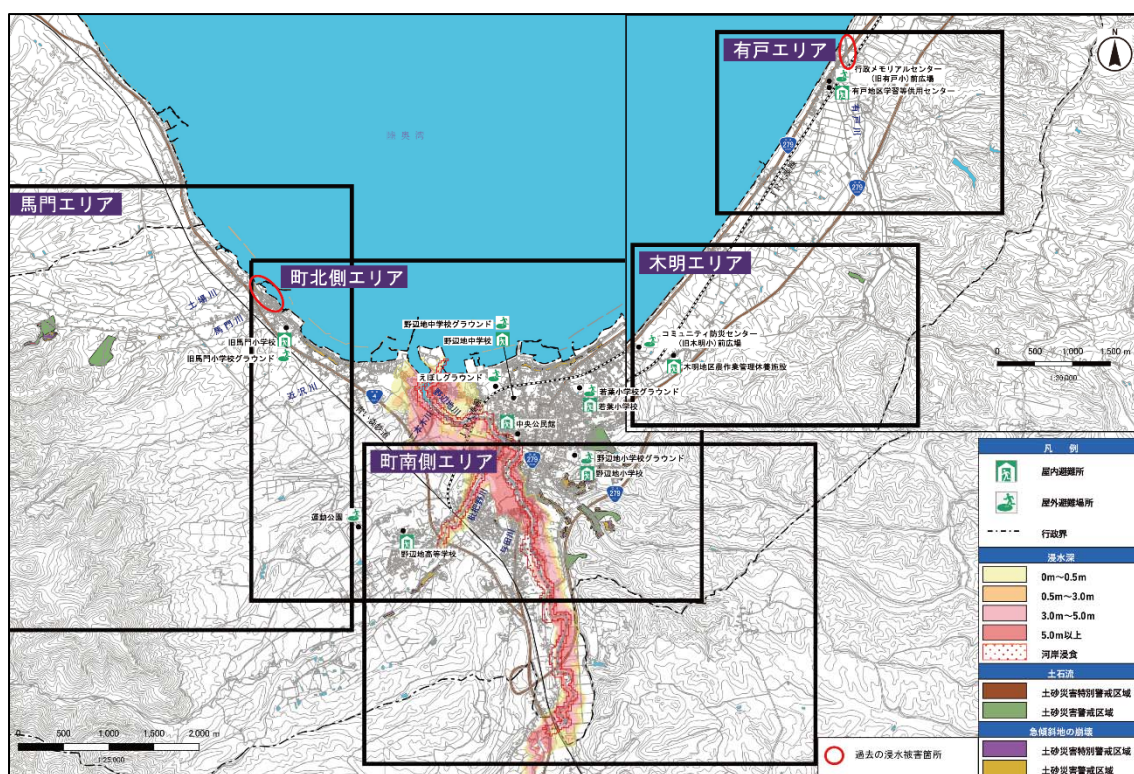
図 94 公共交通網のイメージ



5-3. 住み続けることができる生活環境の形成

様々な災害リスクに対応可能な生活環境を形成するために、防災指針を作成し、国土強靱化地域計画に基づき、各種防災施設の整備や避難所の整備、避難路の適切な誘導のほか、災害に遭遇しないための災害危険区域からの居住地の誘導等の対策を講じることとします。

図 95 過去の災害箇所及び避難場所分布（再掲）



資料：野辺地洪水・土砂災害ハザードマップより作成

6. 誘導施設・誘導区域の設定

6-1. 誘導区域設定の基準

誘導区域の設定に当たっては、立地適正化に関する基本方針に基づいて、次の様な設定基準を元に、土地利用現況、市街地の連続性及び災害の発生する恐れがある区域等を勘案して定めます。また、本来、都市機能誘導区域と居住誘導区域は同時に設定することを原則としています。本町の場合、現在までの市街地は、外枠を山林と農地が形成する緑の連携軸と、海側は水の連携軸に挟まれているという地形的な条件が成長境界線になり市街地の拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成してきました。今後、町役場を核とする中心拠点と野辺地駅を交通結節点とした都市拠点を結ぶ都市の連携軸を中心とした市街地の内側に、都市機能誘導区域を設定し、この区域を包括する範囲で居住誘導区域を設定することとしました。

6-2. 誘導区域設定の方針

都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定することで、誘導方針としてあげた、①コンパクトシティの再編、②公共交通の形成、③安全な生活環境の形成を達成することを目的としていることから、誘導区域は、次の点に留意して設定します。

- 本町は、用途地域を定めていることから、この区域内の中心拠点及び都市拠点を基本とした誘導区域を設定します。ただし、用途地域外の馬門地区については、生活拠点として取り扱います。また、工業系用途地域を除きます。
- 中心拠点、都市拠点は、その中心となる町役場と野辺地駅を拠点施設とし、それぞれの徒歩圏（800m）、バス停からの徒歩圏（300m）を基本とします。生活拠点は、集落コミュニティの中心である馬門公民館からの徒歩圏（300m）を基本とします。
- 誘導区域に含まない区域

都市再生特別措置法第81条19項、同法施行令第30条及び都市計画法運用指針に示されている区域

- ・農用地区域
＜農業振興地域の整備に関する法律（昭和44（1969）年法律第58号）＞
- ・保安林の区域
＜森林法（昭和26（1951）年法律第249号）＞
- ・地すべり等防止区域
＜地すべり防止法（昭和33（1958）年法律第30号）＞
- ・急傾斜地崩壊危険区域
＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44（1969）年法律第57号）＞
- ・土砂災害特別警戒区域
＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12（2000）年法律第57号）＞

6-3. 都市機能誘導区域

6-3-1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、以下の考え方に基づき設定します。

なお、都市機能誘導区域は本町がこれまでに形成してきたコンパクトな市街地を維持するため、用途地域内に設定することを基本とします。なお、既成集落である馬門地区は、地域コミュニティの中心であることから、生活拠点として位置づけ、都市機能誘導区域の設定を検討します。

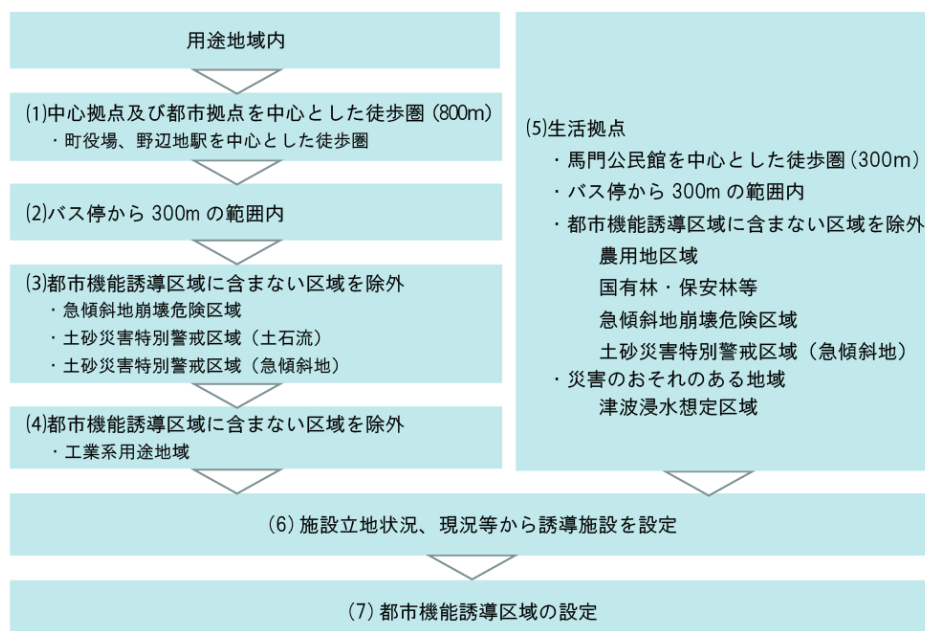
表 36 都市機能誘導区域の考え方

都市計画運用指針	・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。 ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。
立地適正化作成の手引き	・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
留意点	・都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものである。

6-3-2. 都市機能誘導区域の設定

誘導区域の条件等を踏まえ、都市機能誘導区域の設定を行います。

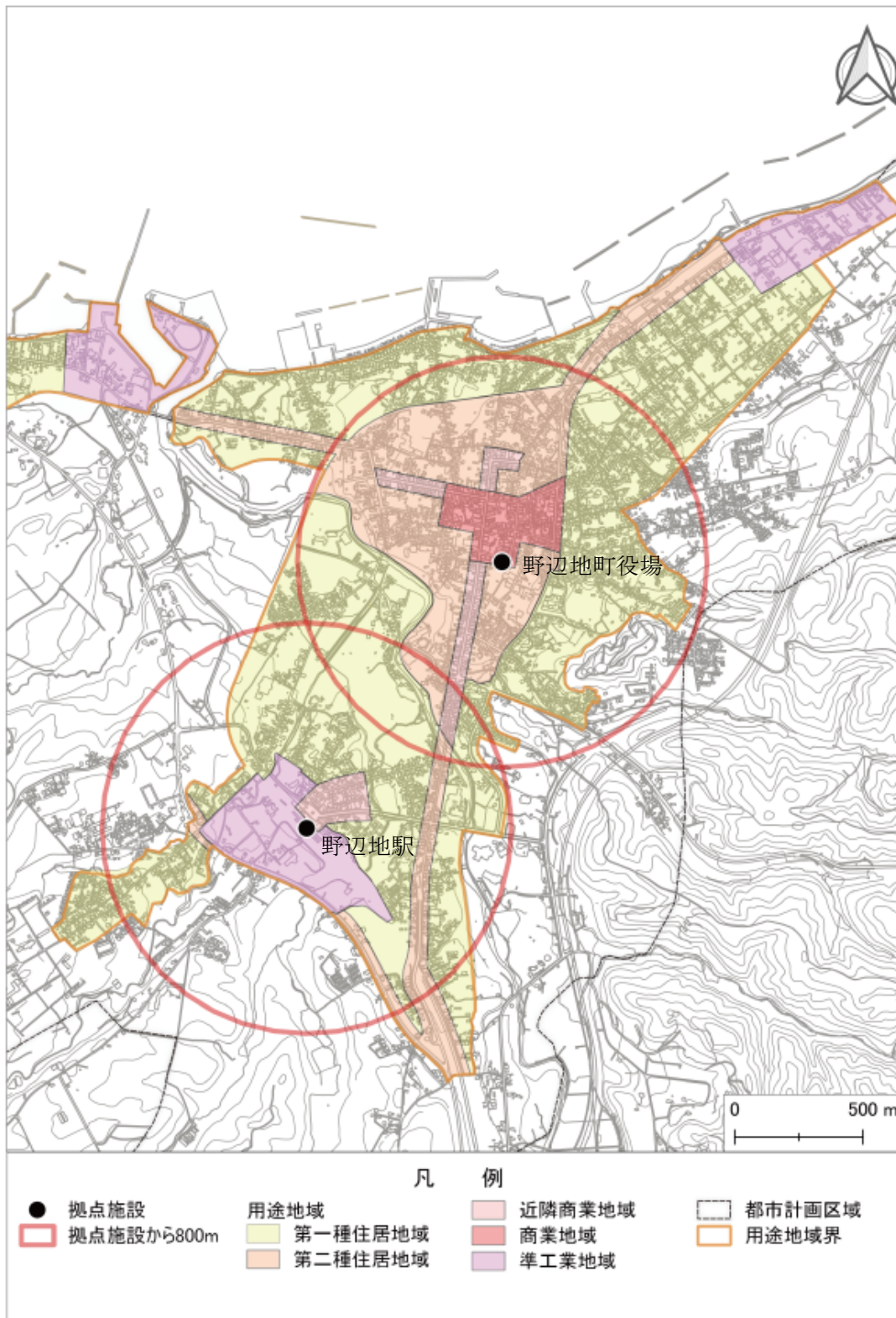
図 96 都市機能誘導区域の設定フロー



(1) 中心拠点及び都市拠点を中心とした徒歩圏（800m）

- ・ 町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏

図 97 町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏①



(2) バス停から300mの範囲内

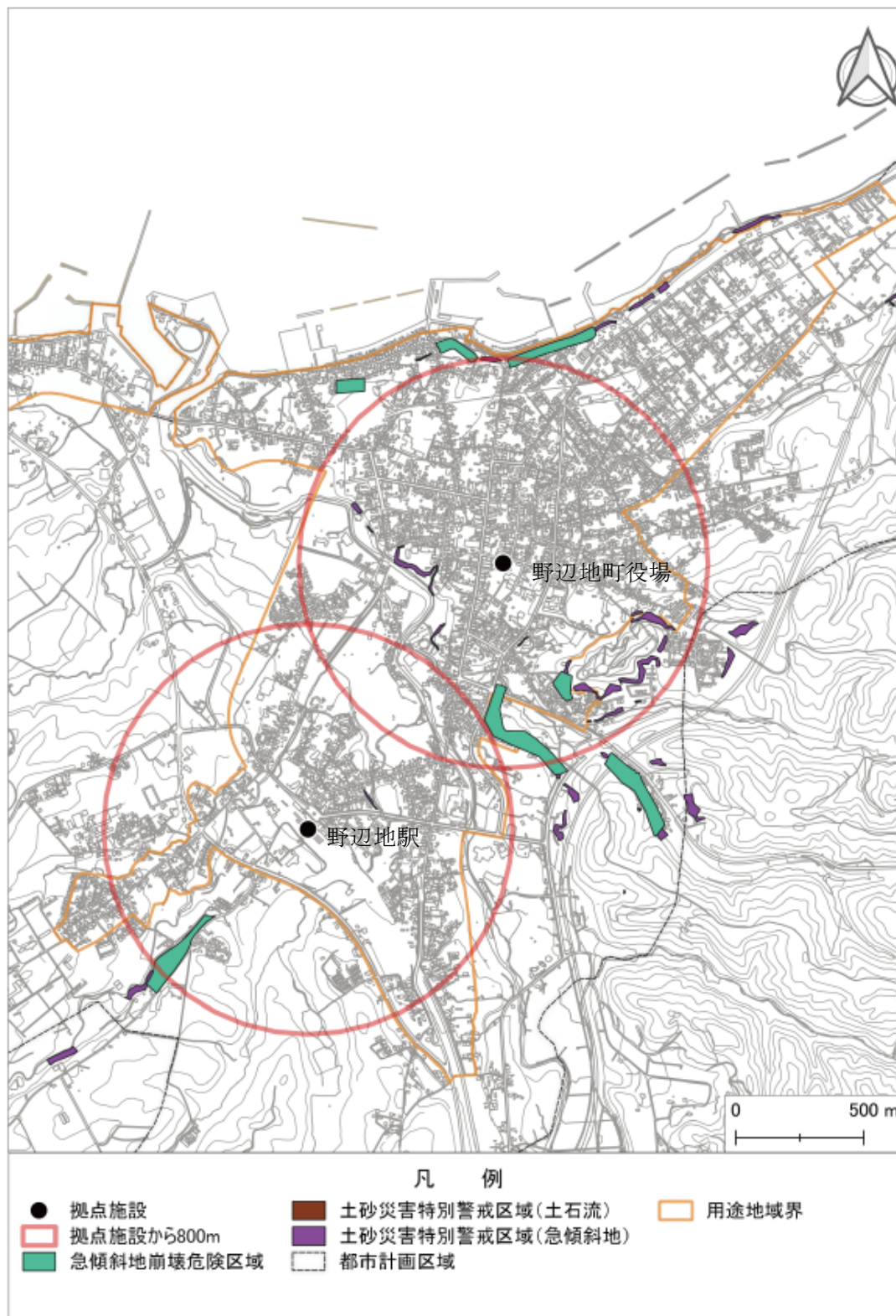
図 98 町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏②



(3) 都市機能誘導区域に含まない区域を除外

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流） ・ 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）

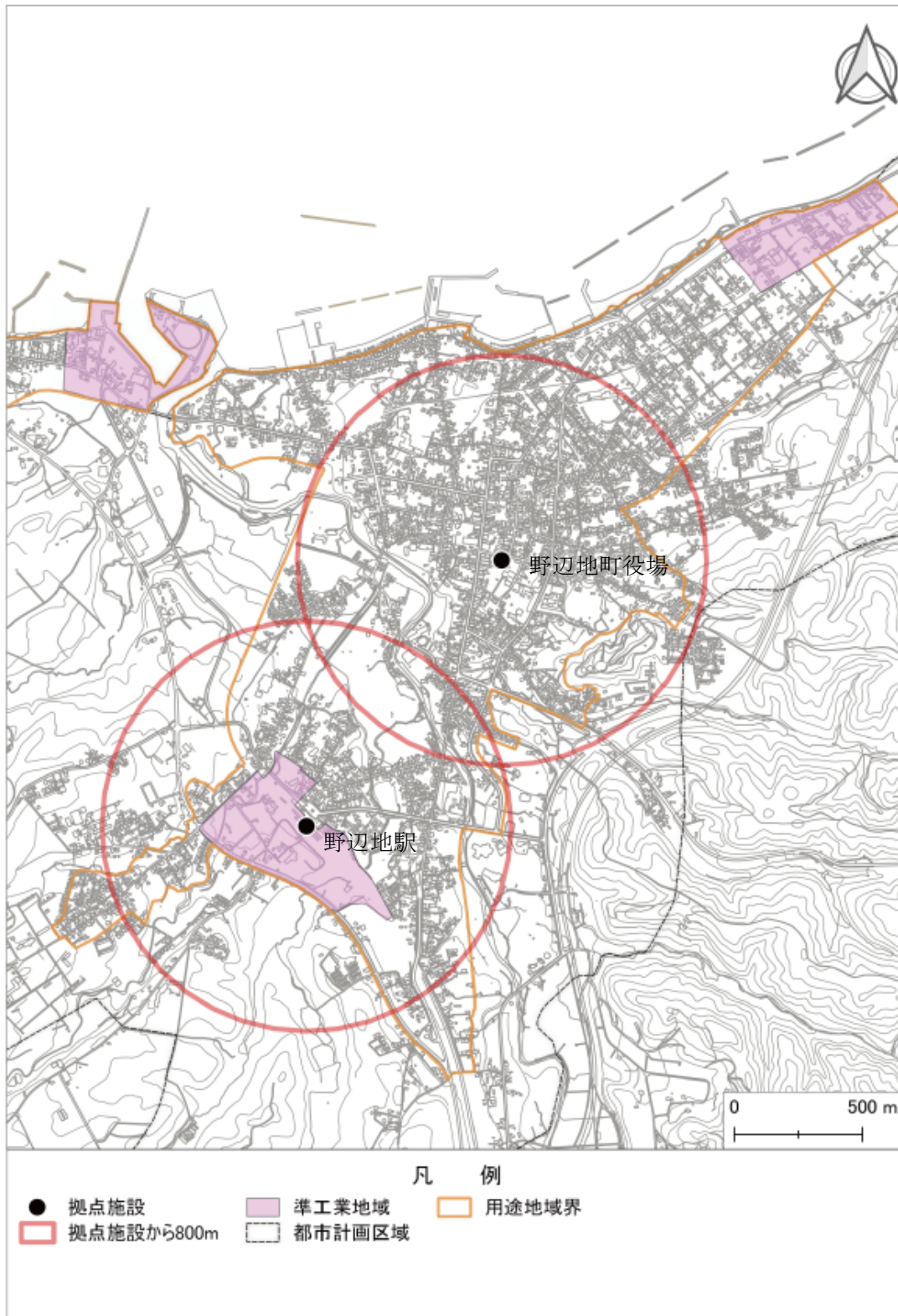
図 99 町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏③



(4)都市機能誘導区域に含まない区域を除外

- ・工業系用途地域

図 100 町役場、野辺地駅を中心とした徒歩圏④



(5)生活拠点

- ・馬門公民館を中心とした徒歩圏(300m) ・バス停から300m範囲
- ・都市機能誘導区域に含まない区域を除外（農用地区域・国有林保安林等・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地））

図 101 馬門公民館を中心とした徒歩圏①



- ・災害のおそれのある地域（津波浸水想定区域）

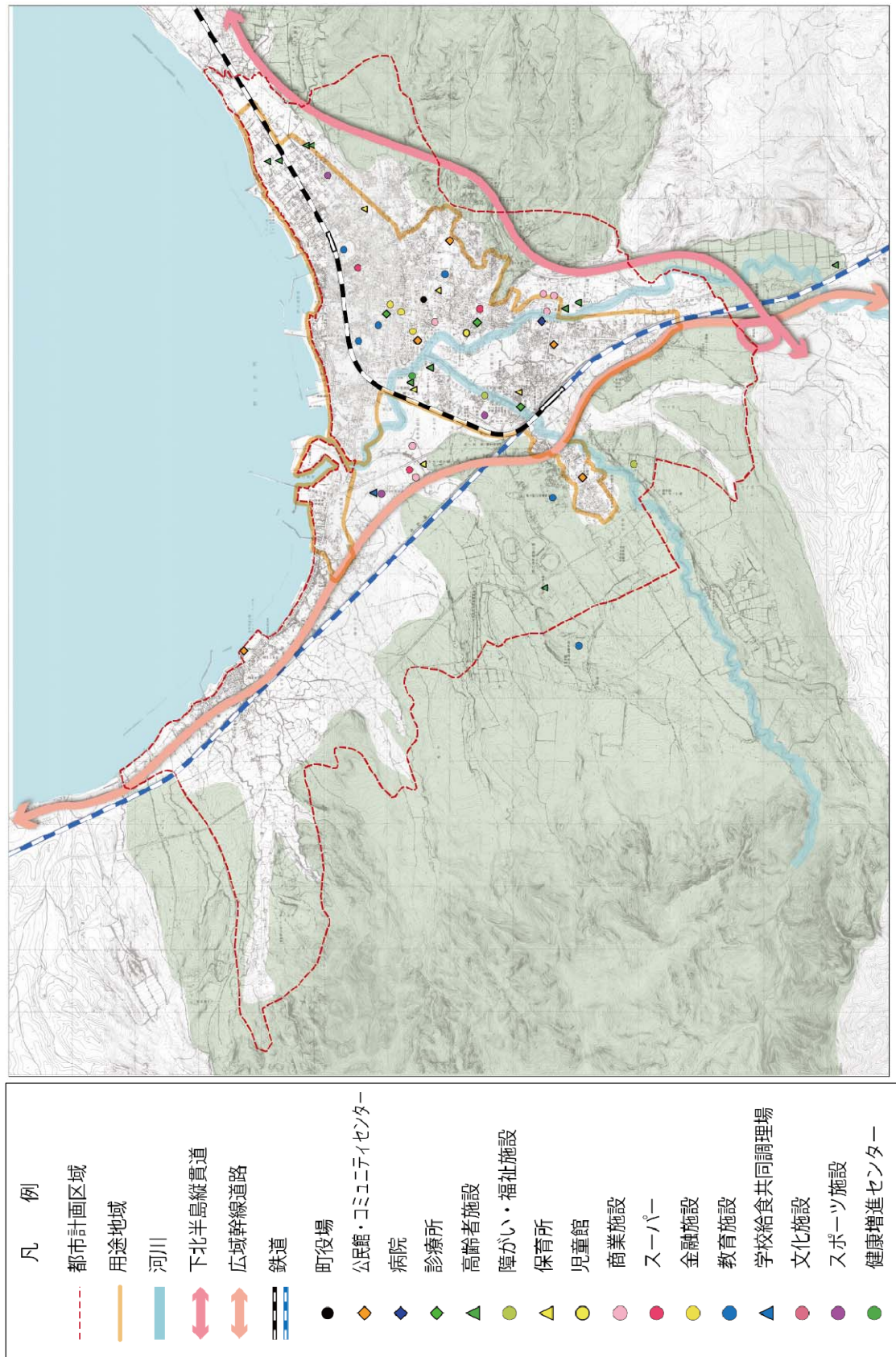
図 102 馬門公民館を中心とした徒歩圏②



(6) 施設立地状況

① 都市計画区域全体の立地状況

図 103 都市計画区域全体の立地状況



②公民館・コミュニティセンター

図 104 公民館・コミュニティセンターの立地状況



③医療施設

図 105 医療施設の立地状況



④高齢者福祉施設

図 106 高齢者福祉施設の立地状況



⑤障がい者福祉施設

図 107 障がい者福祉施設の立地状況



⑥子育て支援施設

図 108 子育て支援施設の立地状況



⑦商業施設

図 109 商業施設の立地状況



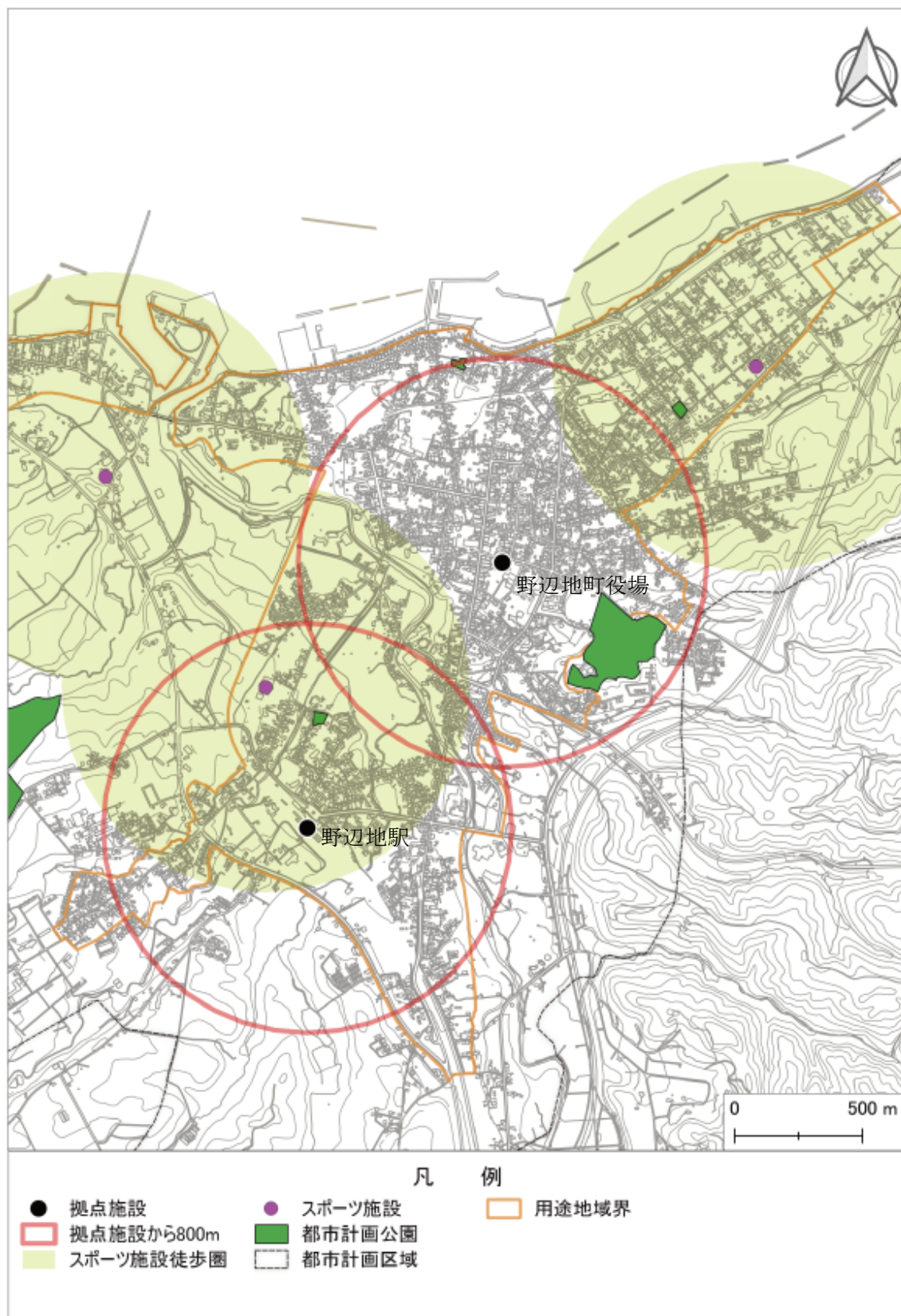
⑧学校教育施設

図 110 学校教育施設の立地状況



⑨スポーツ施設

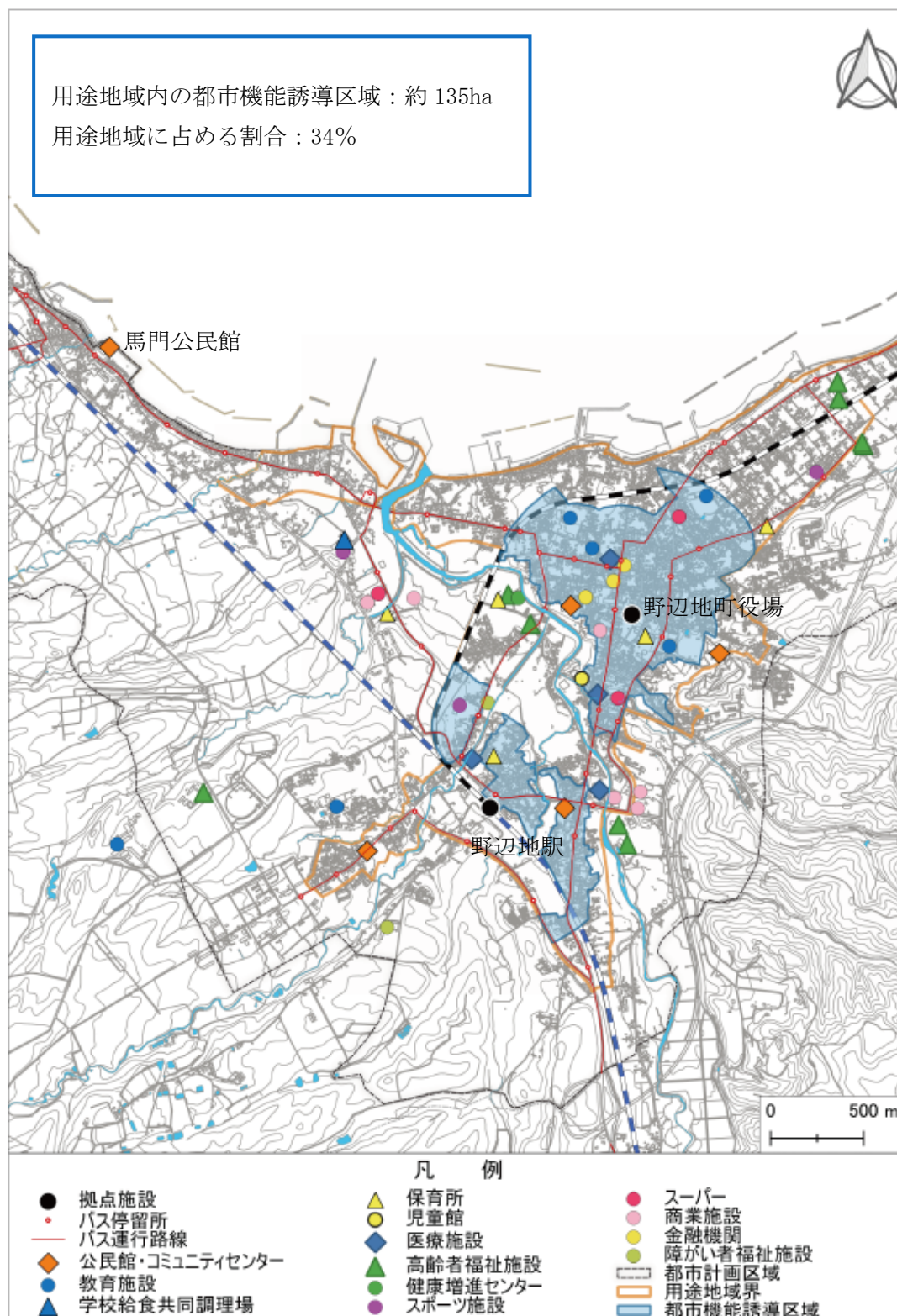
図 111 スポーツ施設の立地状況



(7) 都市機能誘導区域の設定

中心拠点・都市拠点（町役場・駅前周辺地区）・生活拠点（馬門公民館周辺地区）について様々な条件を総合的に評価して、都市機能誘導区域の設定をします。

図 112 都市機能誘導区域の設定



6-3-3. 誘導施設の考え方

誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定します。

表 37 誘導施設の考え方

都市計画運用指針	・病院、診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設 ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設 ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館や博物館等の文化施設及びスーパーマーケット等の商業施設 ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
立地適正化作成の手引き	・誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要。 ・また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出、流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられる。
留意点	・誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。※例：〇〇市立博物館 ・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。 ・誘導施設を位置づけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。

これらの考え方に基づき、誘導施設を設定するために、本町の公共建築物と住民の生活を支える利便施設の立地状況を確認し、誘導施設を配置するための目安として、それぞれの施設が日常生活に必要な施設か、非日常的に必要な施設であるかの分類を検討します。

6-3-4. 公共施設等の現状

野辺地町公共施設等総合管理計画に記載されている公共建築物は次のとおりです。

表 38 公共建築物一覧

類型	施設分類		主な対象施設
	大分類	小分類	
公共建築物	学校教育系施設	小中学校	野辺地小、若葉小、野辺地中、馬門小（令和5年3月廃校）
		その他教育施設	学校給食共同調理場
	生涯学習系施設	町民文化系施設	中央公民館、馬門公民館、勤労青少年ホーム 他
		社会教育系施設	歴史民俗資料館、町立図書館
		スポーツ・レクリエーション系施設	町立体育館、町立運動公園、観光物産 PR センター 他
	産業系施設	産業系施設	むらおこし物産加工施設、のへじ活き活き常夜燈市場 他
	福祉系施設	子育て支援施設	児童館
		保健・福祉施設	老人福祉センター、健康増進センター 他
	行政系施設	庁舎等	役場庁舎
		その他行政系施設	消防分団屯所、車庫、倉庫 他
	公営住宅	公営住宅	敦平団地、みどりヶ丘団地、駅前団地、前平団地
	都市基盤施設	公園	公園トイレ、児童公園トイレ
		その他都市基盤施設	公衆トイレ
	供給処理施設	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場
	その他の施設等	その他の施設等	旧野村家住宅離れ（行在所）、旧小中野保育所 他
インフラ施設	道路	道路	町道（1 級、2 級、その他）
		農道	農道
		林道	林道
	橋りょう	橋りょう	橋りょう
	上水道	浄水場等	新田浄水場、琵琶野浄水場、馬門浄水場 他
		管路	導水管・送水管・配水管等

資料：野辺地町公共施設等総合管理計画（令和4（2022年）年3月）より作成

6-3-5. 誘導施設の区分

公共建築物と住民の生活を支える利便施設を日常的に必要な施設と非日常的に必要な施設に区分して検討します。

図 113 誘導施設の区分

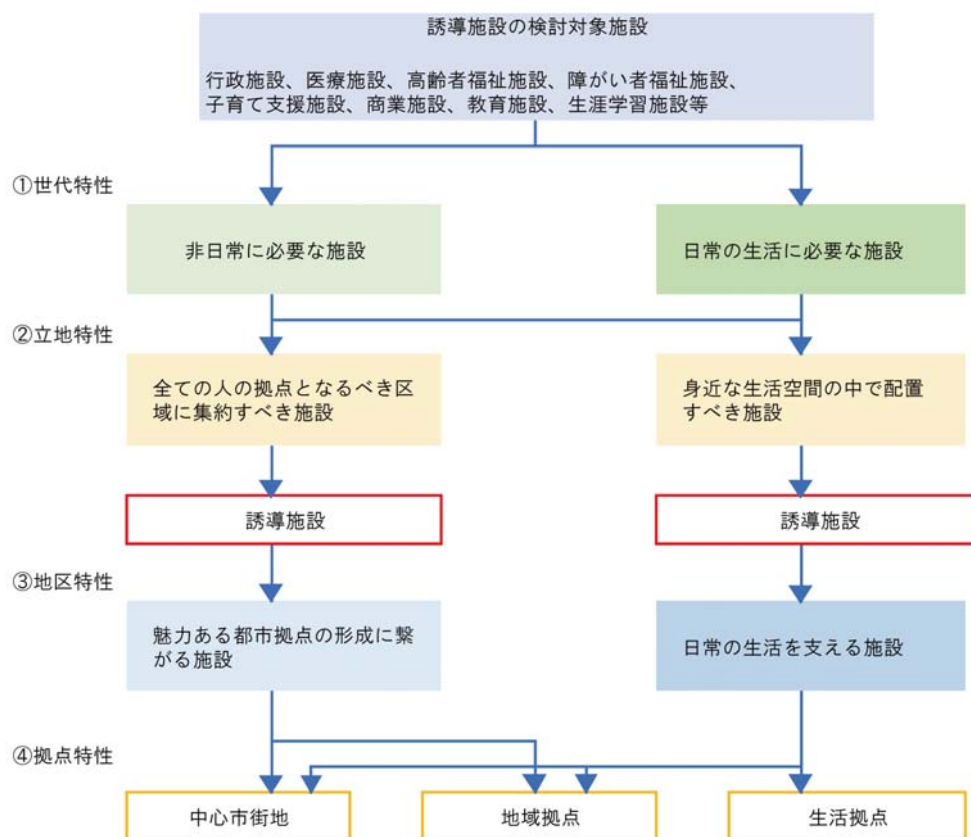


表 39 対象施設の区分及び施設数

施設 区分	施設の種類	必要なサービス		立地状況	
		非日常	日常	用途地 域内	白地 地域
行政	町役場	○		1	0
生涯学習	公民館	○		1	1
	コミュニティセンター	○		3	1
	歴史民俗資料館・図書館	○		2	0
医療	総合病院	○		1	0
	診療所		○	3	0
高齢者・福祉	老人福祉センター	○	○	1	0
	健康増進センター		○	1	0
	高齢者福祉施設		○	1	6
	高齢者福祉施設（通所）		○	2	0
障がい・福祉	障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等		○	1	1
子育て支援	保育所		○	4	1
	児童館	○		1	0
商業	大規模商業店舗	○		3	3
	商業店舗（食品スーパー）		○	2	1
	金融施設		○	3	0
教育	幼稚園		○	1	0
	小学校		○	2	0
	中学校、学校給食共同調理場	○		1	0
スポーツ	運動公園	○		0	1
	愛宕公園・街区公園		○	4	1
	町立体育館、屋内温水プール等	○		2	1

6-3-6. 誘導施設の設定

各地区の誘導施設方針により、誘導施設を設定します。

- ・町役場周辺地区

現在の施設を維持しつつ、適度に商業用地、業務用地、住宅用地が混在した市街地を形成します。中心市街地としてのにぎわいを創出します。

- ・野辺地駅周辺地区

交通結節点としての都市機能を集積します。

地域交通の要としての機能の充実を図ります。

- ・馬門公民館周辺地区

古くからの生活拠点としての集落を維持し、持続可能なコミュニティ形成を推進します。しかし、津波浸水想定区域に含まれる地域であることから、誘導施設の設定はしません。

表 40 誘導施設の設定

都市機能	誘導施設	定義	根拠法	立地状況	
				町役場周辺	野辺地駅周辺
行政	町役場		地方自治法	○	-
生涯学習	公民館		社会教育法	○	○
	図書館		図書館法	○	-
医療	総合病院	医師が、公衆又は特定多数人のため医療を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの	医療法	-	○
	診療所	医師が、公衆又は特定多数人のため医療を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの	医療法	○	○
高齢者・福祉	老人福祉センター		老人福祉法	○	-
	高齢者福祉施設		介護保険法	-	○
	高齢者福祉施設（通所）		介護保険法	○	-
障がい・福祉	障がい者支援施設		障害者総合支援法	-	○
子育て支援	保育所		児童福祉法	○	○
	児童館		児童福祉法	○	-
商業	大規模商業店舗	日常生活に必要な生鮮食料品や日用品を販売する店舗（大規模小売店舗立地法第3条、同法施行令第2条に規定する基準面積1,000㎡以上）	大規模小売店舗立地法	○	○
	金融施設		銀行法	○	-
教育	幼稚園		学校教育法	○	-
	小学校		学校教育法	○	-

6-4. 居住誘導区域

6-4-1. 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、以下の考え方にに基づき設定します。

都市機能誘導区域において設定された利便性の高い区域を包括する形で、用途地域内に居住誘導区域を設定します。

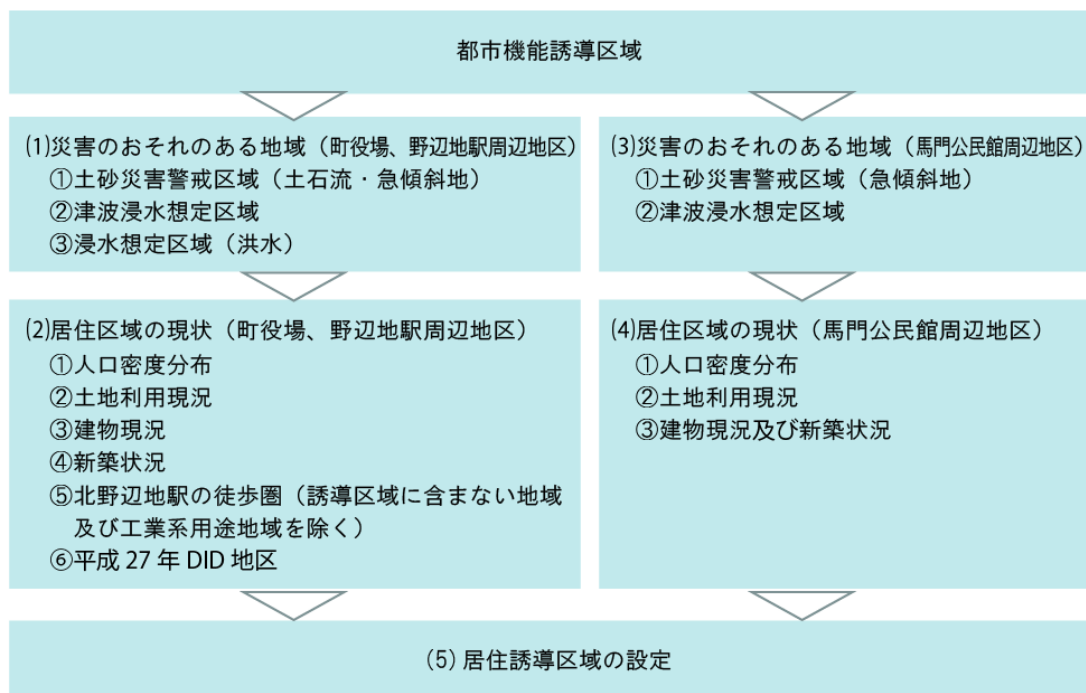
表 41 居住誘導区域の考え方

都市計画運用指針	・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。 ・居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。
立地適正化作成の手引き	・生活利便性が確保される区域 ・生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域 ・災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域
留意点	・災害のおそれのある地域に留意して定める。

6-4-2. 居住誘導区域の設定

都市機能誘導区域を含むエリアを基本として、居住誘導区域を設定します。

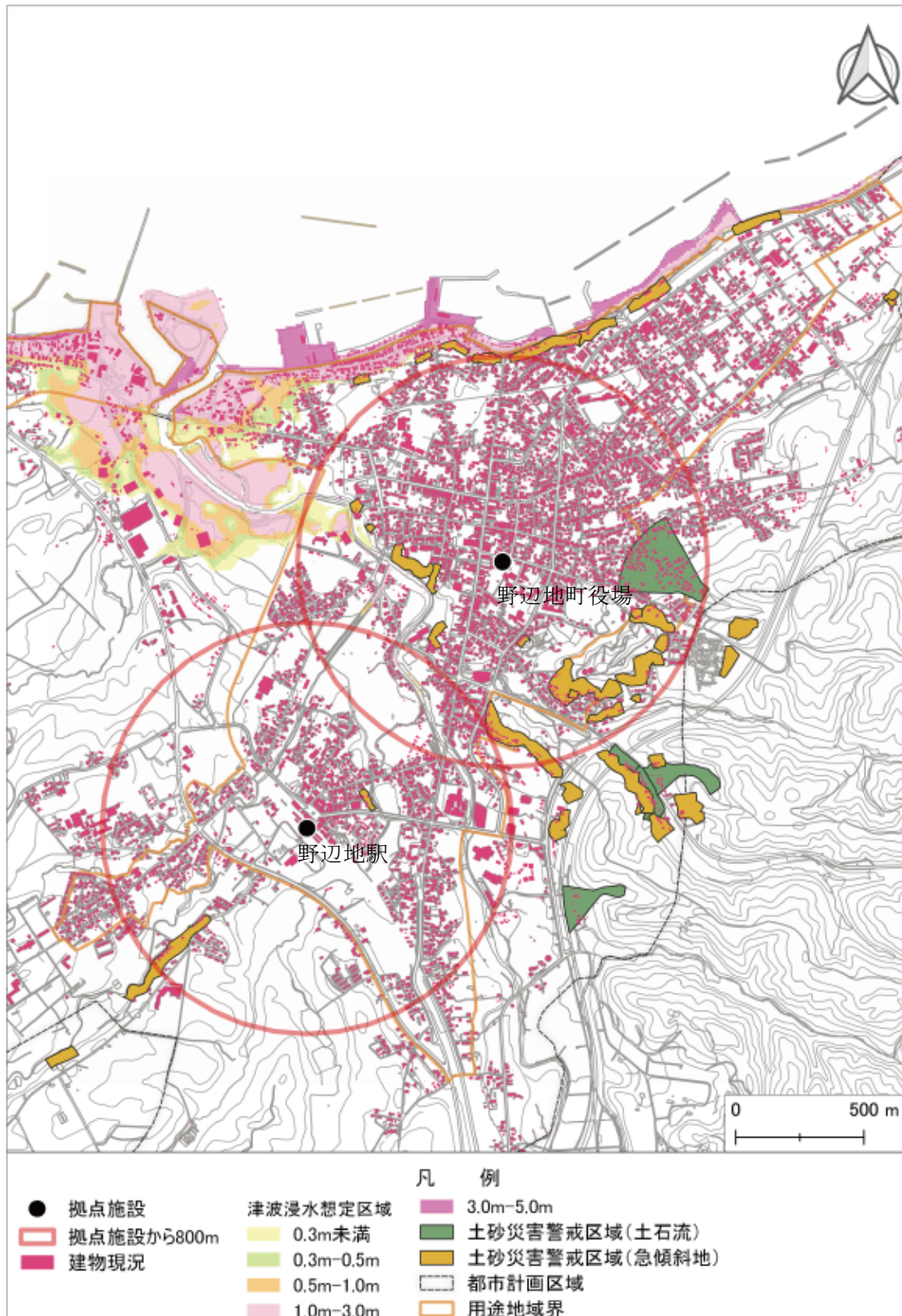
図 114 居住誘導区域の設定フロー



(1)災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）

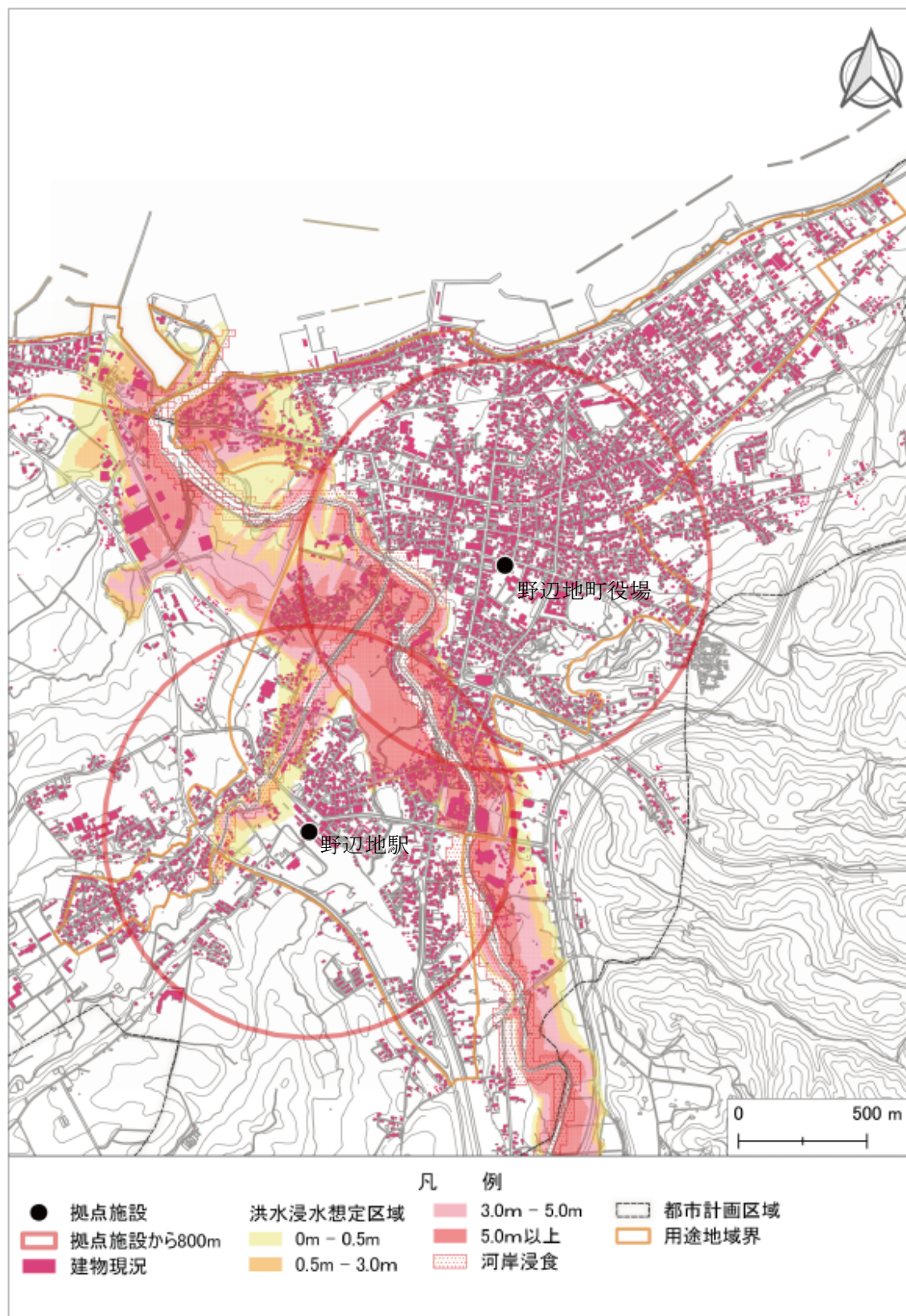
①土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地）②津波浸水想定区域

図 115 災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）①



③浸水想定区域（洪水）

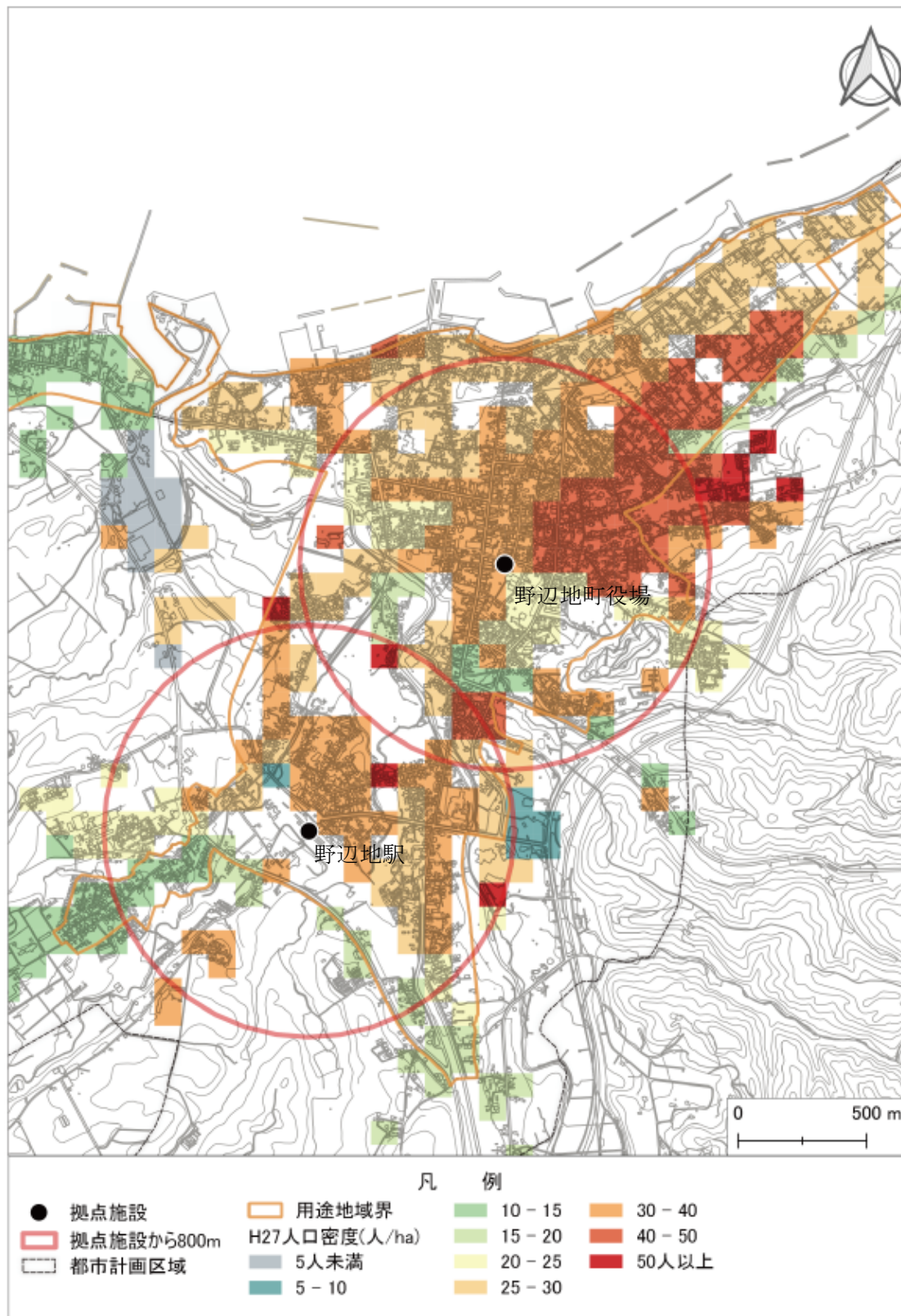
図 116 災害のおそれのある地域（町役場、野辺地駅周辺地区）②



(2) 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）

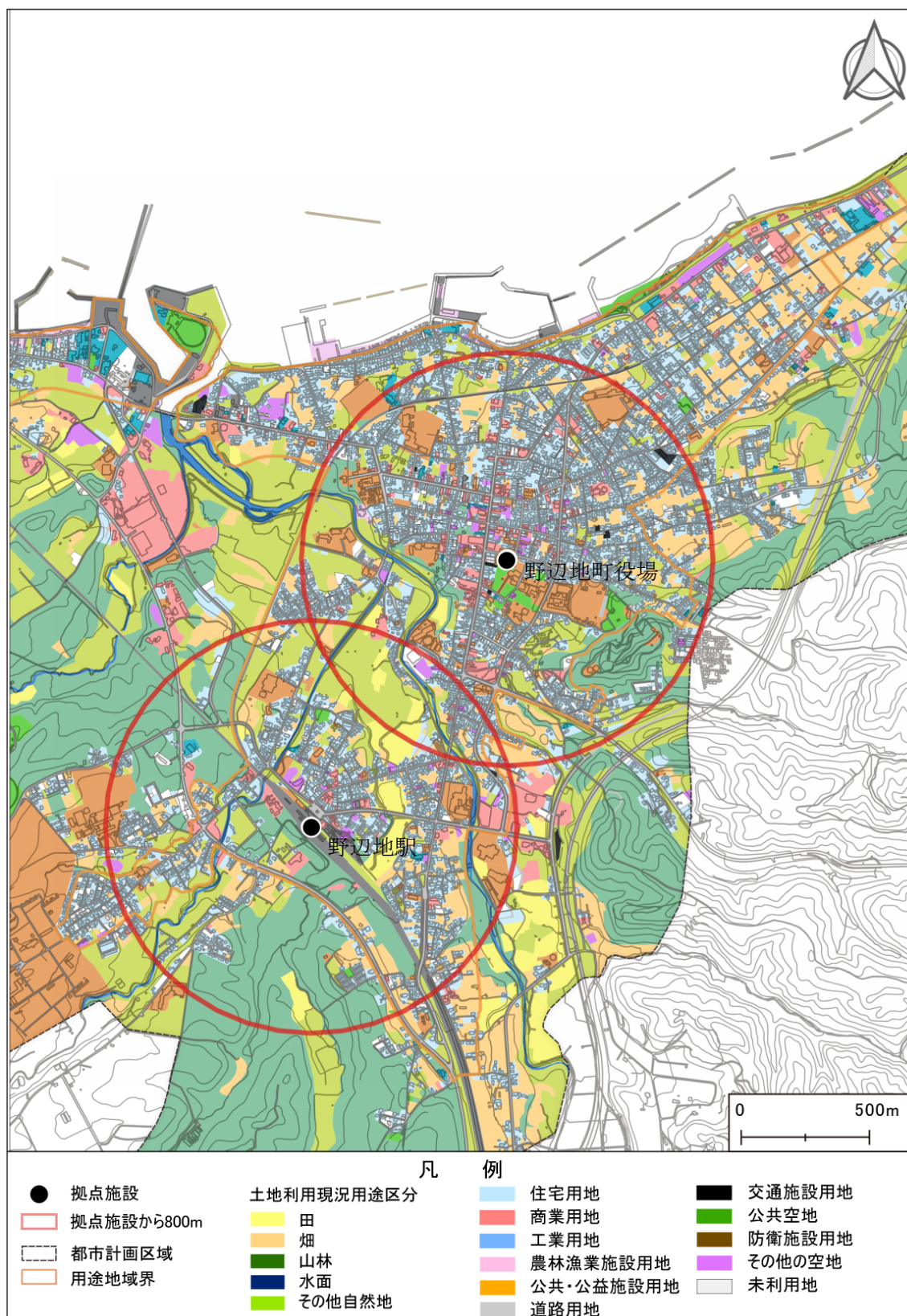
①人口密度分布

図 117 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）①



②土地利用現況

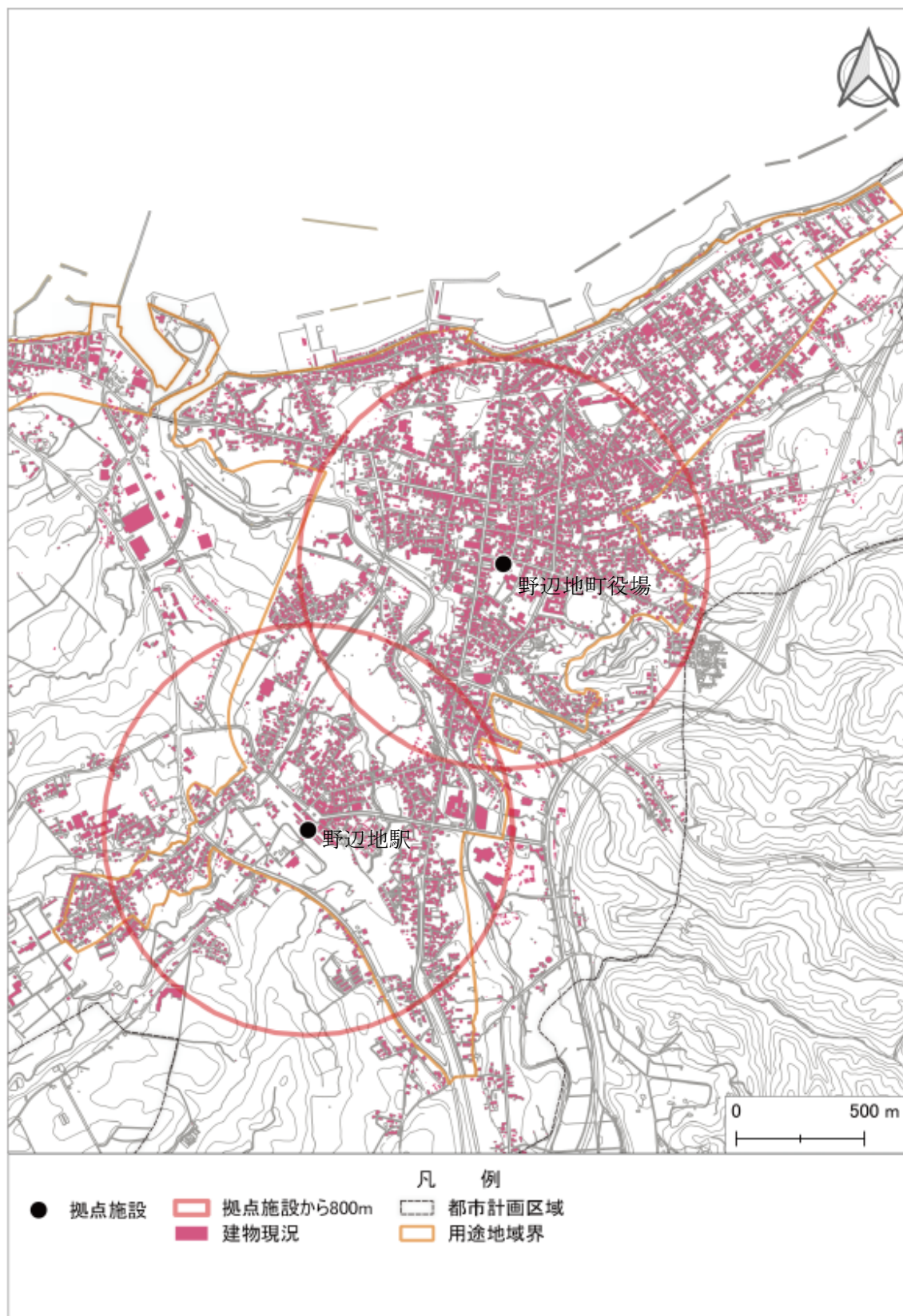
図 118 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）②



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

③建物現況

図 119 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）③



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

④新築状況

図 120 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）④



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31（2019）年 3 月)

⑤北野辺地駅の徒歩圏（誘導区域に含まない地域及び工業系用途地域を除く）

図 121 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）⑤



⑥平成27（2015）年DID地区（誘導区域に含まない地域及び工業系用途地域を除く）

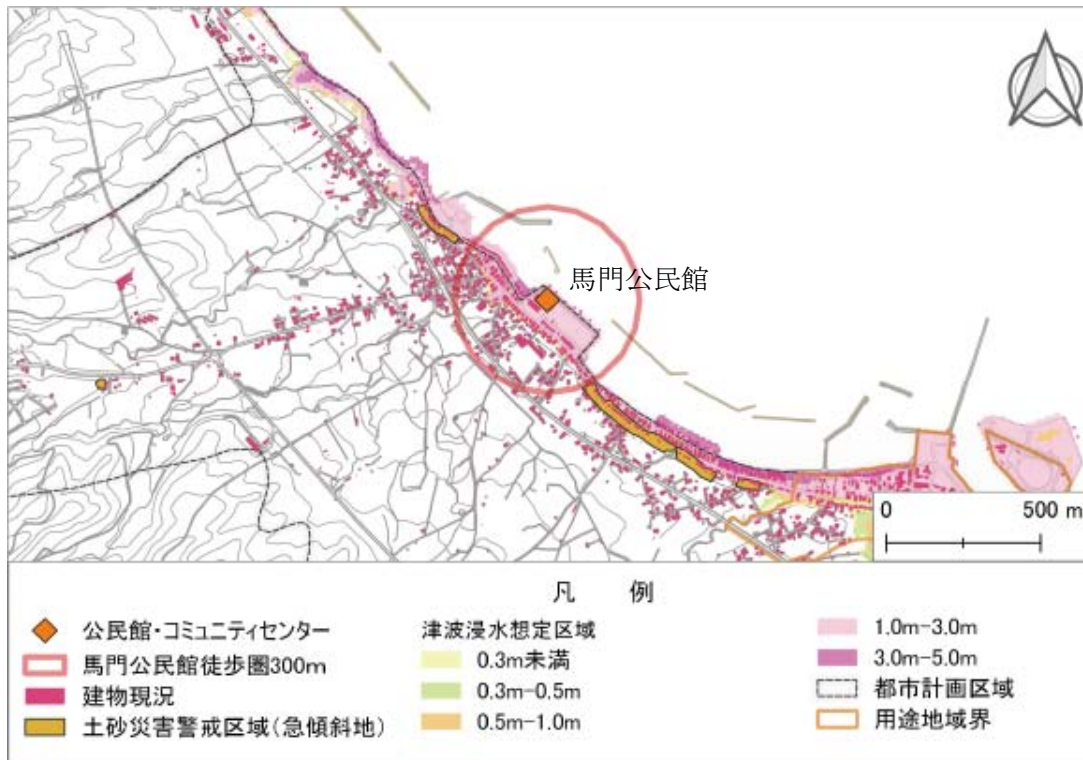
図 122 居住区域の現状（町役場、野辺地駅周辺地区）⑥



(3) 災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）

① 土砂災害警戒区域（急傾斜地）② 津波浸水想定区域

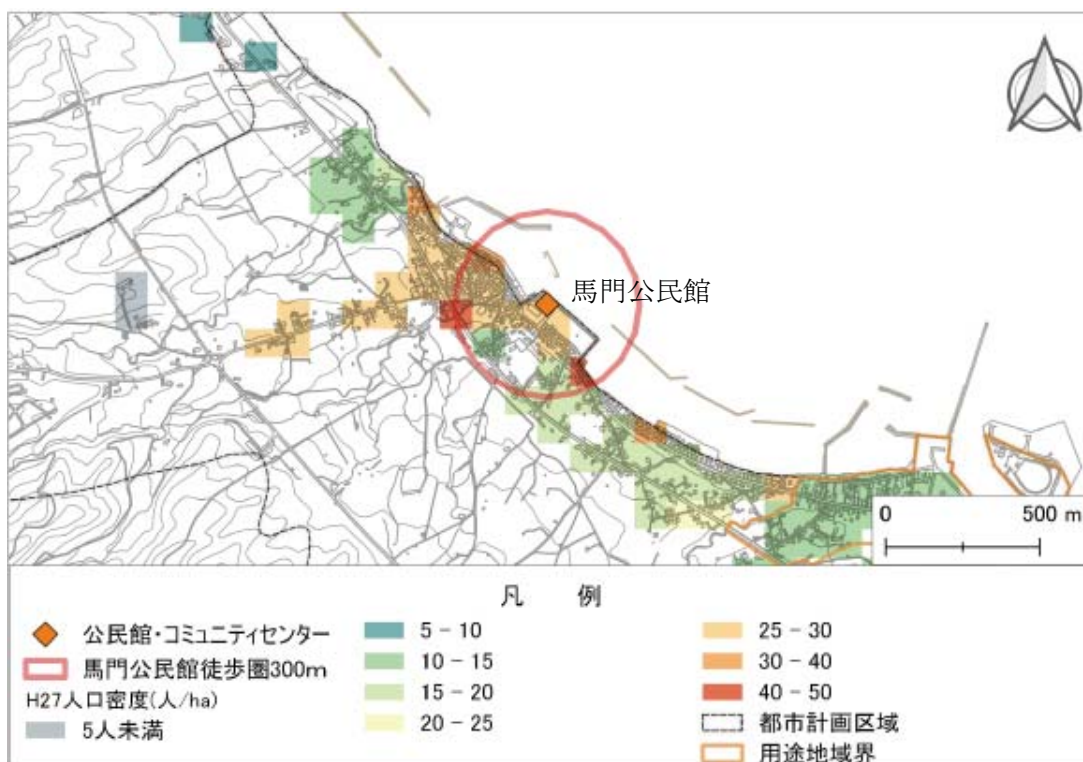
図 123 災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）①



(4) 居住区域の現状（馬門公民館周辺地区）

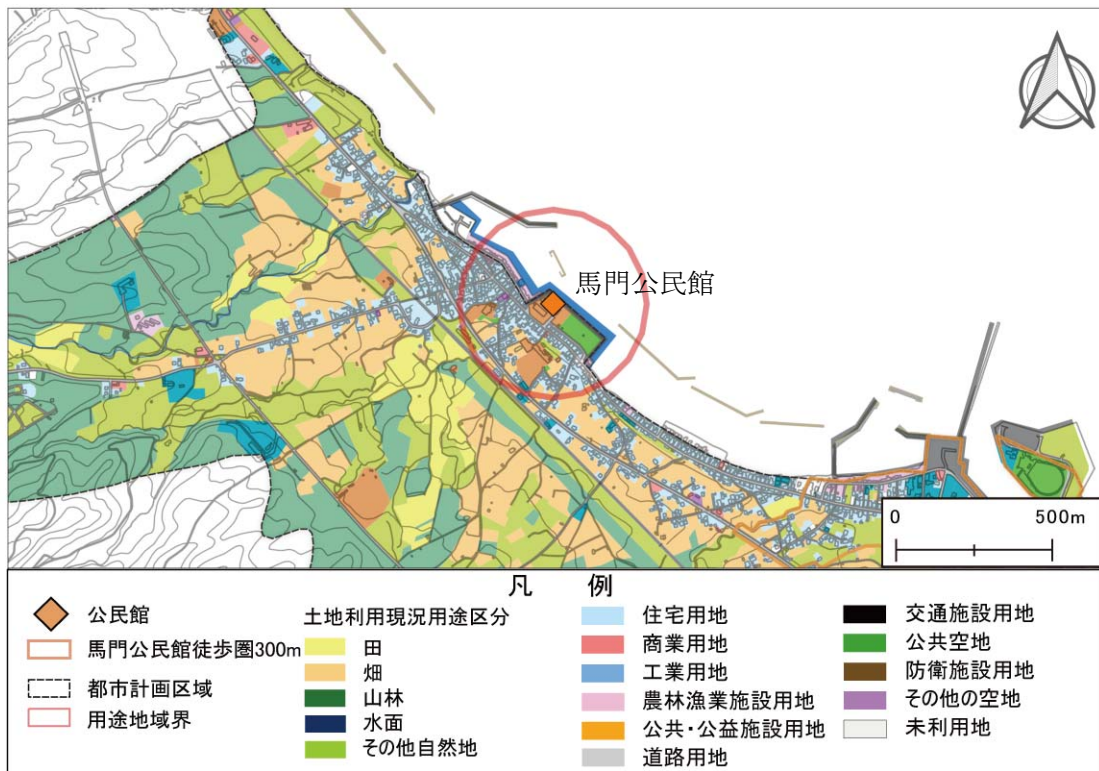
① 人口密度分布

図 124 災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）②



②土地利用現況

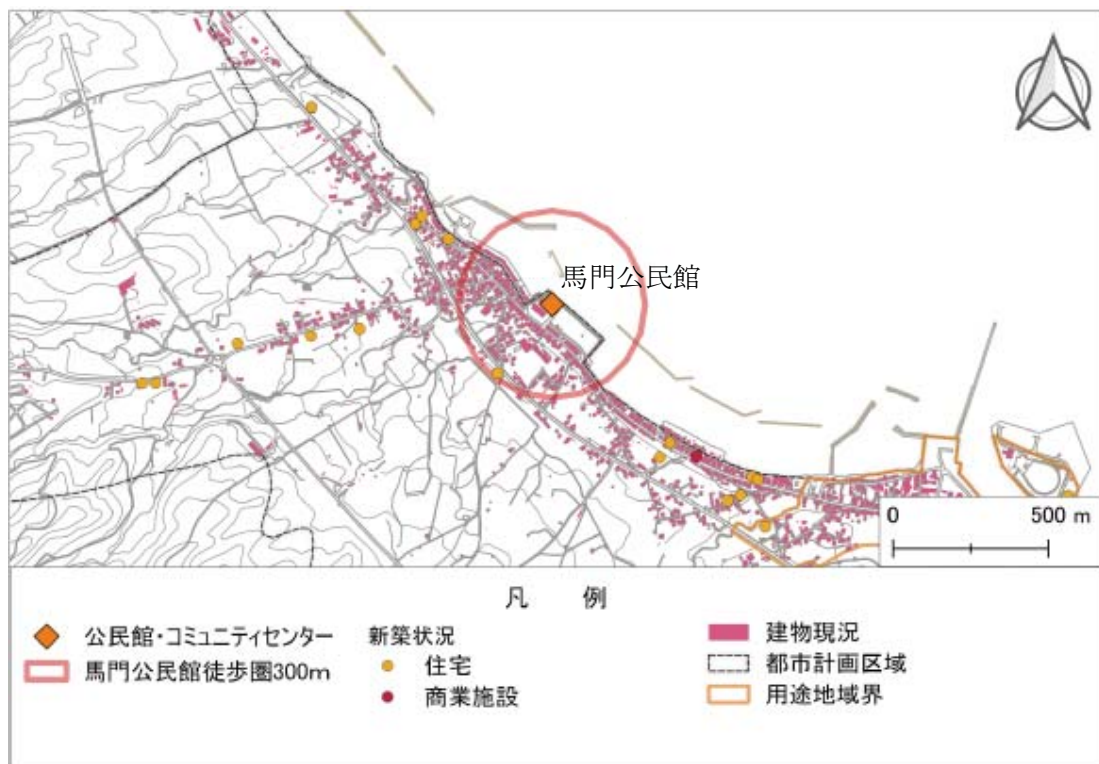
図 125 災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）③



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

③建物現況及び新築状況

図 126 災害のおそれのある地域（馬門公民館周辺地区）④

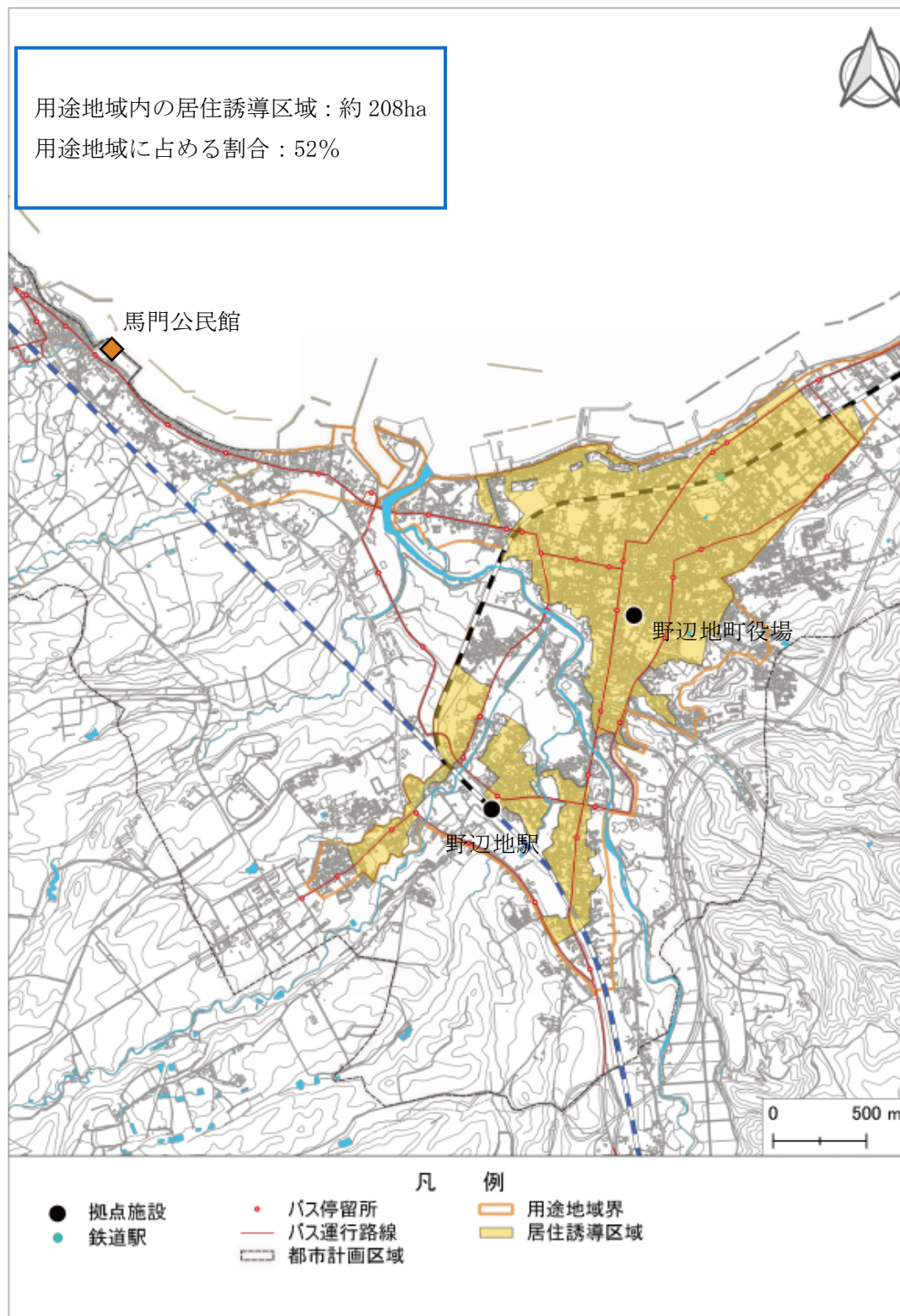


資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成 31 (2019) 年 3 月)

(5) 居住誘導区域の設定

中心拠点・都市拠点（町役場・駅前周辺地区）・生活拠点（馬門公民館周辺地区）について様々な条件を総合的に評価して、居住誘導区域を設定します。

図 127 居住誘導区域の設定



6-5. 誘導区域についての方針

本計画で取り組むべき課題について、都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定を基に、他の計画・施策との連携を図り具体的なアクションプランを実施する必要があります。

6-5-1. 人口減少に伴う人口密度の低下

本町は、地理的条件等から市街地が拡大することもなく、野辺地町役場周辺の中心市街地に人口の集積が見られましたが、令和2（2020）年の国勢調査では、DID（人口集中地区）が消滅しました。こういった人口密度の低下は、都市の魅力が減少する負のスパイラルに陥ることになります。「野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、年間観光入込客数の増加や出生率の増加等を重点的な目標としています。しかし、20～39歳若年女性人口が急激に減少していることが課題になっています。これは、本町に産科病院がなくなったことも大きな要因になっていることから、周辺市町村との医療連携システムの構築が求められます。一方、野辺地町空家等対策計画では、中心市街地周辺の空家の増加によるスポンジ化の現象が顕在化してきています。もともと、この地区は都市環境が充実していることから、今後、都市計画と連携し、空地、空家の有効利用として子育て世代のニーズやコストパフォーマンスに合わせたリノベーション等を実施し提供することや、商業地と住宅地の混在による子育て世代の定住化促進を視点とした市街地の再編を図ることを検討します。

6-5-2. 公共交通の維持

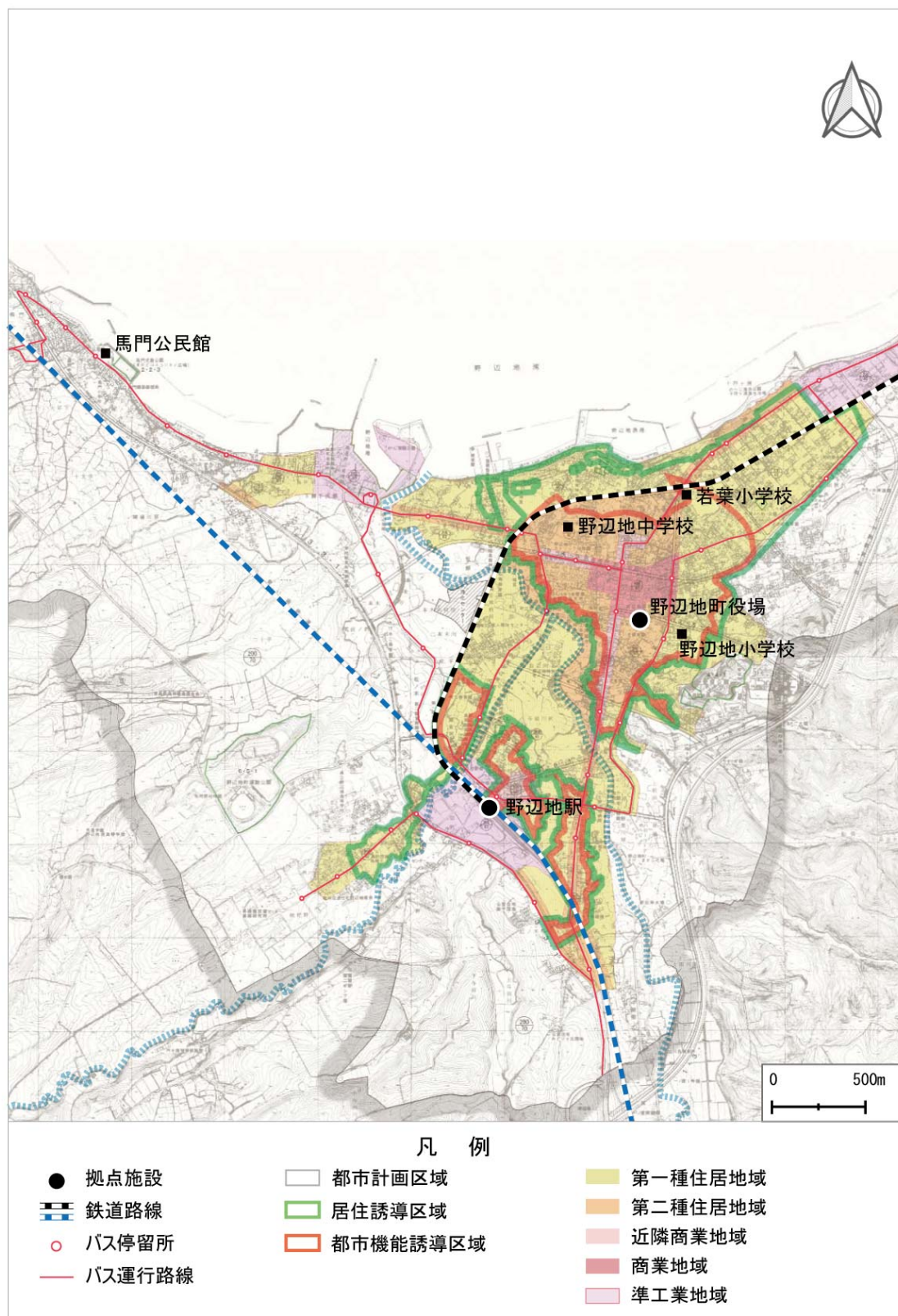
誘導区域内は、鉄道又はバスからの徒歩圏に入っています。しかし、現在のような鉄道や民間による路線バスの運行が、今後、人口減少、超高齢社会に対応した交通手段としての役割を維持することは難しいと考えられます。従来から、路線バスは主要な公共交通の手段として、サービスを提供してきました。しかし、路線延長が長い路線バスによるサービスの供給は、乗合バス事業の収支の悪化、運転手不足の深刻化等の影響により維持することが困難になる可能性もあります。立地適正化計画が求めるコンパクトシティと地域公共交通計画との連携を図り、「町民の日常の生活を支える公共交通網の形成」のため、生活拠点内を地区内交通として、地域コミュニティと連携し、デマンド型交通を基本とした新しいモビリティサービスの提供や、路線バスやコミュニティバスを基本として、生活拠点と中心拠点または都市拠点を支線交通網とし、中心拠点と都市拠点を幹線交通網とした段階的な公共交通網計画の検討をします。

6-5-3. 防災への予防・対策

立地適正化計画における災害リスクの高い地域の居住地からの誘導、様々な災害リ

スクに対応するための国土強靱化地域計画、野辺地町流域治水プロジェクト等との連携を図り、防災への予防・対策を検討します。

図 128 誘導区域図



7. 防災指針

本町は、野辺地川及び枇杷野川が町の中央を流れており、洪水・浸水のリスクがあります。また、陸奥湾に面していることによる津波、市街地縁辺部の土砂災害等の災害の危険性もあります。本町の地理的特性等から形成されているコンパクトな市街地を今後も維持し、全ての町民が安全に安心して暮らし続けるためには、都市計画の目的として自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置づけた上で、災害リスクの評価に基づく、各種防災施設の整備や避難所の整備、避難路の適切な整備、災害を考慮した土地利用、居住者の安全な土地への居住誘導等の対策が必要です。

7-1. 防災指針の基本的な考え方

防災指針は、以下の考え方に基づき設定します。

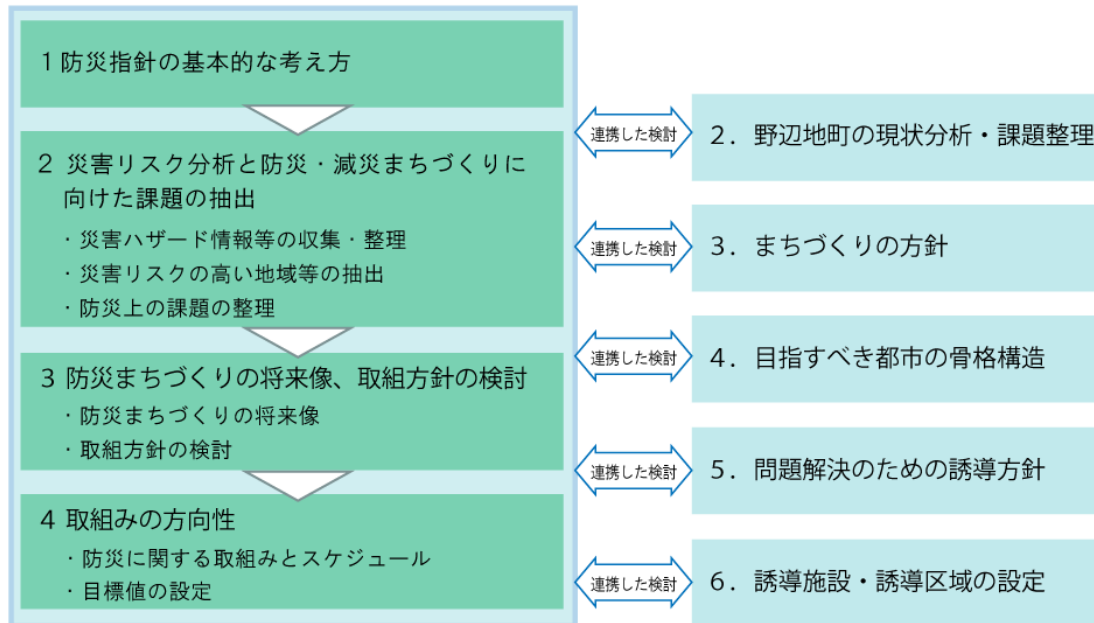
表 42 防災指針の考え方

都市計画運用指針	・防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものである。 ・様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もある。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災、減災対策を計画的に実施していくことが求められる。 ・立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取り組みを位置づけることとしている。
立地適正化計画	・近年、特に水災害については頻繁、激甚化の傾向を見せており、防災まちづくりの検討においては、洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害などの災害要因ごとに検討を行うことが必要であるとともに、災害が同時に発生することによる被害の拡大等も想定し、これらの災害を総合的に検討する必要があること。 ・浸水するエリアの広がり、浸水の深さ、浸水継続時間等は、設定するハザード情報の設定条件（降雨の規模等）や治水事業等のハード対策の進捗状況等により異なるため、これらの条件やハード対策等の現状及び将来の見通し等を踏まえた上でのリスク分析が必要となること。

7-1-1. 防災指針の設定フロー

防災指針の基本的な考え方を踏まえ、防災指針を次のフローにより設定します。

図 129 防災指針の設定フロー



7-2. 災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

7-2-1. 災害ハザード情報等の収集・整理

災害ハザード情報は、以下より収集し、災害リスクを整理します。

■土砂災害ハザードエリア情報

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

野辺地町洪水・土砂災害ハザードマップ

○急傾斜地崩壊危険区域

国土数値情報

■水災害ハザードエリア情報

○洪水浸水想定区域(想定最大規模)(2日間の雨量603mm)、河岸浸食

野辺地町洪水・土砂災害ハザードマップ

○津波浸水想定区域

野辺地町津波ハザードマップ

■地形

国土地理院 淡色地図

国土地理院 自分で作る色別標高図

■建物立地状況

野辺地町都市計画基礎調査(平成31(2019)年3月)

(1) 広域の災害リスクの分析

- 土砂災害リスクは町南側エリアに急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が見られます。馬門エリアでは馬門スキー場や柴崎地区健康レクリエーション施設周辺が土砂災害リスクの高い箇所となっています。
- 水害リスクは、野辺地川を中心に町北側エリアと沿岸部に津波浸水想定区域が指定されています。町を南北に通っている野辺地川、枇杷野川沿いに洪水浸水想定区域（想定最大規模）及び河岸浸食が指定されています。

図 130 エリア区分

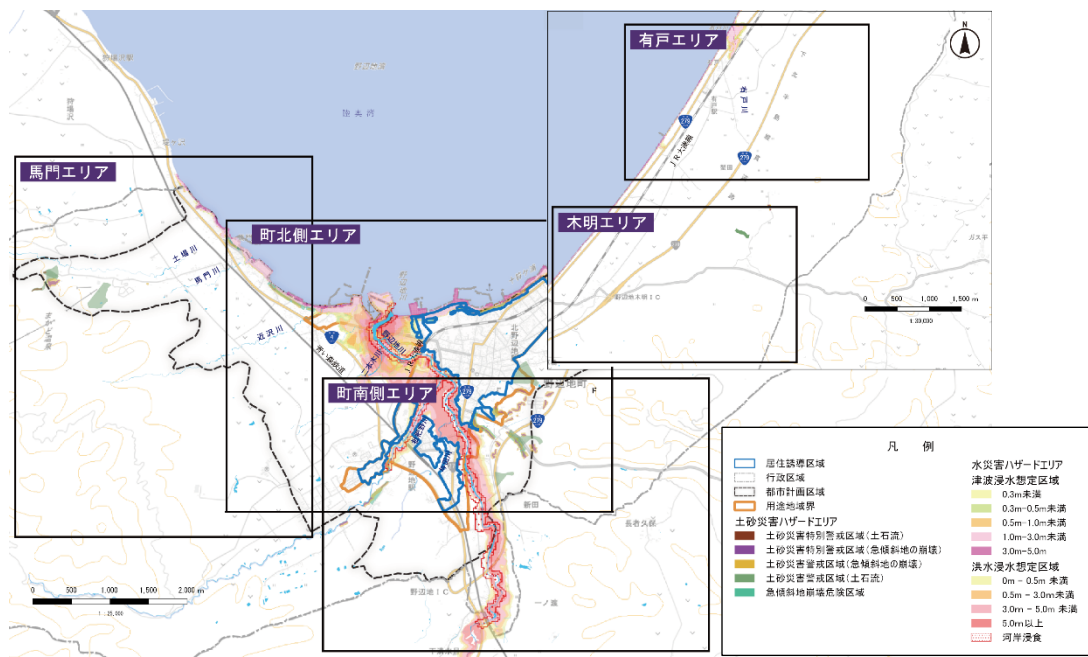
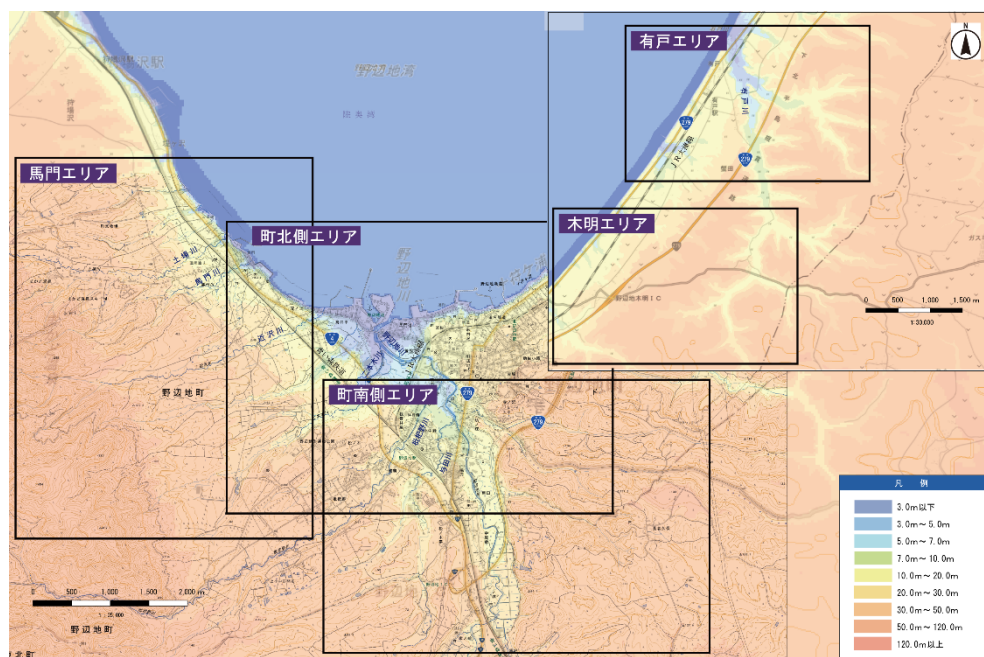


図 131 野辺地町の地形



(2) 各エリアごとの災害リスクの分析

①馬門エリア

- 馬門スキー場や柴崎地区健康レクリエーション施設周辺が土石流の土砂災害リスクの高いエリアになっています。
- 沿岸部は急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域が指定されています。過去には、台風による浸水被害が発生しています。(平成28(2016)年台風9号)
- 津波浸水想定区域が沿岸部に指定されています。

図 132 馬門エリアの災害リスク



②有戸エリア

- 土砂災害リスクの指定はありませんが、過去に台風による浸水被害が発生しています。(平成28(2016)年台風10号)
- 水害リスクは沿岸部から有戸川沿い周辺地区に津波浸水想定区域が指定されています。

図 133 有戸エリアの災害リスク



③木明エリア

- 有戸川周辺に土石流の土砂災害警戒区域及び、急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域が指定されています。
- 沿岸部に津波浸水想定区域が指定されています。

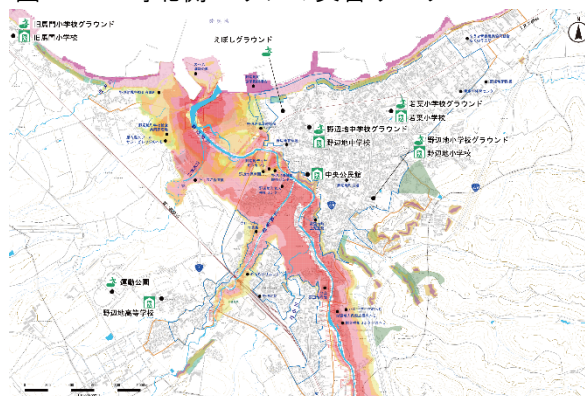
図 134 木明エリアの災害リスク



④町北側エリア

- 土砂災害リスクは陸奥湾沿岸部に急傾斜地の崩壊による警戒区域が指定されています。また、愛宕公園周辺は急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及び土石流による土砂災害警戒区域が指定されています。
- 陸奥湾沿岸部と野辺地川沿いに津波浸水想定区域が指定されています。
- 野辺地川の洪水浸水想定区域が広範囲に広がっています。浸水深5.0m以上のエリアも存在します。

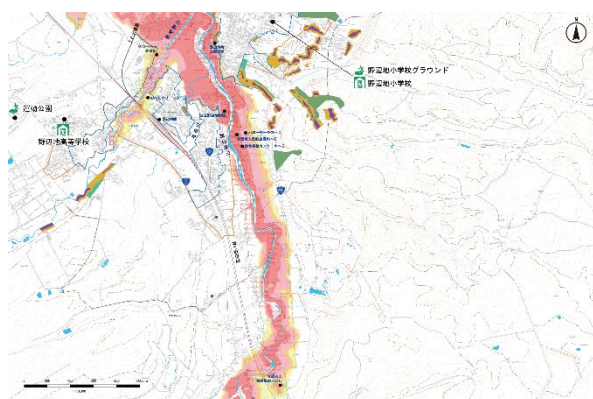
図 135 町北側エリアの災害リスク



⑤町南側エリア

- 野辺地川沿いに洪水浸水想定区域が広がっています。

図 136 町南側エリアの災害リスク



(3) 用途地域内の災害リスク分析

- ・土砂災害リスクは、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が散在しています。
- ・水害リスクは、野辺地川及び枇杷野川沿いに洪水浸水想定区域及び河岸浸食が指定されています。津波浸水想定区域は沿岸部に指定されています。

図 137 土砂災害ハザードエリア

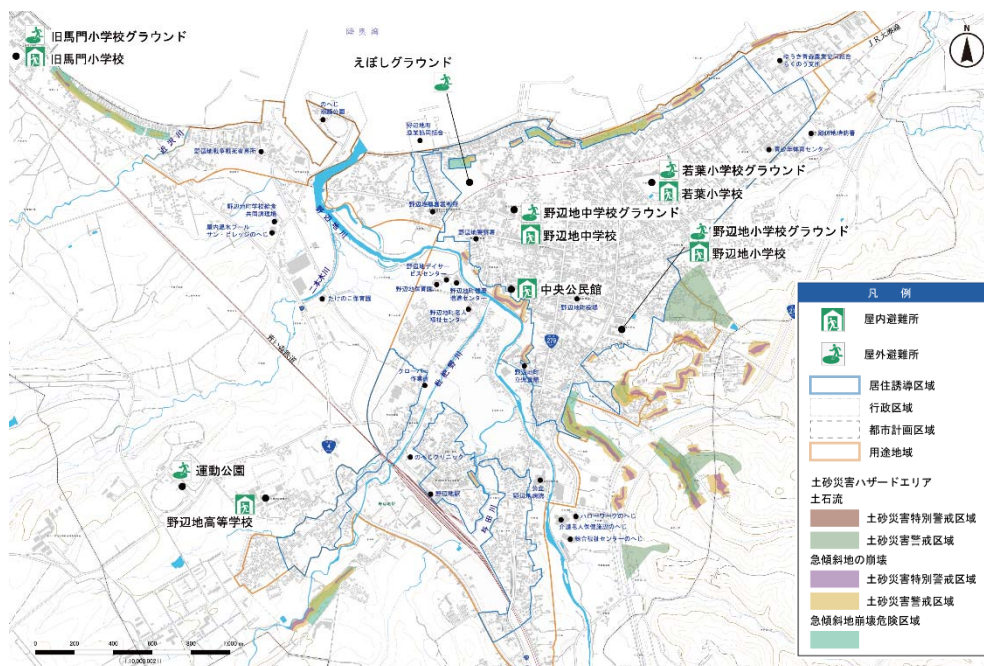
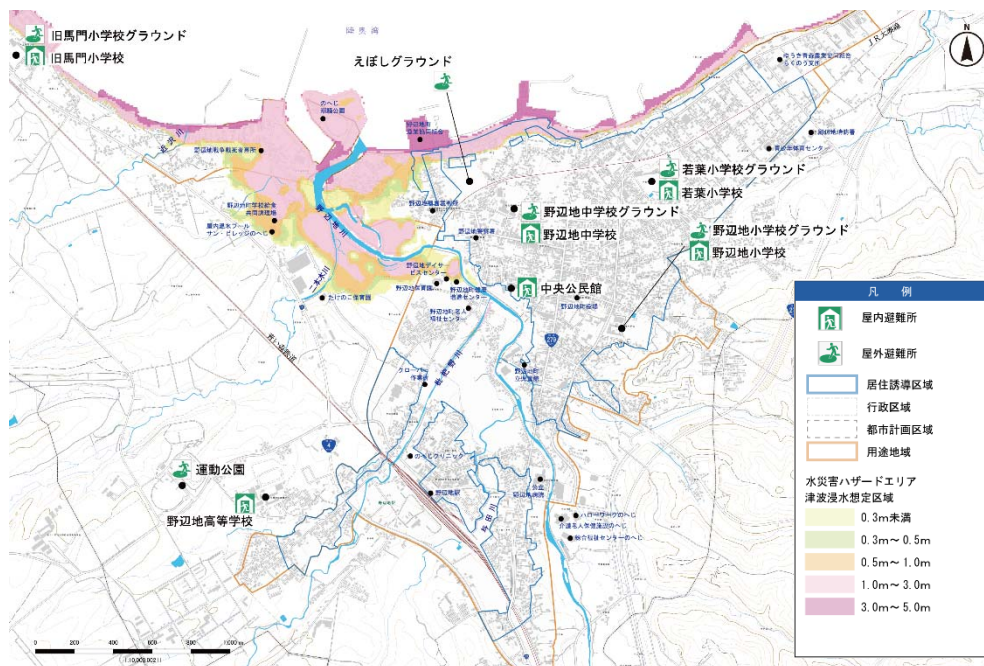


図 138 津波浸水想定区域



旧馬門小学校グラウンド
旧馬門小学校

えぼしグラウンド

若葉小学校グラウンド
若葉小学校

野辺地中学校グラウンド
野辺地中学校

野辺地小学校グラウンド
野辺地小学校

中央公民館

運動公園
野辺地高等学校

凡例

- 屋内避難所
- 屋外避難所
- 居住誘導区域
- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域
- 水災害ハザードエリア
洪水浸水想定区域
- 0m ~ 0.5m
- 0.5 ~ 3.0m
- 3.0m ~ 5.0m
- 5.0m以上
- 河岸浸食

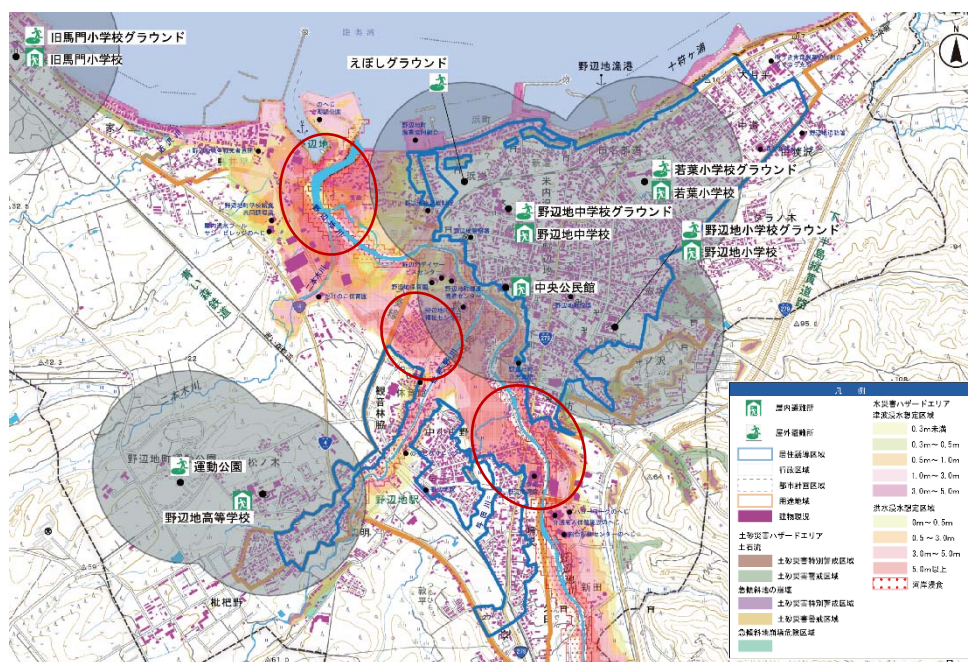
(1) 土砂災害ハザードエリア／洪水浸水想定区域／建物現況での分析

洪水浸水想定区域が設定されている地域に、住宅が密集している地域があります。また、複数の高齢者福祉施設、医療施設、保育施設も含まれています。

(2) 災害危険箇所／建物現況／指定避難所から直線半径500m

洪水浸水想定区域に指定されている浸水深3.0m以上の地域に、指定避難所までの直線距離が500m以上の場所があり、洪水浸水発生時に災害リスクが高いことから、災害発生時においては早期に避難が必要となります。

図 141 災害危険箇所／建物現況／指定避難所から直線半径 500m分析



7-2-3. 防災上の課題の整理

災害情報等の分析内容から、防災上の課題となる点は次のとおりです。

図 142 防災上の課題の整理

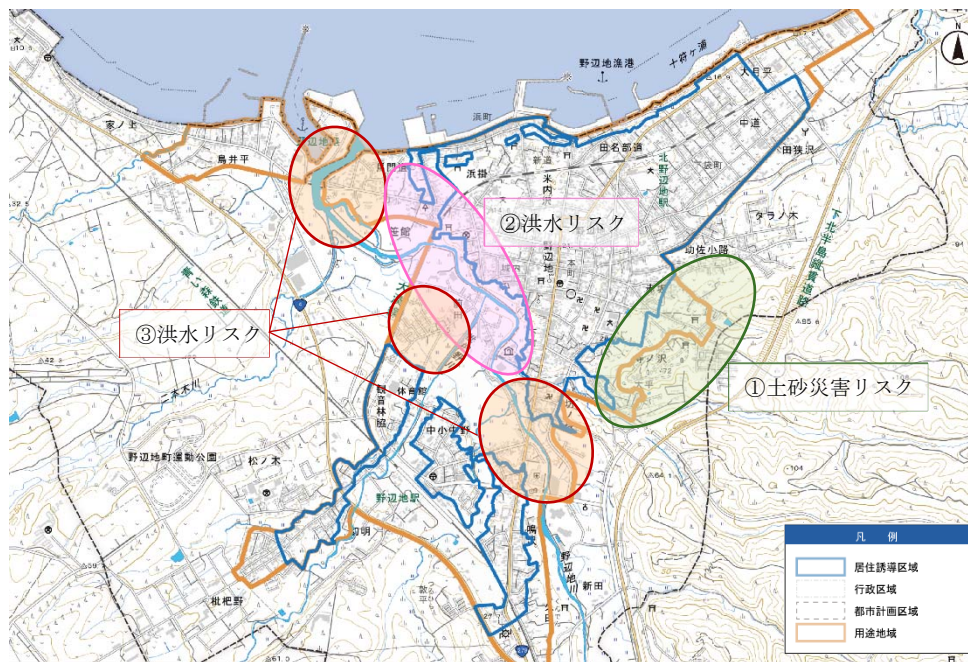


表 43 防災上の課題の整理

No	災害	課題
①	土砂災害	土砂災害リスクエリアに、住宅が立ち並んでいるところがあります。
②	洪水	洪水リスクエリアに、住宅や高齢者施設、保育施設等があります。
③	洪水	洪水リスクエリアの近くは浸水のおそれがあり、指定避難所を設けることができないため、避難時に危険が伴います。

7-3. 防災まちづくりの将来像、取り組み方針の検討

7-3-1. 防災まちづくりの将来像

現在のコンパクトな市街地のなかで、様々な災害リスクに対応し、住み続けることができる生活環境への再編、維持することを目標として、防災まちづくりの将来像を次のようにします。

まちづくりの将来像 「安全で強靱な地域を育み守るまちづくり」

7-3-2. 取り組み方針

(1) 野辺地町流域治水プロジェクトの取り組み

図 143 野辺地町流域治水プロジェクトの取り組み



(2) 防災上の課題に対する取り組み

図 144 防災上の課題に対する取り組み

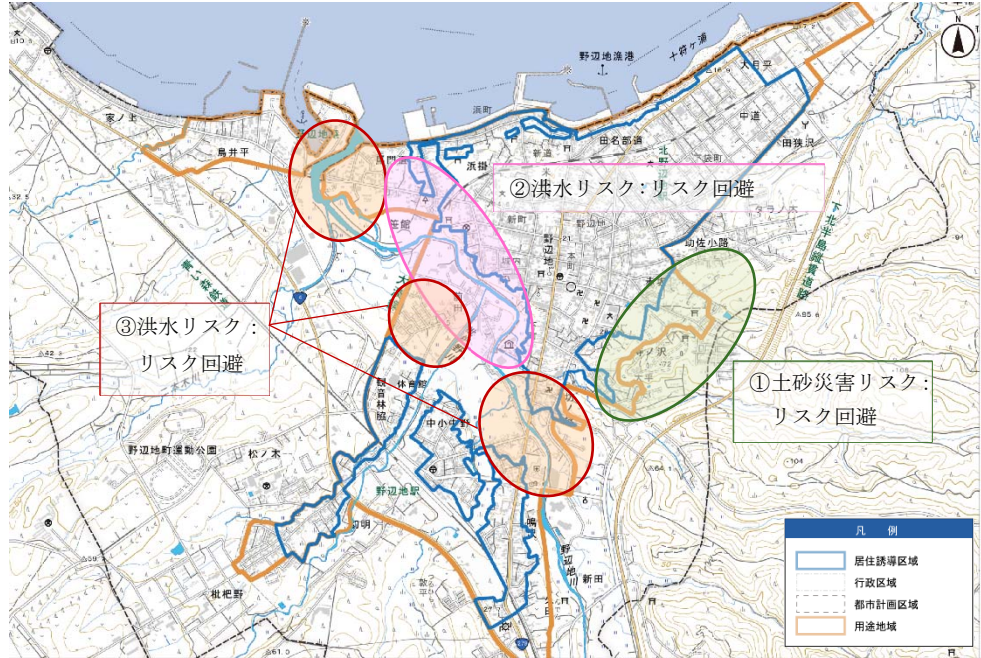


表 44 防災上の課題に対する取り組み

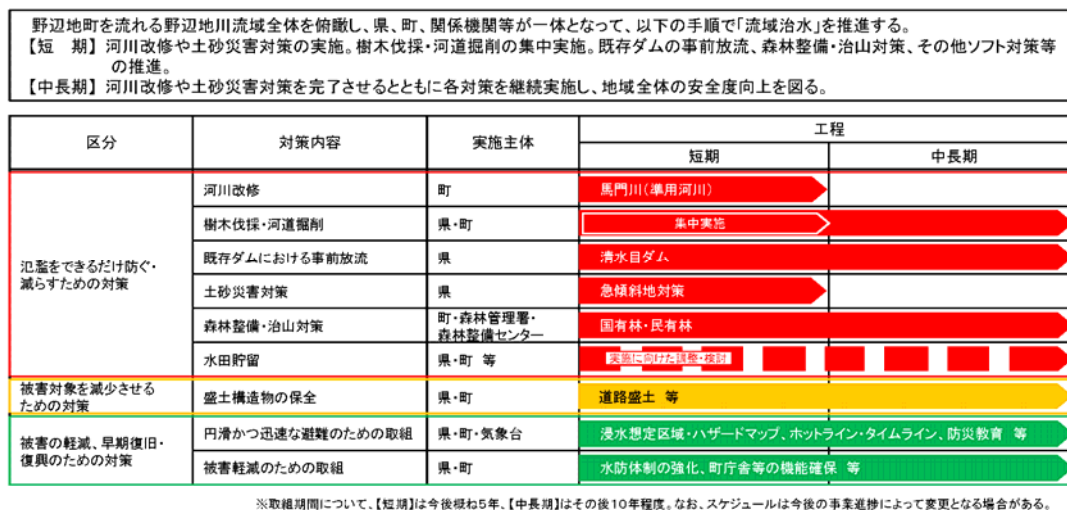
No	災害	課題	低減／回避	方針
①	土砂災害	住宅に土砂災害のリスクがある	リスクの回避	誘導区域には設定せず、居住の移転を促進する。
②	洪水	住宅や生活に必要な施設にリスクがある	リスクの回避	誘導区域には設定せず、避難計画や備蓄を強化する。
③	洪水	近くに指定避難所がない	リスクの回避	誘導区域には設定せず、避難計画や備蓄を強化する。

7-4. 取り組みの方向性

7-4-1. 防災に関する取り組みとスケジュール

(1) 野辺地町流域治水プロジェクトのスケジュール

図 145 野辺地町流域治水プロジェクトのスケジュール



(2) 防災上の課題に対するスケジュール

表 45 防災上の課題に対するスケジュール

No	リスク対策	対策内容	実施主体	実施時期の目標		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
①	回避	立地誘導	防災管財課			
②	回避	避難所運営マニュアルの作成	防災管財課			
③	回避	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	防災管財課			

7-4-2. 目標値の設定

本計画における防災指針の目標値は以下のように設定します。

表 46 目標値の設定

No	目標指標	指標の定義	基準値	目標値
①	土砂災害ハザードエリアに立地する建物戸数	用途地域内の土砂災害ハザードエリア（レッドゾーン）における建物戸数	22 戸 (2022 年)	0 戸 (2043 年)
②	土砂災害ハザードエリアに立地する建物戸数	用途地域内の土砂災害ハザードエリア（イエローゾーン）における建物戸数	新築の規制	0 戸 (2043 年)
③	避難所運営マニュアルの運用	避難所運営マニュアルによる運営訓練の実施回数	未実施 (2022 年)	年 1 回開催 (2028 年)
④	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定数	8 箇所 (2022 年)	維持 (2033 年)

8. 届出制度

届出制度とは、都市再生特別措置法第88条、第108条に基づき、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動きを把握するための制度です。

そのため、野辺地町立地適正化計画の公表日以降、居住誘導区域、都市機能誘導区域の外で、一定規模以上の開発・建築等行為を行う場合には、行為に着手する30日前までに町への届出が必要です。

8-1. 届出の対象となる行為

8-1-1. 居住誘導区域外における開発行為、建築等行為

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、町への届出が必要です。

表 47 居住誘導区域外における開発行為、建築等行為

開発行為	建築行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの ①の例示  届出 3戸の開発行為 ②の例示  届出 1,300㎡ 1戸の開発行為  届出不要 800㎡ 2戸の開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ①の例示  届出 3戸の建築行為  届出不要 1戸の建築行為

8-1-2. 都市機能誘導区域外における開発行為、建築等行為

都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、町への届出が必要です。

表 48 都市機能誘導区域外における開発行為、建築等行為

開発行為	建築行為
① 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする行為 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

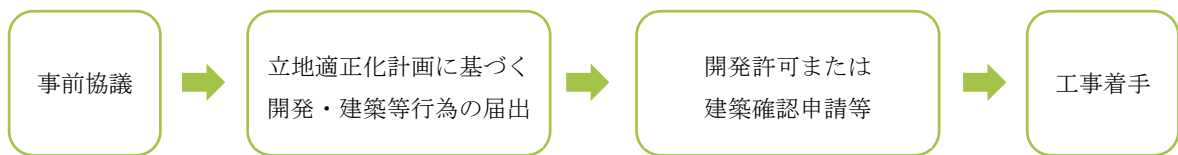
8-1-3. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、届出が必要です。

8-2. 届出制度の流れ

8-2-1. 届出フロー

図 146 届出制度のフロー



8-2-2. 届出に必要な書類

都市再生特別措置法施行規則で規定されている以下の届出書及び届出書に添付する書類を提出する必要があります。

表 49 届出に必要な書類

住宅に関する届出	(1) 居住誘導区域外における開発行為の場合	
	届出書	様式第10
	添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(2) 居住誘導区域外における建築等行為の場合	
	届出書	様式第11
	添付書類	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(3) 届出を変更する場合	
	届出書	様式第12
	添付書類	・変更内容を示す上記と同じ書類
誘導施設に関する届出	(1) 都市機能誘導区域外における開発行為の場合	
	届出書	様式第18
	添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(2) 都市機能誘導区域外における建築等行為の場合	
	届出書	様式第19
	添付書類	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 100 分の 1 以上） ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となる事項を記載した図書
	(3) 届出を変更する場合	
	届出書	様式第20
	添付書類	・変更内容を示す上記と同じ書類
	(4) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の場合	
	届出書	様式第21
	添付書類	・原則として不要

8-3. 届出書類（様式等）

- ・別紙 1 様式第10 開発行為届出書
- ・別紙 2 様式第11 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書
- ・別紙 3 様式第12 行為の変更届出書
- ・別紙 4 様式第18 開発行為届出書
- ・別紙 5 様式第19 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書
- ・別紙 6 様式第20 行為の変更届出書
- ・別紙 7 様式第21 誘導施設の休廃止届出書

別紙 1

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

開 発 行 為 の 概 要	1開発区域に含まれる地域の名称	
	2開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4工事の着手予定年月日	年 月 日
	5工事の完了予定年月日	年 月 日
	6その他必要な事項	住宅等の予定戸数： 戸

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 <table><tr><td> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </td><td> について、下記により届け出ます。 </td></tr></table> 年 月 日 野辺地町長 宛 届出者 住所 氏名		住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。
住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	について、下記により届け出ます。		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地 目： 面 積：		
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途			
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	住宅等の予定戸数： 戸 工事の着手予定： 年 月 日 工事の完了予定： 年 月 日 連絡先 (電話番号)		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別紙 3

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

連絡先
(電話番号)

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	該当する誘導施設の種類：

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第 1 項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 地 目： 面 積：
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	該当する誘導施設の種類： 誘導施設に供する建物の床面積： 工事の着手予定： 年 月 日 工事の完了予定： 年 月 日

連絡先
(電話番号)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別紙 6

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

連絡先
(電話番号)

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

野辺地町長 宛

届出者 住所
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：

用 途：

所在地：

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

連絡先
（電話番号）

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

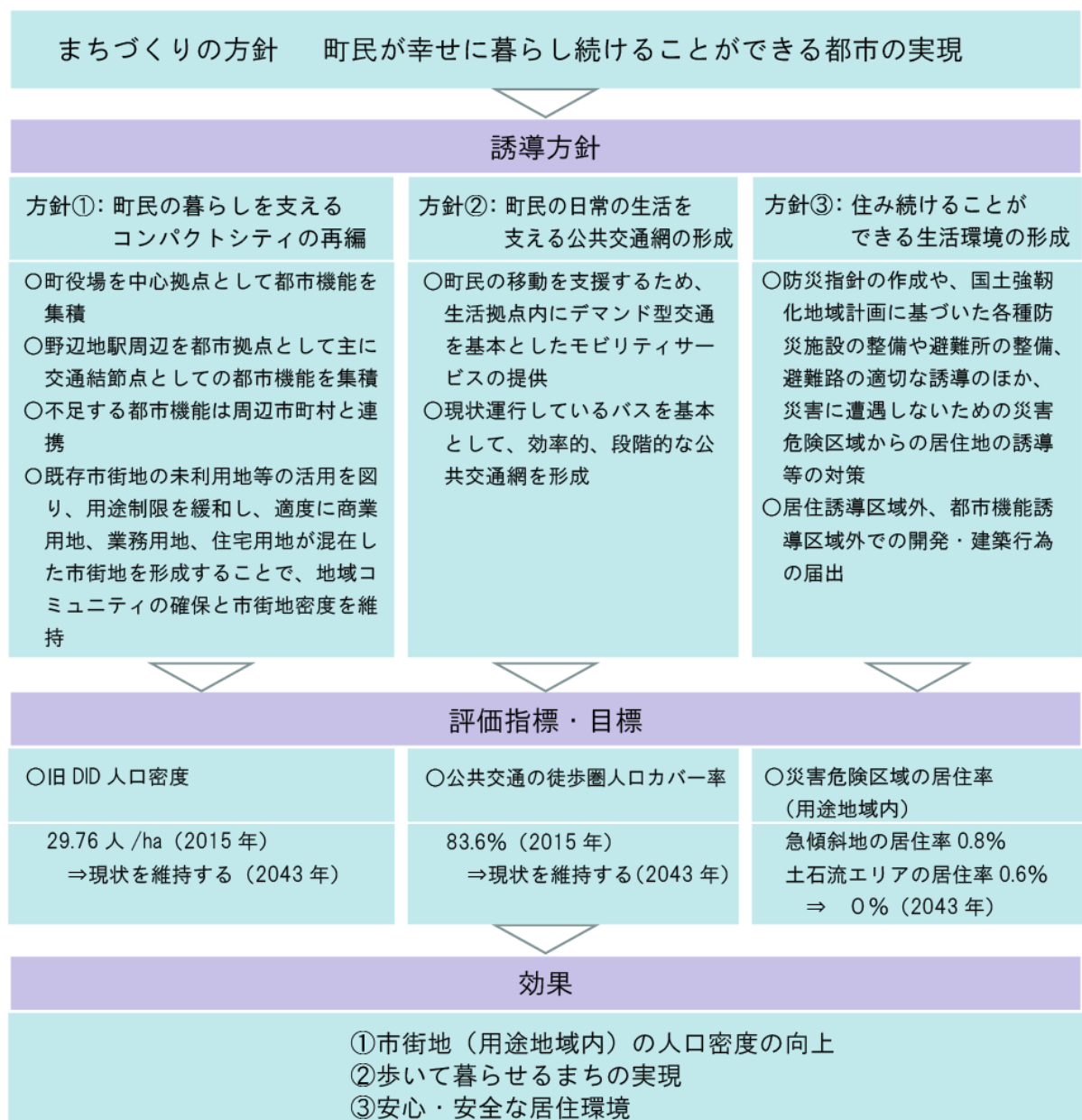
2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

9. 計画の評価方法

9-1. 評価指標の設定

立地適正化計画によるアクションプランの実施による効果を把握するために目標指標を次のように設定します。

図 147 評価指標の設定

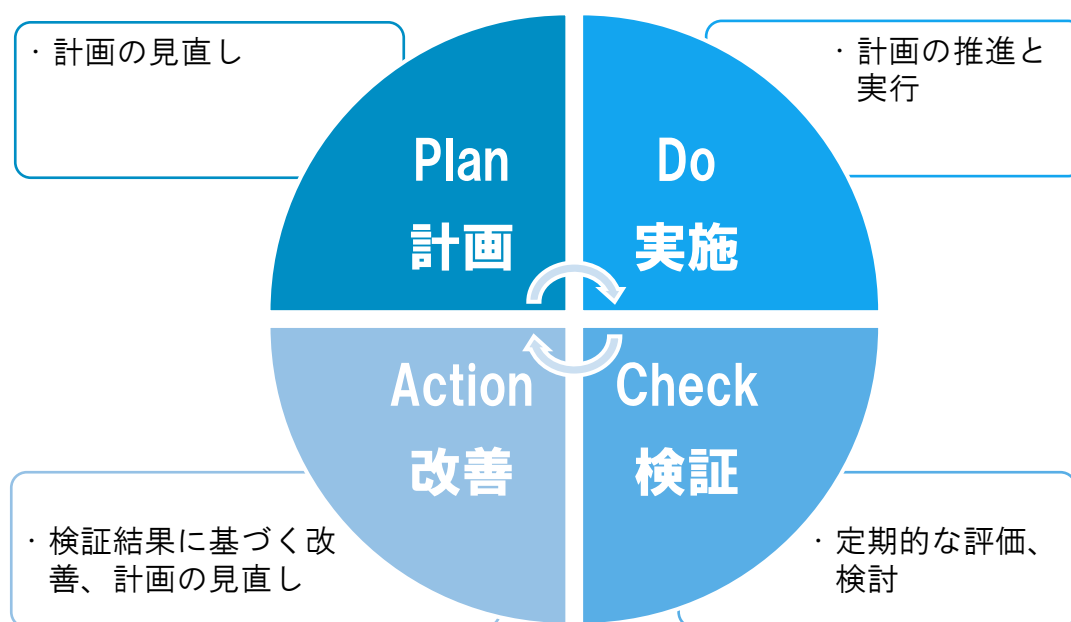


9-2. 計画の評価方法

立地適正化計画は20年後の都市のあり方を描いたものとしています。

そのため、令和25（2043）年を目標年次としていますが、概ね5年を1サイクルとして目標指標等の達成状況の評価・分析を行った上で、「PDCAサイクル」を繰り返すことでまちづくりの方針や将来像が目指す方向性に進んでいるか検討することが必要です。

図 148 PDCAサイクル



野辺地町立地適正化計画

令和 5 年 4 月

発行：野辺地町 企画財政課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

TEL：0175-64-2111（内線 261） FAX：0175-64-7510
